

令和2年 第2回 定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和2年6月15日 開会

令和2年6月17日 閉会

美 深 町 議 会

令和2年第2回定例会
美深町議会会議録
第1号（令和2年6月15日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第3号 令和元年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第28号の提案説明
- 第 8 議案第29号の提案説明
- 第 9 議案第30号の提案説明
- 第10 議案第31号の提案説明
- 第11 議案第32号の提案説明
- 第12 議案第33号の提案説明
- 第13 議案第34号の提案説明
- 第14 議案第35号の提案説明
- 第15 議案第36号乃至議案第38号の提案説明
- 第16 報告第4号 委員会報告 産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第17 休会日の決定

◎出席議員（11名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 名取明美君 | 2番 田中真奈美君 |
| 3番 和田健君 | 4番 五十嵐庄作君 |
| 5番 岩崎泰好君 | 6番 藤原芳幸君 |
| 7番 小口英治君 | 8番 中野勇治君 |
| 9番 荒川賢一君 | 10番 齊藤和信君 |
| 11番 南和博君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

| | | | |
|------------|-------|------------|--------|
| 町長 | 山口信夫君 | 副町長 | 今泉和司君 |
| 総務課長 | 川端秀司君 | 住民生活課長 | 渡辺美由紀君 |
| 保健福祉課長 | 後藤裕幸君 | 農務課長 | 山崎義典君 |
| 建設水道課長 | 杉本力君 | 会計管理者 | 政岡英司君 |
| 総務グループ主幹 | 小林一仙君 | 企画グループ主幹 | 中江勝規君 |
| 生活環境グループ主幹 | 内山徹君 | 税務グループ主幹 | 中林秀文君 |
| 保健福祉グループ主幹 | 小野勇二君 | 農業グループ主幹 | 桜木健一君 |
| 建設林務グループ主幹 | 竹田哲君 | 水道住宅グループ主幹 | 町屋英雄君 |

◎教育委員会

| | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 教育長 | 草野孝治君 | 教育次長 | 望月清貴君 |
| 教育グループ主幹 | 大堀裕康君 | 教育グループ主幹 | 和田政則君 |

◎農業委員会

事務局長 山崎義典君

◎監査委員事務局

| | | | |
|--------|------|------|-------|
| 代表監査委員 | 水本守君 | 事務局長 | 玉置一広君 |
|--------|------|------|-------|

◎議会事務局

| | | | |
|------|-------|--------|------|
| 事務局長 | 玉置一広君 | 事務局副主幹 | 服部満君 |
|------|-------|--------|------|

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので、令和2年第2回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において1番 名取議員、2番 田中議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から17日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本定例会の会期は本日から17日までの3日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告をいたします。まず閉会中の議長の動向及び各委員会の活動につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中議長が受理しました陳情等について申し上げます。厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書について、他6件であり、議会側議案に写しを添付しています。次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。町長から地方自治法第243条の3第2項の規定による株式会社美深振興公社及び株式会社アウルの町出資法人にかかる令和元年度期経営状況説明書については、議会側議案に写しを添付しています。次に、本定例会の提出議案について申し上げます。長側提出のものは、条例の一部改正8件、補正予算3件、報告1件です。議会側提出のものは、委員会報告1件です。次に一般質問について申し上

げます。一般質問通告者は藤原議員、他3名です。次に、説明員については一覧表を配布しています。尚、農業委員会外崎会長につきましては、出席となっておりますが所用により欠席しています。最後に、会期中について。新型コロナウイルス感染予防対策として議場内換気の為、一部ドアを開けております。また傍聴席において座席を空けて座ることにご協力をお願いしています。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言を求められていますので、これを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 行政報告と致しまして、令和元年度各会計の決算状況さらには今春の農作業状況と6月10日現在の農作物生育状況。さらには新型コロナウイルスの感染症にかかる緊急対策の3点について行政報告を申し上げます。まず1つ目の令和元年度の各会計の決算状況を申し上げます。令和元年度各会計につきましては、5月31日をもって出納閉鎖をし、現在計数確認と決算書の調製にあたっているところでありますが、歳入歳出の決算状況につきまして一般会計から順に報告を申し上げます。決算額は千円単位の概数で申し上げますのでご了承をお願いいたします。まず一般会計は防災情報端末機更新、防災備品の整備などの防災対策。橋りょう長寿命化や幼児センター改修など建設工事の実施の他、好調なふるさと納税による寄附金増加などにより前年度を上回る決算規模となっておりますが、一般財源の確保が厳しい状況に変わりはなく、これら執行にあたりましては経常経費の節減に努めながら諸事業の推進にあたって参ったところであります。歳入では町税4億4740万9千円で、前年度比で約1,216万円の増加となった一方、臨時財政対策費を含めた実質的な地方交付税総額は30億1,029万4千円と前年度比で221万1千円減少となっております。また令和元年度から令和2年度へ繰り越した事業は1事業9,660万円となっております。なお、繰越事業の詳細については報告第3号でご説明を申し上げます。この結果、歳入56億6,610万5千円、歳出52億7,155万8千円。差引3億9,454万7千円ほどの黒字であります。ここから翌年度繰越事業の一般財源9,660万円を考慮した実質収支額は2億9,794万7千円であります。この決算剰余金のうちの約半分、1億4,900万円を財政調整基金に編入しまして、残る1億4,894万7千円を令和2年度会計へ繰越し、一般財源といたしております。次に国民健康保険特別会計について報告を申し上げます。国民健康保険につきましては、被保険者数が

年々減少傾向にあります。保険給付金については、高額療養費が増加傾向にありますが、総額では前年度と比べ減少しております。令和元年度の決算額は、歳入5億8,173万8千円。歳出5億6,475万9千円。差引1,697万9千円の黒字となり、このうち850万円を基金に積み立てて残りの847万9千円を令和2年度会計に繰り越したところであり、なお、国保財政調整基金の年度末3月31日現在でありますけれども、1億3,834万8千円あまりとなっております。次に後期高齢者医療保険特別会計について報告を申し上げます。この特別会計の主な事業は保険料の徴収と北海道後期高齢者医療広域連合への保険料納付などとなっております。後期高齢者の被保険者数は横ばいですが、保険給付費については増加傾向となっております。令和元年度の決算額は、歳入歳出ともに7,652万2千円となるものであります。次に介護保険特別会計について申し上げます。第1号被保険者数は前年度ほぼ同数であります。要介護・要支援認定者数は前年度比2.0%の増加となりました。要介護認定等を受けた介護サービス受給者にかかる保険給付費については、前年度と比較して6.0%の増加となったところであります。令和元年度の決算額は歳入歳出ともに5億2,470万1千円となるものであります。なお介護給付費準備基金の年度末現在高は6,938万5千円余りとなっております。次に北部簡易水道事業特別会計について申し上げます。令和元年度におきましては量水器取替や機械設備等の計画的な更新を中心に行い、安定した水の供給に努めて参りました。決算額は歳入2,041万、歳出1,949万4千円。歳入歳出差引91万6千円を令和2年度会計に繰越したところであり、次に、下水道事業特別会計について申し上げます。令和元年度は公共下水道事業長寿命化計画に基づく電気設備及びマンホールポンプ所の改修工事、次年度以降の改修計画である浄水管理センターストックマネジメント計画を策定すると共に、保守管理に万全を期し、環境・公衆衛生の充実に努めて参りました。決算額は歳入歳出ともに2億6,664万3千円で一般会計からの繰入金は、1億5,008万3千円となっております。最後に、中央簡易水道事業会計について申し上げます。中央簡易水道事業につきましては水の安定供給、経営効率化に努めた結果、収益的収支で1,723万2千円の純利益が生じました。また資本的収支では2,275万1千円の不足が生じましたが、これにつきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金をもって補填した結果、翌年度繰越現金は3億3,556万8千円となるものであります。以上が各会計の決算状況の報告でございます。

続きまして2つ目でありますけれども、今春の農作業状況と6月10日現在の農作物生育状況についてご報告を申し上げます。まず気象状況についてでありますけれども、今年は積雪が平年より少なく融雪期は平年より12日程早くなりました。例年は4月22日で

ありましたけれども今年は4月10日と見ております。その後4月下旬から5月上旬は低温と日照不足、5月下旬は低温傾向となりましたが6月上旬にかけて気温は高く推移しております。降水量は4月下旬から5月上旬は平年より多く5月中旬以降は少ない状況にあります。続いて農作業状況についてですが融雪が早かったため耕起作業は平年より早く行われております。移植・植付作業については水稲は平年並み、馬鈴薯は平年より2日早く、てん菜は平年より1日早く作業を終えているところであります。また小豆の播種作業についても平年より4日早く作業を終えているところであります。この他、かぼちゃ定植作業は5月下旬から始まっており現在最盛期を迎えているところであります。生育状況でありますけれども、水稲は5月中旬の低温の影響により植え傷みが一部で見られますが生育は平年並みとなっております。畑地においては融雪が早かったため、平年より早く播種、移植、植付け作業が始まりました。秋小麦の成育は平年並み、春小麦の慣行栽培については平年より16日早く播種作業を終えました。春小麦の慣行栽培は、平年は5月7日、今年は4月21日こういう状況であります。また秋小麦については、158ヘクタールほどでありますけれども春小麦慣行栽培は149ヘクタールと計307ヘクタールほどであります。しかし5月中旬の低温の影響を受けて作物の生育は鈍化し平年並みとなっております。牧草については昨年のついでには、5月の低温、降雨不足の影響を受けましたが生育は平年より2日早くなっている状況であります。ホワイトアスパラは4月8日から出荷が始まりました。気象の影響を受けにくく安定した収量を確保出来ており6月の末日頃まで収穫する見込みとなっているわけであります。露地栽培のグリーンアスパラの出荷始めは、5月16日で平年並みでありました。しかし5月18日から22日にかけての低温や霜の影響を受け被害が出ました。5月25日には霜害前のお荷量に回復している状況であります。すでに出荷が始まっているアスパラガスについては新型コロナウイルス感染症発生の影響を受けて取引価格は前年同期より下がっているとお聞きしておりますが、今後出荷される農産物の市場価格にどの程度影響が出るのか心配しているところであります。恩根内放牧場については、5月25日から入牧を開始いたしました。6月10日現在の放牧頭数については、牛と馬を合わせて478頭となっております。乳牛425頭、肉牛45頭、馬8頭であります。なお、美深、名寄市智恵文、音威子府、中川からも入っているわけでございます。以上が農業関係の報告とさせていただきます。

次に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策についてご報告を申し上げます。世界で今なお猛威を振っている新型コロナウイルス感染症が道内で初めて確認されたのが1月28日。中国国籍の女性を1例目としてその後拡大。今なお収束せず厳しい状況が続いています。なお、国、道の緊急事態宣言や美深町の動き等について若干報告を申し上げます。

す。こうした中、国は1月30日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しております。町では対策本部設置に向けた情報収集として2月25日に主幹、課長による新型コロナウイルス感染症対策会議を経て3月2日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、4月8日から特措法に基づく対策本部に移行し、これまで9回の対策本部会議を開催して参りました。この間美深町では感染症防止対策として、児童・生徒の安全確保のための2月27日から町内小中学校及び幼児センター幼稚園籍の休業・休園を実施してきたところであり、その後、新学期がスタートするも感染の拡大傾向と国の緊急事態宣言もあり、5月31日まで休業・休園として参りました。北海道では2月28日に独自の緊急事態宣言を発出、その後全国的な感染が拡大傾向から国は4月7日、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を7都道府県に発出し、さらに4月16日には全国に拡大され北海道では特定警戒都道府県に指定されました。また4月17日に北海道から緊急事態措置として外出自粛や施設などの休業が要請され、町はこれに基づき町有施設などの休業・休館の対応をとり、その後5月25日の緊急事態宣言の全面解除、さらには北海道の緊急事態措置の解除を受け6月1日から再開しております。町では解除後のイベント等の対応について施設利用の制限を設け、今後の状況を見ながら緩和の検討を進めて参ります。町においては現在まで感染症の確認はなされていない状況ではありますが、今後美深町新しい生活様式が生活に馴染むよう町民の皆様にご周知しております。これからも気を抜かずには是非取り組んでいただき、第3波に備えた感染予防として実践して頂きたいと思っております。ここで美深町の緊急対策事業の進捗状況等についてご報告を申し上げます。この間、緊急事態措置に基づく外出自粛要請や休業要請など町民の暮らしや経済活動に影響が及んでいることへの対策として、感染防止対策の強化と生活や経済への影響緩和策を柱とする緊急支援策を実施してきたところであります。事業の進捗状況について報告を申し上げます。まず、感染防止対策の強化と致しまして実施した全町マスク配布事業につきましては、5月21日に全世帯へ発送。5月29日までに医療機関、福祉施設なども含め合計5万9千枚を配布したところでございます。なお、マスクに関しましては町内の団体、個人の方々などから美深町の教育機関などに多数のご寄贈を頂きました。また、消毒液やフェイスシールドなど多くのご寄贈を受けており、この場をお借りしまして改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。次に公共施設等における感染予防対策として空間除菌脱臭機や非接触型体温計などを整備する教育施設等感染予防対策事業につきましては、入札により発注を終えています。未だ市場では品薄の状況が続いておりますので、納品までには時間を要すると思われるところであります。次に、マスクや防護服セットを備える災害用備蓄品等購入事業につきましても、価格の動向や流通状況を見ながら発注して参

りたいと考えております。感染防止対策と同時に生活や経済への影響緩和策として国の対策2つの含めた4つの事業を推進して参りました。まず1つ目の国の施策である町民に1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業につきましては、6月10日の時点で現在の全体の95.2%にあたる2,123世帯から申請を受け付けております。この内、給付を完了したのが1,943世帯、3,711人で、世帯数で言うと87.1%にあたります。残る未申請の世帯数は113世帯となっているわけでありまして。2つ目の同じく国の施策として、児童手当を受給する世帯に対象児童につき1万円を支給する子育て世帯への臨時特例給付金につきましては、公務員の世帯を除く全世帯について6月8日対象者141世帯268名分、268万円の支給を終えております。なお公務員世帯については、各事業所の準備が整い次第、申請を受け付けした後に支給となるわけでありまして。3つ目、美深町の独自の事業者支援であります。経営支援給付金については6月10日で申請の受付を終了しておりますけれども、申請のあった事業所数が57件、給付金の交付決定額は2,770万6千円となりました。5月22日第1回目の支払いを行い6月18日が最終の支払いとなります。売り上げが大きく減少している時の資金繰り対策として活用してもらうことを重視して、迅速な給付に努めてきたところであります。4つ目の美深町商工会事業として行われている町内飲食定テイクアウトPR事業につきましては、1つとしてチラシを使ったPR事業が3件、13万2千円。2つとして防災情報端末機を使ったPR事業が1件2,200円、合計4件の補助を決定しているとお聞きしているところでございます。休業要請などが緩和されたわけでありましてけれどもお客さんの入店はまだ元に戻っていないと伺っております。事業費にまだ余裕がありますので是非これを活用してお客さんをお呼び込んで頂きたいと思うところであります。以上、緊急対策事業の進捗状況の報告と致します。また、この定例会に提出しております一般会計補正予算（第2号）で第2弾となる緊急対策事業にかかる予算を計上しているわけでありまして。引き続き予断を許すことなく完全予防に備えると共にダメージを受けた町内経済の回復、そして感染症に耐える社会構造作りに努めて参りますので議員の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 只今の行政報告に関しお尋ねの向きがありましたら発言願います。別段なければ本件報告済みと致します。

◎日程第5 報告第3号 令和元年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告
について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 報告第3号 令和元年度美深町一般会計繰越明許

費繰越計算書報告についてであります。提出者から報告願います。

川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは議案書の52ページをお開き頂きたいと思います。議案書の一番後ろのページになります。報告第3号 令和元年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について。令和元年度美深町一般会計予算の繰越明許費について別紙の通り翌年度に繰り越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。次のページをご覧ください。この繰越明許費は令和元年の第4回定例会におきまして一般会計補正予算第4号で設定したものでございます。予算課目は2款 総務費 1項 総務管理費で事業名は美深町職員住宅建設事業、金額は1億円という設定をしております。工事請負契約にあたりまして指名型プロポーザルを実施して請負業者そして契約金額を決定し、1月30日に開催されました令和2年第1回臨時会で工事請負契約の締結について議決を頂いたところでございます。この請負契約に基づきまして契約金額であります9,660万円を令和2年度に繰り越しております。この財源は全額一般財源となっております。以上で、繰越明許費計算書の報告と致します。

○議長（南 和博君） 只今の報告第3号に関しお尋ねの向きがありましたら発言願います。別段なければ本件報告済みと致します。

◎日程第6 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第6 一般質問を行います。一般質問の通告者は4人です。発言の順序は通告の順序と致します。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順に従って発言を許します。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは一般質問を始めさせていただきます。6番藤原であります。最初に長期間に渡りまして自粛に生活等に支障が出て大変ご苦勞なされている町民の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、医療関係や福祉関係の皆さんを始め、住民の毎日の生活を守るために様々に多様に連日ご奮闘いただいている多くの関係者の皆様に感謝を申し上げるとともに敬意を表する次第でございます。現在、世界各国でコロナウイルスとの戦いが続いております。日本でもようやく状況が改善してきておりますけれども、まだまだ油断の出来ない状況であり、今後も第2波、第3波の感染が懸念をされており終息までには年単位の時間を要し、新生活様式は日常のスタイルになるとも言われております。この世界規模での危機に日本では第二次世界大戦後に匹敵するほどの社会危機、経済においてはそれ以上のダメージになるとも言われており、大きな社会変化が起こることも予想

され、コロナ終息後の社会がどう変わるかということに関心が高まっております。全世界の社会環境が変われば当然日本社会も変わらなければなりません。我々も変化に合わせた対応に迫られるということになることが重々予想されるところであります。今回の事態で私達が生活していく上で必要なものとは何なのか。普遍的な価値とは何かということを考える機会となり、グローバル社会による世界との連携が思わぬリスクになることも露呈しました。都会の生活から田舎暮らしが見直され、サービス業に偏り過ぎた産業構造から農業による食糧生産、国内自給率の向上や自国に生産基盤を戻し、内需拡大による経済復興に転換を目指す動きも予想されてきています。本町でも多くの総会、行事、イベント等が中止や変更が余儀なくされ企業も当たり前でできたことができなくなり、影響はまだまだ続きそうではありますが、これが新たな可能性が生まれるチャンスになるということも十分考えられます。以上のようなことを中心にしまして、町長には3項目について具体的に質問していきたいと思っております。1項目目として、今回の前例のない事態にこれまで必要な対策を迅速に対応し、先頭に立って指揮を執ってきているわけでありまして、町長は今回の事態をどのようにまず受け止められているのかをお伺い致します。2項目目として、現在本町では将来の方向付けをする第6次総合計画の策定に向け準備を進めていますが、今回の事態を受けてこの町の将来像や基本構想及び基本計画の内容にどのように反映させていくのかを伺います。3項目目として、今後社会情勢の変化に対応した町づくりが求められていくと考えられます。町民とともにどのようにこれらを進めていくのか、この3点について町長に伺うものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 冒頭、前例のない事態ということで町長にどのような基本的の考え方といいますか事態に受け止めているのかこういうお尋ねがございました。したがって私としては、人口減少・高齢化社会にあるわけでありまして、新型コロナウイルス感染症の発生、これは社会的な危機ではもちろんありますけれども、生活や暮らしの変化を問われているのかなと考えているわけでありまして。したがって国もそうでありまして、我々もこれ以上感染者を出さないと。さらには暮らしや経済をどう守るか。努力していかなければならない。そういう基本的な考えにたっているわけでありまして。しかしながら、今やっている施策、さらには我々もやっているわけでありまして、十分に住民に満足させるものではないのかな。なかなか住民全員に満足させるものにはならないのかなと考えているわけでありまして。ただ、これからは今までの生活や暮らしを取り直すことが問われているわけでありまして、これの見直し等も重要ではないかと思っております。言ってみれば社会情勢に対応した町づくりが必要になってくるのではないだろう

かなと、こういう基本的な考え方にたっているわけでございます。次に2点目の総合計画に絡めた話、さらには社会情勢変化に対応した町づくり等々があるわけでありましてけれども、それらについても関連がありますので一括して答弁させていただきたいと思っております。第6次総合計画の策定に向けた将来像や基本構想及び基本計画の内容にどのように反映させるのかということでございますけれども、社会情勢の変化に対応した町づくりを町民と共にどのように進めるのかという質問でありますけれども、30年9月に発生した北海道胆振東部地震そして今回の新型コロナウイルス感染症など想定外のことが、全く想定していないようなことが次々と起こってきているわけでありまして、本当に色々な経験をさせられるなと思っております。しかしながらその経験を活かしながら、自然災害や新しい感染症などの脅威に耐えうる町づくりを目指すことを基本に総合計画にこれらを反映させ、町民とともに町づくりを進めて参りたいと考えているわけでございます。今回の新型コロナウイルス感染症を一つの例として考えるならば、先ずもって安心安全な町づくりという点からどのような安心して受診できるような医療体制ということが問われるのかなと思っております。また社会情勢、社会経済の安定という観点で見ると基幹産業であられる農林業を中心とした大きな変化にも耐えうる経済環境の確立が大事ではなからうかと思っております。そういった中でありまして、ただ残念ながら担い手の確保だとか基盤整備の強化が重要となるわけでありまして、その辺が少し進んでいないそういう面もあるわけがあります。しかしながらこれからを目指すところはこれまで進めてきた基本的な視点と大きく変わるものではありません。この感染症から得られる経験と知識を意に留めて進めていく必要があるかなと思っております。今回の新型コロナウイルス感染症の発生により様々な分野で考え方の転換が必要になる部分もあると思っております。これまで美深らしさが誇れる町づくり、住民が安心して暮らしていける町づくりの基本的な部分に大きな変化はないものと考えますけれども、今後においても新たな脅威がいつ発生するとも限らない中でその事態に振り回されず、言ってみれば一喜一憂せず冷静に受け止めながら社会情勢の変化に対応できる町づくりを進めることが大事というように考えております。ご質問の中にあるように考え方の転換において新たな可能性が生まれるチャンスでもあるという捉え方もあるわけでありまして、大事な視点かなとこう思っております。今回のコロナウイルスによって日本は元より全世界において社会経済環境が変化していくのだろうと思っております。その変化にも対応すべく対処して参らなければいけないと思っております。具体的には現在次期の総合計画に反映させることは非常に難しいわけでありまして、これを進めてきた町づくりの基本方針それほど大きく変わるわけではありません。災害に強くこの地域の資源特色を活かした町づくりを町民の皆様とともに考え、ともに行動できるよう進めて

参りたいとこのように考えるわけであります。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今、町長からまず町長のまず最初に町長自身の考えとしてどう感じているのかということをお聞きして答えて頂いたわけですが、そんなに町長と認識の差が大きい中で話ができるということで安心はしているところではあるのですが、この中で最初に第6次総合計画について。基本的にはそう大きく変わるものではないだろうという中で今回のものをどう取り込んでいくのかというのは当然町民との協議で進めてきたことなので、どのようにやっていくのかなというのは関心はあるところではあるのですが、スケジュール自体に他の自治体では、これらの関係で色々会議等の制約がある中でなかなか予定通りにはできないという可能性もあるというような自治体も出て来ているようなのですが、美深町においては今後のスケジュールに関しては同じような形でいけるのか、何か今回の事態によってもう少し町民との会議の中でこのことをもう少し協議をしていく事態が必要になるのかどうかちょっとその辺お伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 次期の6次計画で大きな事業等の順序が狂うとかそういうことのお尋ねかなと思いますけれども、今何を一番先に持ってくる、そして何を後半に持ってくるという仕分けはまだこれから進める段階であります。したがって今人口減少が進んで高齢化社会そういうことを踏まえていくと、そして持続する美深町をどう作っていくかとそういう観点に立ってここ何年か進めておりましたのでそう大きく変わることはないだろうというように理解はしております。しかしながらこれを機会にもう一度みんなで直していくという作業が必要になってくるのだろうと思います。そういう中であっては具体的には議員の皆さん各位にも色々ご相談をしていかなければならない部分も沢山出てくるのではないかなと思います。しかしやるべきことはやらなければならないと思っております。非常にきしっとした組み立てはまだ6次計画はこれからでありますから具体的には作り上げていないわけでありましてけれどもその辺のことをご理解頂きたいと思っております。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） そうしたら6次計画そのものはこれから進めていくことですので、そのようなことも踏まえた中身になっていくということを期待をするわけでありまして。そして、それで町長は今これまでの先程の行政報告の中でも現状について色々触れられていた中で今美深町のこの新しい生活、美深町新しい生活様式ということで先週ですね。回覧板だから全世帯に配布になったものだと思います。そしてこの中で一人ひとりが行う行動だとか町内での生活に関することは色々これまでずっと自粛期間にも言われてき

たことではありますけれども、見やすくまとめさせていただいた部分ではあります、今回これを発行することによって、恐らく道でもこの新北海道スタイルというものをほぼ似たような形で出ていて、まず北海道が2月に緊急事態宣言を出す時に当然鈴木知事は全道の町村議長会だとかそういうところと連携をしながらやっているということを言っておりますので、今回のスタイルに関しても美深町だけではない当然全道の町村が連携をしてやっていってその中で美深町もこういうことでやっていこうということでないのかなと思うわけですが、今美深町はご存知のように感染者が出ていない。美深町だけではないこの地区全部出ていないわけですから、そういった中でこの新しい生活様式の中で町民とともに目指すもの、どのような目標を持って町民とともにこういう行動を指針を目指していくのかということについて目標というようなものがちょっと見えないのですが、その点ちょっともう一度町長の方からお話をいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 北海道においてもこれと似たようなものが出ています。さらに町としても全戸配布になったと。ただ実は対策本部で協議した段階では回覧でやるかな。それも回覧でありますから中々一戸配布にならないのではないかとということもありまして、出来れば紙質もよくして時間表、JRだとかバスだとかそういう時間表の下にでも貼ってくれたらいいなと思ってこういうものにしたところでございます。そういう経過もあるわけで、ただ北海道も似たような物を作っているということを承知しているわけでありまして、ただ北海道も似たような物を作っているということは承知しておりません。我が町としては積極的にこういう物が住民は求めているのではないかと、これを積極的に出したつもりであります。これがこれだけで十分なものかどうかという、これはどちらかと言うと感染者を出さないことを留意して書いている。新しい生活様式それももちろん変えていかなければならないわけでありまして、そういうところも具体的なことまでは触れていないわけでありまして。しかしながらそれぞれが生活、今までの生活を見直していく、どうあるべきか。それを個々に反省をしながらそれぞれの企業にあっても行政にあっても個人個人にあっても生活スタイルはやっぱり見直していくものがあるのだろうというように私は思っております。そういうことでここでは書ききってはおりませんが、そういうことも踏まえて新しい生活様式ということを謳いながら書いていただいているような状況で配布させていただいている状況でありますのでご理解をいただきたいです。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 町独自ということ、私は他の町のことを情報として持っていなかつ

たのでそうなのかなと今思ったところではあるのですが、これ今町は防災端末にも出ていますし、インターネットのホームページにも当然出て、そして今回こういう形で町全世界帯に配布になったという事で情報はどんどん出せる状況にはあるのですが、今言った町長が目指しているもの、こういうようになっていただきたいということが中々町民とコミュニケーションが取りにくい、今環境になっております。そういった中で町民がどう認識してこういうことを進めていこうとしているのかというのが非常に掴みづらい状況になっていると思うのですが、こういったものを町がやろうということで町民に対しての周知徹底という言い方は、そこまできついものではないのかもしれないですけども、その辺町がやっていきたいことをどういう機会を通じて町民に理解してもらえようかなことを進めていくのか。そこで回覧板に書いてあったことの中で、これを出すにあたっての回覧板に書いてあった文言、新型コロナ感染の蔓延を防止のため新しい生活様式を作成しました。これを参考に感染拡大の予防行動に協力をお願いしていきますというようなことが書いてあったのですが、ここの辺はまだ発生しておりませんので蔓延防止という形がちょっと僕は引っ掛かったのですけれども、この地区で発生をさせないような形で皆で協力していきましようという趣旨だとは思いますが、その辺をもう少し町民がなるほどという形で分かりやすいような形の情報の出し方というのかな。そういったものをもう少ししていく必要があるのかな。当然すぐ1日、2日でできることではありませんので長い時間のかかることではありますが、その辺に関して町民とのコミュニケーションどのように今回これに関してこういう事態の中でとっていけるのかどうなのか。そこら辺は町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 見方は色々あるのだろうと思いますけれども、正直言って我が町お陰様で感染者が今発生している状況にはございません。それは、1つは確認されていないということでもあります。ひょっとするといえるかもしれません。そういう状況があるものですから、どちらかという和生活を少し規制してほしいということを中心にこのパンフレットは作っているわけでありまして、ご理解を頂きたい。したがって、将来に向けた生活様式等々の見直しどうしていくのだという部分については、まだまだこれから議論をしながら色々皆で協議をしながら直していかなければならないという部分だろうと思っております。

本当に上川北部は特に感染者が、今、発症者がいないという、いるかもしれないけれども確認されていないという状況でありますから有難いのでありますけれども、そういうことを中心におさえているところでございます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） もう一点だけ、今のに関連して町長にお伺いしたいのですが、この生活様式の中では外出、人の移動に関する部分というものは特に出ていないのですが、今国では県をまたいだ移動は控えて下さいと。北海道の場合は1つの道ですから当然釧路に行こうが函館行こうが県をまたいだことにはならないわけでありましてけれども、その中で知事が、札幌がああいう状態なものですから、札幌への行き来、これをなるべく控えてくださいという中で出ているわけですが、今までも緊急事態が出ている間、そして自粛の期間の間も町民はそういうことを心配して、非常にどこまで行ったらいいのかなということ随分気にしていたと思うのですよ。そして今回、自粛が緩和されて、こういった形の中で、1人ひとりの行動の目安というものが出来た中で、その住民の移動、これは来るなどと言われてもその人たちには何もできないわけなのですが、それぞれの町村でこういうことをやっていれば考えて頂ける部分はあるのかなと思うのですが、美深町民において色々札幌には中々行かないだろうけれども、そういった形の不要不急の外出等に関しては、町民自信で判断して行ってくれということなのか、町としては何か十分注意してというそういうメッセージ的なものを出す考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 各関係団体というか、国は国において、更には、道は道において、そして町は町において、それぞれの通知をしているところでございまして、それぞれ気を付けてほしい。国においては、県は、東京へはまだ入ってはいけないよとそういうこと。道についても札幌近辺は遠慮してくださいよと、そういう自粛の通知をしているところで、町としてもそういうところまで書ければいいのかもしれませんが、それは国なり道なりの方針があるものですから、ご理解を頂いて町民はそれを理解してくれて、これはこれで町は町で出したやつを理解してくれているのではないかという観点に立ちながら、私はこれを出してつもりです。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 中々この部分に関しては、ここは大丈夫ですからということは早々言えるものではないですが、道や国の方針に準じた行動をお願いしたいということであればその辺もう少しはっきり伝えてもいいのかなという気はいたします。あと、その今の人の移動の関わる部分ということでちょっと思うのですが、今まで本州だとか海外から色々美深町に来て頂きました。これはもう正直期待していた部分ではあったのですが、今の状況だと、どう回復するか全くわからないような状況であります。そのような

中で先程町長も言いましたように、この美深町だけではない、天塩川流域なのですよね。士別から天塩まで、天塩川流域はどこもゼロって言い方をすると先程町長が言った陽性確認者が出ていない。そんな地域であります。そしてそういう中でどのようにして人の移動だとか交流、そういったものを起こしていくかと考えた場合に、この天塩川流域の町村でもう一度原点に戻ってといたらおかしいですけれども、その町村内での交流の推進というものを色々考えられるのではないのかなという気がいたします。美深町は同じ地域の中で定住自立圏構想だとか北いっしょだとかというそういう色々連携した取り組みをしております。元々は違う目的で作ったものではあります、こういった機会にそういったこれまで作った協議会などを活用し、ここの地域間での交流事業そういったものが実際可能ではないのかな。中々こっちは大丈夫な地域でありますので、都会に向かってどんどんいらして下さいと言うことは中々言いにくい、そういった状況ではあると思います。この地区の中でのその今はもう一度地域間の交流というものをこれまで締結してきているいろいろな協議会等を利用して、地域間交流に活かしていくということ、今やれることではないのかなと思うのですが、その辺に関しては町長どう思われるでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 世の中が段々進んでいくと、今、藤原議員が言われたようなことも将来的に考えなければいけない部分も出てくるかもしれませんが、今の段階であれば国の方針だとか道の方針等々があって、その広域圏だとかその流域だとかそういうことを積極的にそういう会合だとか行事だとかそういうことについてはいかがなものかという指導といいますか、そういう考え方もあるわけで、加えてここは塩狩峠からこっちですから士別以北、中川ずっと来るのですけれども、名寄・士別等の大きな町もあるわけがありますけれども、そういうところではそういうようにはなっておりませんので、我が町としてそういう議論を今の段階で持ち上げてちょっと対応出来ないのかな。やっこの間の段階で知事が各総合振興局段階で会議を持つようなことをいって、知事そのものが来るわけではなくて、振興局の局長と保健所の所長だとか振興局の部長さんあたりが来て、町村長あるいは商工会の会長さんだとか集めてこういうことをそして今の状況をお話するくらいのこと、将来のことについては具体的なことをやっている段階ではございませんので、ご理解頂きたいと思います。まだまだ時間がかかると思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今の町長の答弁だと、恐らくそういったことは今の時期的にまだそういう段階ではないだろうというようなことなのだなと思ったところですが、状況が少しそういう動きが出てきた場合には、美深町長はこの近辺でも長く町長をやってお

られる方ですので、是非とも美深町長にその辺イニシアチブとして頂いて何か進めていって、少しでもまず地元の人との交流が図れるような、今まではどちらかと言うと遠くに行くこと、そして遠くから来てもらうということに少しなりすぎてしまっていた部分があって、地元の良さというものを割と近隣の中では置き去りになってしまっているような気が多少致します。そういった機会がありましたら是非、町長にはリーダーシップ取って頂いて、そういうようなことが1つでも2つでも出来れば有難いな。そうなって頂きたいなという思いもございますので、是非そういう時にはよろしくお願ひしたいなと思います。それでもう1つ、2つ聞きたいのですが、今回の色々なこのコロナによって田舎暮らしというものに対して国民が色々な意味で高まってきているのかな。今までは話としては出て来て中々そのきっかけとして、今、テレワークだとか色々な形で都会に居なくても、ものがどんどん出来るような時代になってきて、これが何処まで今後進むかはわかりませんが、田舎暮らしに対する生活の見直しというものが大分都会の中では進む可能性があるのではないかな。その時に、では対象となるのが美深町になるかどうかということは、これは難しいこともあるのかもしれないですけども、この農業というのも、経営としての農業だけではなくて、その生活の中に農業スタイルというものを取り込む、そういった農業を基本として自分が生きることの出来ているこの大地で作物を生産し、生活スタイルということも今後随分出てくるのではないのかなという私は期待をしているわけですけども、そういった場合には、北海道というのは魅力的な地域にはなるのかなと思っはいるのですよね。今は中々農業の経営ということだけでいくと、夢だけでは中々難しい現実もある中で、そういった農業経営、自営業としての農業、経営者としていくら売り上げを上げるかという農業だけではなくて、生活スタイルの中に、そういったものを植えて育ててという、そういう人たちも随分出てくるのではないのかな。そういったような移住政策というものも考えられるのではないのかなというふうに思うわけでありまして。そこは農業の色々な仕組みがあるので一概には今まで通りにはいかない部分があるかもしれないですけども、なんせ今回のことによって今までのものに何もこだわることがなくて色々ことが起こってくるのではないのかなという、そういった状況の中でそういう考えも受け入れ側として持つということも大事になるのではないかなという気が致しますが、その件に関しては、町長は美深町の可能性の1つとしてどのように思われるでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 基本的に今、藤原議員さんがご指摘と言いますか、話がありました。都会から新規就農的な考え方でくるとか、そういう部分についてはご理解をするつもりでございます。しかしながら今コロナが発生期間中でありまして、これが収束になって

くれば、そういうことも進んでくるのかなと思っています。そして、またそれら農業だけではなくて商業も含めてでありますけれども、大いに受け入れて町づくりをしていかなければならない。このように考えています。先般の議会だったと思ったのですけれども、実はこのコロナが発生して、美深町に移住したいという申し入れ、移住機関住宅ありますよねという話が担当の方にあつたようであります。3件ほどあつたように聞いておりますけれども、全て都会からでありますから、都会から来るといふこともあつたようでありますけれども、断つたという話でよろしいですかと、自粛を求められていることでもありますから、それはそれで致し方ないのかな。ただ将来に向けて今、藤原さんおっしゃられる部分については、もちろん夢ばかりでは農業でも何でも成り立たないわけでもありますけれども、ここへ来て生活をしてもらって、1人でもいいように言ってみれば、美深町も開拓120年を過ぎたわけでもありますけれども、開拓120年前、100年ぐらい前を思い出すと、もうその時に既に5千人という人口があつたわけですから、その人口すら割れているような状況であります。そういう人方も大いに受け入れながら、やっぱり共々に町を救っていく、地方を救っていくそういう考え方を大事にしていかなければならない。それはそれで大事なことだと思っております。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） もう1つ聞かせて下さい。今、町長とずっと話している中で、このまま時間が経って元の形にさやに納まるということは中々難しいのかな。恐らく変わってしまうのだろうな。変わることを恐れてはいないわけでもありますけれども、そのような社会情勢なのかなという気はいたします。そういうことがあまり続くと、我々も過去の経験則で物事を判断してきたものにはちょっと厳しいような状況も出てくるのかなという気もしないではないのですけれども、こういったものを1つの契機として、やはり過去はわかりません。町長とも1回話したかもしれないけど戦後のことだって、町長だってまだどういうことをして乗り切ってきたかというのは多分実際のその場で生きていたとしても、赤ちゃんのときですからどういう事をやってこうしてきたという経験則はないかもしれないのですけれども、これまで戦後75年で我々が経験則の中でもって色々判断をし考えてきたことというのがひょっとしたらちょっと厳しくなるようなことも充分にあるのかな。そうなった時に、あまり我々のような経験で全部ものが見えちゃう人ではなくて若い人の考え、意見というものが非常にやはり貴重になっていく、有効になっていくのではないのかな。それらをどう取り組んで行く事ことが今以上にやれるのかどうなのか。そして、そういう考えを経験豊富な人員でサポートして行って町づくりをしていくということが形としてしっかり出来るようになってくればいいのかなというように感じるわけですよ。中々

どうしてもそうは思っているけれども実際に中々難しいと。新しい人をこの場に入れて、あなたやってみろと言っても、やっぱりどこまで出来るのかな。そうしたら、出来なかった場合に責任どうなるのかなという部分があると、中々二の足を踏む部分が沢山あると思うのですが、そういったものを若い人の考え、そして、経験豊かな人員でサポートして、全体として協力しながら町づくり事業展開をしていくということも具体的に進めて行く必要も出てくるのではないのかな。これは考え方ですから、私はそのように、これを機会にやっぱり考えるべきことではないのかな。町長はひょっとしたら十分もうやっているのだよということなのかもしれませんけれども、ちょっとその辺は私が思うところなのですが町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 多くの若者が色々な機会に町づくりに参加してもらおうと非常に大事なことだろうというように思っております。ただ、残念ながら中々、地域的といいますか、町の空気として中々参加しづらいような空気がないのかなという心配もしないわけはありません。ただ、そうは言うものの着実に一人ひとり参加する機会を作っていく努力は我々としてはしていかなければならない、そういう責務があろうと思います。ただ、残念ながらそういうけれども、若い人そのものも少なくなってきたのも事実であります。高齢者も多くなってきたのも事実でありますから、出来ればやっぱり高齢者が若い者にのびのびと発言させる。そういう雰囲気作りも我々としては努力して作っていく必要があるのかなと思っております。それと時代の要請に基づく機械化だとか情報化だとかそういうものも合わせて進めていかなければならないと思っている訳であります。ともすれば私どもはそういうことに経験値がないものですから、どちらかというとな少ないわけありますから。そういうことも合わせて考えていかなければならない。こういう時代に入ってきているという新しい生活様式といいますか、ということに考えて、それと言ってみれば人口減少はなぜ起きているのかな。都会との関係、何も地方だけが人口減少に悩んでいる訳ではない。全世界的にも近代国家はみんな人口減少であるようでありますから。そして都会も高齢化が進んで厳しいようでありますから、地方に来てくれればいいのですけれども、地方はそうもなかなかいかない。農家当たりでも戦前のことを考えると5、6人の家族が今2.1くらいですか家族。そのような世帯となっている。こういうのも事実のようでございますからそういうところも全部見ながら対応していかなければならないと思っています。

○議長（南 和博君） 質問は簡潔にお願いします。6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 時間ちょっと残っておりますけれども、町長には今回随分色々と

お話をして頂きました。今回はこの後コロナ関連で3人、私含めて4人ですけれどもありますので私の質問は以上で終了とします。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 藤原議員の質問は以上で終わります。

次、5番 岩崎君。皆さん暑ければ上着を脱いでよろしいです。

○5番（岩崎泰好君） それでは一般質問をさせていただきます。議長の方にはお願いがありますがマスクを外すのは構いませんか。ちょっと先程から息苦しくなってきました。

○議長（南 和博君） はい、よろしいです。

○5番（岩崎泰好君） それでは行政の項目についてお聞きしたいと存じます。安全がキーワード。新しい生活様式と持続可能な地域社会構築への方策はということで、町長の考え方をお聞きしたいと存じます。5月25日、全都道府県で緊急事態宣言が解除されました。解除後の取り組みについて国は「新しい生活様式」を求め、定着するまでの移行期間を設け感染状況を確認しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを引き上げていくこととなると説明し国民への協力を呼び掛けています。この根底には、コロナウイルスは終息したのではなく、いつでもどこでも発生してもおかしくない状況は続き、第2波・第3波も想定されることがありうるからだというように解釈をすることがあります。一方住民は長期にわたって自粛要請に心が折れそうな重圧にじっと耐え忍んでいる状況であり、宣言解除後の生活にも不安を隠しきれない状況というのは、今日も変わっていません。住民活動や社会活動、様々なイベントの中止が相次ぐ状況にありまして、住民に旧来あった明るさと闊達な住民活動や社会活動を復活させるための方策についてどのように対処されようとしているのか町長に所見を伺うところであります。1つ目には、安全であることのキーワードとしてPCR検査体制の構築があると思います。全町民を対象にした実施が望まれるところでございますが、最低でも第2波・第3波への対応としてクラスターの発生を防ぐそんな検査体制が必要ではないかというように考えるところであります。美深町単独で難しいことであるならば広域圏での取り組み等の手法もあると思いますが、今やっぱり一段落した今日にあってしっかり検討に入る決断の時期ではないかと思いますが考え方をお聞きしたいと存じます。2点目には、それらについて一定程度の費用等もかかることでございますから、掛かる財源については地方主権の観点から財源移譲を道や国に強く訴えることもまた重要であると思うのですが、その辺の対応について伺いたいと思います。3点目は、今日の社会状況はピンチの連続ではございますが、見方を変えれば社会が大きく変わるチャンスかもしれない。というようにこれは様々な方々が主張し始めています。ニューノーマルの発想やパンデミックに耐えうる持続可能な社会システムの構築、さらに過疎から「適疎な農村づくり」などのそれらの検討を加えながら、いち早くその対応を全国に発信して、

人気を呼ぶそのような美深町にはいかがでしょうかということが3つ目の考え方をお聞きしたい中身でございます。以下は後程お聞きをします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員から安全がキーワード新しい生活様式に可能な地域社会構築への方策という質問の中身でありまして安全であることのキーワードとして1つはPCR検査体制の構築、全町民を対象にした実施が望まれるが最低でも第2波・第3波、クラスター発生、検査体制必要ないかと。美深町単独で出来なければ広域圏での取り組み等の検討に入る決断こういう時期ではないかという話もございました。まずもってPCR検査体制の構築に対するご質問なのでありますけれども、新型コロナウイルス感染症については都道府県で緊急事態宣言が解除されている段階でありますけれども、北海道で感染者がゼロというようにならないで新たなクラスターも発生しているという状況であります。ご質問のPCR検査についてはインフルエンザの検査と違いまして簡単にできる検査ではございません。新型コロナ感染症が指定感染症である以上、まずは帰国者さらには接触相談センターである名寄保健所または北海道保健福祉部に相談されて保健所で感染が疑われると判断した場合に帰国者だとか接触者外来、こういう形で受診をしていただくという建前になっているわけでありまして。ただそこで直ちにPCR検査を実施するということでもなくて新型コロナウイルス感染症以外の病気がないかどうかを選別するというか鑑別という医師の判断、こういうものも大事になるわけでございます。この検査にあたっては帰国者、接触者外来、そして採取した検体を札幌にあります北海道道立衛生研究所に送って検査し、その結果は名寄保健所を通して通知されるものでありまして、現在全ての指示によって、指示といいますか北海道の指示によって動くという実施するという段階に状況になっておるわけでありまして。先程来、少し将来のことを収束の段階が見えて来ていることもあるわけでありましてから広域の考え方等も出されましたけれどもなかなか国においても道においてもPCR検査、そのものを拡大しようという動きはないわけではないと私も理解はしているのですけれども、中々そこまでやれるのかとなれば難しいものがあるのではなかろうかなと。広域圏でやれると言っても名寄保健所管内で見ますと名寄保健所でPCR検査やれる段階でもないようですし非常に難しいなと思っているわけでございます。一言で言えば町で独自に実施する考えはあるのかなのか広域圏で言うつもりあるのかなのかと言ったら、言っても無理かなと思って先に頭がそっちの方に行くものですから僕としては独自に実施する考えはありませんというのがいいのかなと思っておりますのでご理解をいただきたいと思えます。次に社会が大きく変わるチャンスというニューノーマルだとかパンデミックに耐えうる持続可能な社会システム構築、過疎から適疎という新しい

言葉も出されましたけれども、全国に先駆けて発信して人気を呼ぶ町にしてはどうかということ非常に分からないわけではないのですけれども、どうかと、中々難しいなと思っている段階でございます。しかしながらこういうことがやれる財源なり時代になれば非常にいいものかなと思って、さすが岩崎さん先取りするのが早いなと思って聞いていたところでございます。ここで適疎な農村という新しいキーワードが出されましたので、私も聞き慣れない難しい言葉だなと思いつつながらどのようなものかなと調べてみたのだと、長年にわたって当町が進めてきた安全で安心して暮らしていける町づくり、暮らしやすい町を作るという方向ではそんなに大きく特別変わるわけではないのかなと思って理解しているところでございます。当町では基幹産業である農林業をはじめ、商工業における担い手の確保を最重点課題として取り組み、新しい産業づくり等々にも力を入れながら豊かな資源を活用した産業振興を推進してきており、そういうことが議員の言われる適疎な農村づくりに繋がっていくのではないかなとそういうふうにも見ておりますので、環境や文化にも違いはありますけれども、その中でも先進的な先駆的取り組みを参考にしながらも、これまでの方針を踏襲して引き続き美深らしい誇れる町づくりに取り組んで参りたいと思っております。ニューノーマルの考え方も出されておりますけれども、これまた難しい言葉で私が解釈するより新しい日常的なものと解釈されるのかなと思っておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町長には10問ほどお聞きしたいと思つては用意したのですが、ちょっと順番を変えます。1つ目にはまず6月14日付の名寄新聞です。先程来、話題にも出ています上川振興局と北部9市町村の意見交換会の記事が出ています。中身については私はよくわかりませんが、町長はどのような発言をされたか是非お聞きしたいところなのですが、その記事の中に、最後に美深商工会の園部一正会長は飲食業などの営業自粛が緩和されたことを機に民間の利用は増えている一方で官公庁職員は未だ自粛傾向にあることに指摘をし、この地域は特にだが感染者がゼロであることから積極的に利用して欲しいと協力を呼び掛けたというように記事の内容になっています。真意がよく掴み取れないところもありますが、しかし、そのこの感染者がゼロであるという認識は先程の町長の答弁にも出てきました。しかし、それは確実にコロナにかかってはいないというその判断にはならないということですよ。そうであるならば、一定程度の期間この収束を迎えるための期間が必要なのかもしれませんけれども、しかしそれは確認する方法がないのです。科学的に。あくまでも自粛要請・新たな生活様式を守って頂く。それによって感染者が出ない方向を作りたいということだけであって、そのためには最低限、今、最近では町長

は大変費用的にも多額なものだし今の仕組みの中では中々難しいと発言もされましたが、しかし今、どんどん開発を色々なものが出て来て、抗体検査何かは血液検査で簡単に費用も3千円程度で済むような、そのような仕組みも日進月歩と申しますか、とにかく毎日のような状況の中で生まれ変わってきている。その中でやっぱり最低限全町民は無理としても例えば救急医療に携わる消防職員だとか、あるいは医療現場にいる職員の方だとか、あるいは高齢者を扱う介護の施設の方々とかそのような特定のいわゆるクラスターが発生しては困るようなそういうところの方々に最低限のそういう安全確保をする、そういう検査体制というのは必要ではないかというように思っています。それが無いことには次の一歩が踏み出せない。経済の問題にしても、社会生活の問題にしてもそう思うのですがいかがですか。踏み出せますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 冒頭、この間の会議を受けて何を発言したかわからないという発言がありましたので、発言は順番でもあったのですけれども上は士別から始まったのですけれども私としては、順番もかなり後半の方だったから大体話は出尽くしているのだけれども、やっぱり物事は何でも決めるのはいいのだけれども上で決めてくれるのはいいのだけれども、町村に何でもくるのだよと。それと簡単に言ってくれるけれども結構な面倒な手続きもあって中々スピードと言われるけれどもスピードもそんなに上がるものでもないのだということもご理解をいただきたいな。国も道も上で決めてくれるけれども、町村としてはそういう苦しみもあるのですよということも言ってきたと。それと最後に地元の商工会長園部さんの発言があったわけですが、それはそれで理解をしているつもりであります。彼曰く、我々も一生懸命やっているのだけれども、公務員関係ももう少し外へ出ていいのではないかと、そういう時期に来ているのではないかとそういうことも留意しながら、一方ではそういうことも考えていかなければいけない。そういう部分もあろうかと思えます。そういう中であっては我々も公務員の1人でありますから、そういうことも意識しながら職員共々に考えていくことにしたいというように思っています。ただこれがコロナ対策は先程言いましたように終わったということではありませんので、まだ継続しながらその辺のバランスをどうやって作っていくか、そして経済をどうやって復興させていくか。こういうことが非常に大事になってくるのだろうと。これが完全な終息に向かっていくということが読み切れればいいのですけれども中々読み切れない。そして町村が勝手と言っては、言葉は適当ではありませんけれども、そんなにそんなに優先的にうちはこうします、こう考えますと言いつける部分が僕はないのではないかとそう思っています。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 住民の自粛の生活スタイルがいつまで頼ることができるかという、やっぱりそういうことも1つは十分に考えながらやはり旧来とは違う生活かもしれないけれども、住民活動なり様々な社会活動等について闇達に復活できるようなそういう社会というのは、いかに早く作るかというような緊急の課題だと私も考えていくところです。方向性は多分同じ感じなんだろうと思いますが、そこで先程、藤原議員の質問の町長の答弁の中でも今回のそのコロナの関係を受けて3組ほどの美深に来たいという申し込みがあったと。対応ができないので断ったという話だったのですが、今回の私の質問も関わってきます。私もニューノーマルの発想というのをまだ勉強中でよくわかりません。あるいはパンデミック数によるそれらに耐えうる持続可能な社会をどう作ったらいいのかということも勉強中ではありますが、ただ今後、今は新型コロナウイルスがその後様々な形でこう言った感染症の問題が出てくる可能性は十分ありうるということは、もう世界的な学説だと常識の範囲にあると思います。それらのことに加えて先程新たな言葉ということで適疎な農村づくりということも出しましたが。どんどん出てくる新しい言葉、新しい色々な解釈について、やっぱり私もそうです。町の職員もやっぱりもっと勉強して、しっかり勉強する中でこういう時代の変化の中でどう対応したらいいのかということを含めて議論しながらこの町を作っていくのが1つの方策だということに思っています。過密すぎる現在の状況は首都の東京、北海道においては、札幌市これは異常に過密な状態が続く中で顕著にコロナの発生が今も続いているという状況です。日本の歴史の中では疫病によります都を移す遷都ということも過去の歴史の中では記録の中にはございます。そのような形で日本自体が動こうとしているときでもあります。個々の生き方の中では若い人たちの中では、ゆったりと自然の中で緑一杯の環境の中で過ごせるような日常、そして仕事はテレワーク。そして食料は半作、半自作といいますかね。そのような形の生活スタイルというのが、今多くの若者たちのやっぱり思考の1つにあるのだというように思うと折角3組来たいという方がいたのなら、ちょっと待ってくれと言ってその断るのではなくて新たな仕組みを、受け入れるような仕組みを作ったらいいのではないかと思っています。今回のコロナ関係でも他の町村でも同じような形で質問した方がおりますが、例えば美深の農業の方々が入る宿舎も現状はほとんど空いているような状態が続いていますね。そのようなことを考えると希望者にはどうぞ来てくださいますと。部屋数は限られているけれども、そこで一定期間感染予防のための宿泊をこれは何日ですかね。1週間何ですか2週間程度してもらって、そこで安全性を確保出来たらどうぞ美深にお越しくださいというような仕組みを折角ある施設ですから、そういうのを利用しながら順次受け入れていく。そのような仕組みをこの町は作ったらどうかなというのを1つの考え方ですが、それを全国に発信するそういうタ

イミングではないかと思うのですけれどもどのように考えますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 藤原議員からの質問もそうだったのですけれども岩崎議員から、あえて3人断ったやつについて問われておりますので、それは終わったことだから良しとするわけではありませんけれども、それは1つの事象として捉えてほしいなと思っております。将来の課題としてはそういうことも踏まえながら一人でも多く我が町に住んでもらう。そういうことを心掛けていかなければならないなと思っております。ただコロナの心配があるとかそういう部分については慎重を期していかなければならない、これも事実でありますのでご理解をいただいております。その両面から見ましてどうやって調整していくか、それは私どもにお任せをいただきたいなと思っております。ただ、今、藤原議員からも相談ありましたけれども岩崎議員から提起されているようなことについては十分理解して心掛けて参りたいとこのように思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 前回、農地の利用の緩和について質問した経緯もあります。それらも含めて、やっぱり一定の農地がないと農業者として入居駄目だよというのではなくて、小さな面積でも今言ったようなスタイルで入ってくるような人たちが出てくるような、そのような仕組みを期待したいというように思っております。町長への質問は以上で終わります。

次に教育の項目について質問したいと思います。教育の項目については、パンデミック発生時の休校しない授業体制の構築はということで教育長に質問したいと存じます。2月28日の北海道の緊急事態の宣言に始まる学校の一斉休校は、約3カ月にわたる長期のものとなり、児童・生徒と保護者や関係する人々に大きな負担となり、その解消に様々な課題が残される事態となっております。授業再開後の取り組みのスケジュールと内容を一度確認する中で、今後第2波、第3波、新たなパンデミック発生時に「休校しない授業体制の構築」が必要と考えておりますが、その対応について教育長の所見を伺うものであります。1つ目には、再開した授業のクラス定員数の緩和処置と教職員の増員が必要ではないかということが1点です。2点目は、遅れた授業回復のスケジュールに土曜日、休日の活用は考えているのかということが2点目です。3点目には、児童・生徒の学力挽回に地域や家庭で取り組む事案はないのかどうかということ。4点目には国が進めるギガスクール構想の前倒しの方針について、その対応について、今回補正にもでていますが改めて聞きたいと思っております。5番目には、タブレット端末を1人1台、早急に確保し家庭でできるWeb環境とセットで貸与し反転授業などによる勉強意欲をさらに高める教育環境整備によ

りまして、学力向上に繋げる取り組みを実現させてはどうかという提案型の質問です。6番目は、地理的な教育環境の格差解消に向けて民間ソフトの積極的な導入を図る必要があるのではないかという点。最後7つ目は、児童・生徒全員のPCR検査を定期的を実施し、陰性確認で休校しない体制づくりが必要ではないかという以上7点でございます。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 岩崎議員から世界的大流行、感染爆発しても休校しない授業体制の構築に関してと、非常に大きなテーマで7点にわたるご質問を頂きました。まずクラス定員数の緩和処置と教職員の増員についてのご質問でございますが、新型コロナウイルス感染症に対応するために行われた長期の臨時休業は5月末で終了しましたが、再開前に取り組まれた分散登校の際には、美深小学校では各学年を2つのグループに分けて実施し、美深中学校では生徒数の多い3年生、3年生は37人おります。3年生のクラスを19人と18人の二つのグループに分けて実施してきたところでございます。美深中学校では6月1日からの学校再開後も当面の間、3年生を2つのグループに分けて少人数での授業を行っていくこととしてございます。町立学校の教職員給与につきましては、県費負担教職員制度により国と道の負担により配置されており、教職員数は学級数により決められているところでございます。先日、臨時休業に伴う子どもたちの学びを支えるための文部科学省の支援策の1つとして各学校の最終学年、小学校6年生、中学校3年生を学級の規模に応じて2つのグループに分ける場合に教員の追加配置をする制度が示され、今般、第2次補正予算として経費が盛り込まれたと承知しているところでございます。この制度を活用して美深中学校について対応出来るかどうかも含めて様々な要件も示されているようですので、学校と鋭意協議を進めて参りたいと考えているところでございます。次に、授業時数の確保についてのご質問ですが、北海道教育委員会からは夏季・冬季合わせて20日間程度の登校日が見込まれることから年間指導計画を見直す際、今後、必要となる授業時数を明らかにした上で、学校の授業の重点化を図ることとし、土曜日や長期休業期間中における登校日を設定するよう方針が示されています。小中学校においては、新年度4月7日から学校が再開となったものの4月20日から再度臨時休業となりました。この間、9日間しか登校日がなく、臨時休業の日数は26日におよび、各学校とも学校行事を含めて授業時間が100時間程度不足する見込みであることから、長期休業期間を短縮して対応するよう各学校と協議を進めているところでございます。土曜日や休日の活用は、やはり子どもたちの生活リズムの維持や教職員の休日の振替対応の面からも、現時点ではできるだけ避けたいと考えております。次に、地域や家庭での取り組める事案についてのご質問ですが、4月20日から5月31日まで臨時休業となり6月1日から学校が再開致しました。

新学期が始まり2カ月が経過したものの分散登校を除き5月末までに実9日間の登校しかありませんので、学習に遅れが出ているのは本町のみならず全道、全国共通のところがございます。学校教育は教員から児童・生徒への対面指導、児童・生徒同士の関りを通じて行われるものでありますので様々な工夫を行いつつ、まずは学校における指導に集中していくことが必要であると考えております。それでも尚、必要がある場合は家庭での学習で補うことが考えられ、ご家庭のご理解をお願いすることになると考えております。4番目、次にギガスクール構想 Global and Innovation Gateway for Allについてのご質問でございますが、本年度の当初予算において美深小学校と仁宇布小中学校の教育用パソコン更新に合わせて一クラス分のタブレットを整備する計画をしてございました。国においては令和5年度までに達成するとされていた1人1台のパソコン端末の整備を緊急経済対策で令和2年度中に前倒しすることとされました。端末整備にかかる補助金も本年度限りとなったことから、本町においてもギガスクール構想に対応すべく町内小中学校の児童・生徒1人1台のタブレット整備。児童・生徒用、予備含めて280台。指導教員用42台。併せて322台。これにかかる予算を今議会に提案させていただきますので、ご審議ご決定の方よろしくお願ひいたしたいと思ひます。次に、タブレットの活用による学力向上に繋げる取り組みの実現についてのご質問ですが、先程答弁申し上げた通り、今議会にタブレット端末キーボード付きでございますけれども1人1台整備にかかる補正予算を提案させていただいております。町内小中学校においては今回初めてのタブレット端末の整備となるわけでございます。活用方法といたしましては通常の授業においてインターネット検索による情報の収集、ワープロソフトやプレゼンテーションソフトによる学習内容のまとめ、発表、デジタル教材による繰り返し学習、カメラ機能の活用による体育科や理科観察の動画・写真撮影など想定しております。まずは教員の指導の下、学校内での有効活用を進めて参りたいと考えております。次に地理的な教育環境の格差解消に向けて民間ソフトの積極的導入についてのご質問でございますが地理的な教育環境の格差という部分、美深町内と都市部のことを指しているのか、その辺についてちょっと把握できないところでございますけれども、パソコンやタブレットによる学習環境という点につきましては、これまでは各学年で共用する端末にソフトをインストールする方法での活用でしたが、これからは学校内のネットワーク環境を整備することにより各学年や科目ごとに必要なクラウドサービスやソフトウェアのインストールが不要なブラウザ上で使えるサービスを積極的に活用して参りたいと考えております。最後に児童・生徒全員のPCR検査についてのご質問ですが、先程町長にも全町民の質問がございましたけれども現時点で検査環境が整っているとは認識していないことと1町村の教育委員会の依頼で果たしてPCR検査ができる体制

にはないことをご承知のことかなというように存じます。ご承知の通り教育委員会が行う児童・生徒の検診につきましては、学校保健安全法に基づき実施しております。ピロリ菌の時もご答弁申し上げましたけれども法で位置付けられていない検査を全児童・生徒を対象に実施するのは困難であると考えてございます。また新しい検査が出てくると変わってくるかもしれません。その辺につきましては文部科学省なり厚生労働省、また道教育委員会の動きの中で出てくるのかなと思っておりますので注視して参りたいなと思ってございます。また保健衛生部局との協議におきましても仮に検査が実施可能だとしても児童・生徒が陰性であっても家族が陽性のケースもあります。教職員を始めとして子どもたちとの濃厚接触者も含め総合的に勘案して判断する必要があるため現時点で子どもたちだけ簡単に実施することはできないものであり児童・生徒の検査は考えてございません。以上、答弁と致します。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） まず1点目ですがギガスクール構想の今回の補正予算措置については、高く私も評価をしたいと思います。ただ全国的にこれらの機器の整備にあたらなければならないということで機器の導入の時期がいつになるのかということ、そしてこれらの機器についてどのような仕組みで教育関係者と教職員も含めてソフトの活用を図っていくというようなそのタイムスケジュールといたしますか、その辺はどのようにしているのかお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） タブレット端末1人1台をいつ頃導入されるのかというような話かなというように思いますけれども、ご質問の中では早急に確保してということで受けているところでございますけれども、いずれにしても予算決定後速やかに対応を進めていきたいなというように考えてございますが、基本的には年内乃至年度内での整備を目指しているところです。緊急経済対策ということで全国一斉にタブレットに限らないかもしれませんが端末が整備されていくことが想定されます。全国規模で一斉に調達しなければならない。世界的な供給不安定の中でもあり、年度内の納品は厳しい状況ということでこれは道教育委員会上川教員局の担当者からもそういう状況だということは伺っているところでございまして、国においては繰越明許として既に国会議決を得ているところでございます。早急に手配は行うこととしてございますけれども、実際の活用は恐らく新年度からになる可能性が非常に大きいということを予めご理解頂きたいなと思ってございます。そして教職員、ソフトの活用、タイムスケジュール、教職員の関係でございましてけれども今お話した通り今回当初は令和5年に向けて新しい総合計画の中でギガスクールということ

で年度計画で整備していくというような考えでございましたけれども、今回の前倒しということで本年度中に整備しなければならない。遅くとも繰越明許で新年度初めには整備していかなければならないかなと思っています。これに合わせて各学校そういった中で学校長さんなりこのギガスクール構想を説明しまして今後の説明、進め方、入るのはちょっとギリギリになるかもしれないです。そういった中でこの活用ですとかそのソフト含めて勉強会といいますか担当の先生方を選んで頂いて、今後具体的に導入に合わせて協議を進めて行くというような話になってございます。また北海道教育長ですか。この中でも本年度ICT教育推進協という新しいポストが整備されましてそういったところと連携して今後授業を進めていくことになるかなと思っておりますのでご理解の方よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 機器の購入・導入時期についてはそのようなことに考えておりますが、ただ折角の1年間といいますか、もう6月ですからあれですけれども概ねその時期に前回に導入を図った機器が一括で来るわけではないですよ。事前にくると思うのですが、それらを上手に活用しながら教職員の現場でやっぱりソフトの具体的な使用の方法等についてやはり研究会等も含めて実証していくことも並行して進めていくことも大事なかなと思います。さらには、これは他の市町村の例を言うともあまり好きでないという方もおりますが、実は2014年の4月に佐賀県武雄市では、皆様ご存知のように藤原和博さんという教育改革にたけた方ですが、この方の人材を活用して反転授業による学力向上の取り組みで成果を上げた事例があります。その後、佐賀県は全県にわたって高校でタブレットを導入した反転授業を現在も進めています。それらのことを全国的な色々な取り組みの事例を参考にしながらいわゆる知見を有した、専門的な知見を有した方、教育実践者の招致といいますかその辺のところやはり我が町においても必要ではないか。先程答弁の中ではICT教育推進協というような新しい組織を立ち上げるということでございましたが、それらをしっかりその辺のことを含めて、教育の本当に専門家、知見を有した専門家を入れてやはりスムーズなタブレット導入が進んでいけるようなそのような体制づくりが必要ではないかと思っておりますが考え方はいかがですか。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 教職員の関係でございますけれども、もう既にスタートしているところにつきましてはそういう専門職員、知見を有した方をというのか教職員の方なのかもしれませんけれども市あたりですけれども教育委員会に招致して対応を進めているという情報はネット等で承知しているところでございます。中々ですね、道内また管内にお

いてはまだそこまでいっていないのが事実でございます。また、先程今あるパソコン、これらを使ってと言う部分がありますけれども、実は今あるパソコンも5年経って、更新年があって再延長しているところなのですが、それを全て含めて新しいタブレットに移行すると、そういった考えでございます。岩崎議員おっしゃられた通り、その間教職員は何もしないのかという部分もございますけれども、実は今将来的なオンライン教育に向けて中教審でも教育大学といいますか、教員養成の中で対面指導ですとかオンライン教育の組み合わせによる新しい教育様式といいますか、そういった部分を今意見が出てございます。ご承知の通りオンライン授業をやっても今は休業期間中ですから授業と見なされません。授業数にカウントされないという状況になっていますので、まずその辺が改善されないとそちらの方に進んでいけないのかなと言いますけれども、並行してそういった準備を進めていけないとならないかなと思っていますけれども、具体的にはこれから研究して参りたいなと思っています。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 折角国が単年度での予算措置としてギガスクール構想の前倒しという方針を示したのですから、中々追いついていくのは難しいところも当然わかりますが、この子どもたちが遅れた部分も取り返すようなやっぱりそのような授業体系というのは我が町としてやっぱりしっかり考えていかなければいけないというように思っています。先程の答弁の中では、このタブレットにつきましては学校内での使用を基本的に考えているということですが、これも新聞記事で申し訳ないですが道新の5月18日の学び合いというところに岐阜県の実立高が講義に双方向のオンライン学習システムを導入して実際に使っているという記事があります。1番それらの導入にあたっては、1つは学校のウェブ環境が現在よりも遥かに容量の大きいものにしなければいけないということが1つ。それからたまたま我が町はインターネット環境にあっては既に全戸にケーブルが設置されているということを利用して町中の拠点でウェブ環境整備ということも1つは考えてはいかかなと考えています。そしてさらには児童・生徒の家庭内での先程クリアしなければいけないその自宅での学習が授業として認められていないという現状は当然クリアするような方向を示さなければと思いますが、家庭内の環境整備にあってはルーターも含めてタブレットも含めて子どもたちに貸し与えるということというような形で進んでいくことで1つの解決策になるのではないかと思います、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） なかなか遅れた学習、これ追い付くのは大変だということ。こ

これは子どもたちもそうですけれども、学校特に先生方これが凄く本当に努力が必要かなというように思っています。そんな中、美深中学校では3年生をあ組とい組に2クラスに分けて授業を進めていると。少人数の中で特支の生徒もいますので先生方が2人入るような形での授業が行われているという部分で対応して何とか特に小6、中3この授業遅れた部分を取り返すといえますか、なるだけ子どもたちの詰め込むようにならない範囲で取り返していくとそういった現状でございます。5月18日の記事は私も実際見てございませし、岩崎議員が得意とする武雄市の情報等も取り寄せてございませけれども、中々うちの町としてはまだ段階、物事に段階があるのではないかなと。ホップステップジャンプと言いますか、まだタブレットも整備されていない、まずはタブレットを1人1台こういう補正予算の中でそれをご承知の通り1台4万5千円の打ち切り補助でそれも全台数ではございません。3分の2の台数程度が180程度が補助対象というようなことになっていきます。残りは町単の負担となっているわけでございます。これに更に町中のそういった整備を進めていく云々というようなご提案もございましたけれども、まずはそれらを含めて近い将来また違う災害ですとかそういった臨時休業、そういったものに対応できるというような部分については全道・全国各市町村においても考えていかなければならないことかなと思っております。新しい総合計画の中で、そういった面も含めて考えて参りたいなというように思っております。また先程端末だけではなくてルーターの貸し出しという部分ございました。この辺につきましても整備、並行してですけれども新年度スタートした後でそういうまた臨時休業的な時にどういった形で活用できるかとそういったことをまずは端末の学校での利用、また端末を貸し出しして家庭でどのような形で利用できるか。何もインターネット環境がなくてもパソコン端末にデータを予め入れるですとか、USBで情報を入れて子どもたちにそういう学習に使うというそういった基本的なやり方をしている部分もございませ。まず段階を追って、順を追って進めて参りたいと思っておりますのでご指導頂きたいと思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 積極的な教育長の答弁は非常に歓迎するところですが、基本的に教育にもっとお金を掛けて良いと思うのですね。今までに限らず、こういうことがあったからではなくて教育主体にやっぱりしっかりとお金をかけるということは、この町の財産になると思います。だからそういう意味でこういう機会にこそ町長にも聞いて欲しいのですが、しっかりと教育にお金を掛けるのだという方向を示していくそのようなことが大事かなと思います。時間もありませんから次にいきますが、地理的な教育環境の格差についてそれがどういうことなのかということも聞かれましたけれども、言ってみれば美深の町

の中であって、今、小中学校は2つの地域に分かれています。美深小学校、美深中学校の環境にあってはそれぞれの子どもたちが例えば学習の遅れだったり、わからないところの学習のためには学校以外の教育環境が1つあります。英語であったり学習塾であったり。それら教育にかける親の問題にもなってきますが、しかし20キロ離れたところでは、なかなかそういうことを簡単に子どもたちを児童・生徒をそこに通わせるような環境にはないと。そこでやっぱりある教職員の方の話も聞いておりますが、やはりその学校独自に子どもたちの学力アップをはかるような、そういう民間ソフト等の導入に教育委員会はしっかりと向き合うのだというような姿勢が必要ではないかなと感じたところですが、その辺の対応については現在どのようになっておりますか。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 地理的な格差というのは、20キロほど離れたという部分でお話がありました。地理的な部分で距離は実際離れているのかなと。そういった中でそんなに教育格差が生じているとは私は思っておりません。既に20キロ離れても幼児センターに通う子は通いますし、授業が終わってスポーツ少年団に通う子はしっかり通います。その辺については保護者そういった方の考え方次第かなと思っております。確かにその分の時間のハンデ、そういったものは生じてくるのかなというように思います。また美深の町でも旭川や札幌と比べてそういう家庭教師ですとか、塾ですとか、予備校がないだとか、そういった各差は存在するのかなと思っておりますので美深町内にあっては、ほぼ同じような状況かなと思っております。しかし現在通信教育、塾だとか進学塾そういったところにもオンラインでの部分が行われているということはご承知かなというように思います。そういった部分で地理的な部分についてはグッと縮まっているのかなというように思っています。学習の補完といいますか、学力向上の部分からはそういった通信教育やオンライン学習の利用は有益な部分であるかなと思っておりますけれども、先程申しましたけれども家庭学習において判断、利用することが出来るように国や道、教科書発行会社で作成している無料で利用できる学習支援サイトコンテンツがございますので、そういった部分に引き続き今回も提供しましたけれども情報を提供していきたいというように思っているところでございます。民間ソフト導入こういった部分、美深高校で使われているのはご存知ですか。そういった部分、美深高校につきましては、やはり進学塾と離れているといったこともあって、やはりこの部分が大変有域かなというように思っております。小学校、中学校、高校そういった部分はその部分利用していく部分かなというように思っているところでございますけれども、逆に離れた学校の方がご承知の通り少人数学級で授業を進めています。小学校にあっても理科ですとか数学の先生が専科教育を行っている。逆にグレー

ドの高い授業が受けられるとそういったことはご承知かなというように思っております。一人ひとりの個性や特性に応じたきめ細かな指導が逆に行われているということもご理解頂き、またこのことは既にネット環境のある家庭、ない家庭それぞれございますのでその辺どうなるかわかりませんが今この現段階ではそういった形で先進的にといいますか、進めて行くというようなことを即答はちょっと控えさせて頂きたいなと思ってございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今、答弁の中で非常に優れている部分もあるということをお話され、私の質問が悪かったのかどちらが優位で、どちらが不利だという話ではありません。体力づくりや子どもたちの部分では逆に町の中の子どもたちは大変な思いで羨ましく思っている部分もあるのかと思います。それらを学校教育の中でどう解消していくかということが私は大事だと思ってこの問題をあげたのです。やっぱり親の教育の熱心さの問題は別として、やはりそういうより良い環境を教育現場でつくっていくことを是非望んでいるところです。最後になりますが今回の休校措置、北海道から始まった休校措置ですが今この休校をしたことについて色々な様々な議論があります。休校する必要がなかったのではないかという議論もあります。これらについては今後の検証を待たなければいけないことですが、少なからず最低限、憲法が保障している教育を受ける権利というそのものがやはり子どもたちにとってはやっぱり阻害されてしまったという現実を否めないと思います。ですから今後起こりうる様々なことについて簡単に休校という事ではなくて国の方針なり道の方針もあるのでしょうけれども、1自治体としてやはりこの自治体として休校しないといけないのかどうか、やはりそういうことも検討課題として考えていく必要があるのではないかと考えています。それらについて最後に見解をお聞きして終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 先程、ちょっと答弁が漏れたのですけれどももっと教育にお金を掛けてもいいのではないかといた部分でございますけれども教育予算、町長始め学校からの要望等をきめ細かく受け入れてるだけ予算に反映するよう進めておりますので決してお金を掛けていない、しっかりお金を掛けていますよということを全体としてご理解頂いているかなと思いますけれども、そういうことで再度ご理解いただければなと思っております。先程、義務教育、教育を受ける権利そういった部分これらについても色々な部分で議論されているということは承知しているところでございます。休校しない方法、美深だけ色々考えてみたのですよ。何かないかなと。そうだ、美深町民は鎖国してどこもいれない。誰も受け入れない。そして尚更そういう検査体制。そういった部分を考えれば可

能かなと思いますけれども我々行政としては、やはり住民・町民の命を守る、健康・命を守るというのがありますので責任を持ってないそういったことは出来ないのかなと思っていますところでございます。岩崎議員、色々ご質疑また凄く前向きというか何年後も先のものを先に言われるので私どもも戸惑っている部分はありますけれども、今後ともご指導頂きながら対応を進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いします。

○5番（岩崎泰好君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 以上で5番 岩崎議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は概ね午後1時15分といたします。

休憩 午後12時19分

再開 午後 1時14分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

2番 田中議員。

○2番（田中真奈美君） それでは2番 田中真奈美です。日本ではいち早く北海道が新型コロナウイルスの影響があり、美深町でも予算が付けられ対策にあたっており今回も一般質問はコロナウイルス1点に当てられた感じになりました。先輩議員たちが広い視野で質問されていますが、私は私が思う視点からの答弁が頂けたらと思っておりますのでよろしくお願いします。項目 教育。件名は今だから考える教育の在り方について。質問の要旨を言わせて頂きます。新型コロナウイルス感染症対策のため休校だった学校も始まり徐々に通常の生活に戻ってきたように感じます。しかしながら今回の長い休校期間による学校の対応の仕方や子どもたちの学力への影響、保護者とのコミュニケーションなど様々な課題が出て来たのではないかと思います。今、この時だからこそ考えなければならない教育格差の問題や第6次総合計画の策定に向けてどのような考えを持ち進めていくのか、教育長に所見を伺います。1つ目は、今回のような長期休校に備え学校教育において美深町として取り組まなければいけない課題はどのようなものがあるのか。2つ目、コミュニティ・スクールを導入した中で、これまでの地域との関り方とは違う新たな学校運営の取り組みはできているのか。3つ目は、将来を担う子どもたちに対し、故郷を大切に思う心や逞しく生きていくための力を社会情勢が大きく変化する中において、これからどのように育てて行くのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 田中議員から教育の在り方について3点にわたりご質問を頂き

ました。まず長期休校に備えて、学校教育において美深町として取り組まなければいけない課題についてのご質問ですが、新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業の長期化により児童・生徒の学習の遅れ、生活のリズムの乱れといえますか昼夜逆転、動画やゲームなどに没頭したという例も聞いているところでございます。そういったリズムの乱れや外出が制限される中で心身への悪影響も懸念しています。この度の対応につきましては、これまでにかつて経験のない非常事態であることから状況が日々変化する中で、臨時休業も含めて決定から実施までに時間がなく、保護者への周知も急を要する対応となったところでございます。6月から学校も再開しておりますので、まずは感染拡大防止に十分配慮しながら様々な工夫を行いつつ学校における教育を充実させていきたいと考えているところでございます。次に、コミュニティ・スクール導入による新たな学校運営の取り組みについてのご質問ですが、コミュニティ・スクールは学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、一緒に協議しながら、子どもたちの豊かな成長を支えていく地域と共にある学校づくりを進める仕組みであることは、ご承知のことと存じます。昨年10月に全小中学校を網羅する美深町学校運営協議会を起ち上げ、各学校ごとに部会を設けスタートいたしました。昨年度末からの新型コロナウイルス感染拡大を受け集まることとすか、人との接触を避けるため、やむを得ず会議の開催を延期としたところでございます。まさにこれからの取り組みをスタートさせるところでの中断となった状況でございます。学校も6月から再開しておりますので、感染拡大防止に配慮しながら順次地域との繋がりを更に強めていけるよう取り組みを進めて参りたいと考えております。最後に、3点目の子どもたちの故郷を大切に思う心や、逞しく生きていくための力をどのように育てて行くのかというご質問でございます。本町におきましては、これまでも第5次美深町総合計画の第3章に次代を創る人を育てる町「美深」を掲げ、社会情勢が変化する中であっても子どもたちの生きる力を育む事や、特色ある教育活動の充実などに努め、施設整備も合わせて進めて参りました。そして毎年の教育行政執行方針において、社会の変化に対応するよう方向付けを行ってきたところでございます。ご質問は第6次美深町総合計画に向けた考え方も含まれてございます。あまりにも内容が大きすぎて町として議論を進めている段階で具体的な答弁には至りませんが、現時点で考えられることを申し上げますとすれば、1つには国、文部科学省が描く将来像は新しくなっており例えばICTを活用した新たな社会（ソサエティ5.0）やグローバル化の進展などが想定され、それに対応するためのプログラミング学習、情報処理能力、英語教育など新たな要素や力点が加わると考えられます。今の子どもたちが大人になった時を考えると自然な流れと考えているところでございます。一方でご質問にあり美深町学校教育目標にもある故郷を思う心や人を思いやる心の大切さ

も益々重要になると私は考えております。そしてこれらを実現していくための教育行政の骨組みと申しますか、方向性には継続性も必要でありまた普遍的であると思っております。教育の手法であり国の教育目標である学校指導要領、そして家庭・地域・学校の連携による教育活動という進め方は引き続き重要なものなるのではないかと考えており、行政としてそのための環境づくりが必要であると考えております。命の大切さはもちろんのこと、まさに今後起き得る様々な難局にも生き抜き、社会に貢献できる子どもたちを学校、家庭、地域をあげてつくり育てていくことが大切であります。

以上答弁と致します。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） まず1点目、伺いさせていただいたことについて美深町で取り組まなければならない課題ということで学習の遅れ、生活の乱れがあるということについて今回小学校、中学校の通信の方でも校長先生の通信の方で読ませて頂いておりました、先生方、また教育委員会については色々考えて対応してくれているのだなというところを見受けさせて頂いたところであります。今回、予算でタブレットやインターネット環境にこの予算を付けて頂いたことで今後の教育の取り組みが少しずつ変わっていく事も期待ができるのではないかと考えています。それで岩崎議員の方で述べていた部分のところちょっと気になったことが1点ありまして、その答弁の中でですね。1人1台ずつのタブレットを子どもたちに支給ということになっているみたいなのですけれども、あくまでもが学校の中でのそのタブレットを使用のような答弁だったような気が致します。その同じく答弁の中でオンライン授業に関しては、その授業時間には換算されないということも申し上げておりました、私ちょっとその話はちょっと知らなかったものですからオンライン授業が結局今回みたいな長い間の休校の場合に関しては学校のそのタブレットを貸与で持って帰って頂いて子どもたちに授業を受けてもらうというのはどうなのだろうというように考えていたところだったのですよね。その辺りについては、今後そういうことも考えているのかということをお伺いしたいです。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 元々、今回の1人1台の部分につきましては、これまでICT教育を推進していくというそういった中でギガスクール構想の実現ということで、まずは学校の通信回線そういったものを整備していこう。そして児童・生徒一人ひとりが持ち運び可能な端末の整備。これ子どもたちに支給するのではなくて学校で備えるといったことが基本になっております。まずは、そうした形で進めてきました。本町においても将来ギガスクールの部分については新しい総合計画、新年度以降で対応していくというような考

え方で本年度は今までのパソコンを更新すると。そして1クラス分美深小学校と仁宇布小中学校分この部分をまずはタブレット化1クラス分をとということで考えていたのですが、今回前倒しという事で新たにそういった学校にある端末等を自宅、そういった形に持ち帰ってそういった学習環境を確立するというようなことで後付けといいますか、緊急経済対策でそういった部分を加わったということになってございます。それでまだ文部科学省の方ではあくまでもオンライン授業、これは公立の小学校・中学校の部分しか承知していないのですが、これはまだ補完的な授業ということで当然臨時休業中に休みですからそれをオンラインでやって授業にカウントされないというか出来ないというような仕組みにまだなっています。これは今後の議論になってくるのかなというように思います。ただ大学ですとか専門学校、また市立についてはそういった部分はまた違う扱いになっているのかなといったように考えられていますので合わせてそういった仕組みを見直していただかないとオンライン授業、そういった災害時の長期休業になったとしても課題を出すですとか、先程岩崎議員の答弁もしましたけれどもオンラインがなくてもそういう端末を必要に応じては貸与して自宅に持ち帰っていいですよと、そういったことを特別認めてその中にデータと、例えば予習の課題をプリントではなくて、そこに入れるですとか、場合によっては先生の動画を入れるだとかそういったことも将来的にと言いますか今後考えられるのかなと思っています。また先程もお話しましたけれども中教審の中で、そういったオンライン、今までは対面授業だけですけども今後は対面とそういった授業も将来的にというような意見が出されています。それにはやはり教員の養成段階から必要だということで教職課程で具体的な学習場面でのICT教育を盛り込むとか教職課程でも情報機器の活用そういった新たな先生の教育大等の科目が新たに加わったというようなことになってございまして、機器を効果的に使える技術を身に付けられるといいますか、それはまだまだ本町にあっても来年、再来年ということにはならないかなと。やはり段階を追って順次進めていく必要があるかなというように思っておりますのでご理解の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 積極的な取り組み、本当に素晴らしいと思ひます。それで今回本当に長期の休みで先生方に関しても初めてのことで色々本当に大変なことも出て来たのではないかと思ひます。そんな中、答弁の中にも先にはあった心身の乱れだったりとか生活の乱れや何かがあった中でちょっと保護者の中から話をちょっと聞いた中で、道教委から色々規制があって色々なことができないのはわかるのですが、町独自で色々考えて先生方が大変な中であっても子どもたちに関わっていくような時間を教育委員会の方から指導

したりとかってすることがちょっと出来なかったのかなという部分がちょっと1点気にかかったところでありました。今回の長期の時にですね。今後、どのようなことでまた色々な今回みたいなことが起きてくるかわからない事態も出てくる時に確かに対応がこう中々出来ないということも出てくるとは思うのですが、美深独自で色々やっつけていけること考えていけること、何か少しずつあって取り組めていけたらいいのかなとちょっと今回の長い休みの間で保護者の方々から聞かせて頂いた部分で思ったところでもあります。そのような中でちょっと2つ目の質問の中にコミュニティ・スクールの導入ということでお話したもので、実際にこういう取り組みをやりだしたのは、去年の10月からというようになっていますが、美深に関しては元々小さい町の中ということもあって農業の実習だったりとか、あと町の方々と一緒に取り組む姿勢だったりとか事前にそういう色々な取り組みをされて教育委員会の方も学校側も町全体で子どもたちを育てていくという取り組みは事前にしていったのかなというように考えています。そんな中で今回のその長期の休校の時や何かにそういうものを上手に活かせることが出来ればよかったのかな。これはちょっと私の考えだったのですけれども例えば、今美深町は農業が主流の町だなというようにちょっと考えさせて頂いています。その中で学校には色々な取り決めの中で行けないにしても、例えば農業体験をちょっとしてみるような話をもっていったりということを手でこの町全体で取り組むものの一環として考えていったりするのはいかがなものかなというように考えてしまって、これは提案みたいな形になってしまって申し訳ないのですけれども、何かそのコミュニティ・スクールに関しても今後何か新たに先程会議や何かも中段してしまっという話があったのですけれども何か考えあるのかをお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 保護者の意見をお伺いした中で町独自に色々な取り組みは出来ないのかといった部分ございました。保護者の意見本当に色々あります。美深町の保護者、本当に真面目なのかなと私は思います。他の町だと教育委員会に相当何が出来ないとかですとか言うてくるそうですけれども、うちの教育委員会には例えば分散登校まだ危険なのに実施するのかというそういった不安な保護者の意見や中には昼食の準備が大変なので早く再開してくれと、そういった保護者も中には沢山ではないですけれどもいます。本当に数件しか直接教育委員会には届かないで本当に耐え忍んだというか、やっぱり子どもの命を守るのは保護者ですからそういった面がしっかりしていたのかなと想像しているところがございます。その中で町独自に何が出来るのか、集まらないで接触しないで何が出来るのかと非常に悩ましいところではございます。先程、感染発生はないと言いつつも感染の確

認がされて、もしかすると未発症の方がいるかもしれない。そういった状況の中で学校側としてもできるだけ外部との接触は避けたいとそういった思いもあります。そして教育委員会としてもやはり子どもたちの命を守るのが第一で、それは保護者も同じことかなと。そういったことを第一に今取り進めてきましたので、今後は授業は再開しろ、経済もやるぞと。だけど感染対策は万全にしろと、何というのですかね。アクセルを踏みながらブレーキをかると。何か3歩進んで2歩下がるみたいなそういった本当に辛い状況が続くかなと思いますけれども1日も早い治療薬ですとかワクチン、この開発を待つしかないのかなというように私は思っています。そうはいつでも今言ったようにアクセルを踏む部分も出てくるかなと思ってございます。冒頭おっしゃいましたこれまでも本当に美深町コミュニティ・スクールそういった部分では高齢者の農業者の方々と連携しての農業体験ですとか、農業者の方の家に行かれた部分、そして花いっぱいそういった運動も続けてられますし、事業所の職場体験ですとかスキーや柔道や水泳の指導員が学校の授業の指導役をかって頂いたり、今後はその中でももしかするとICTのそういった知見を持った方がそういったコミュニティ・スクールの活動で関わってくれるのかもしれない。何か地域の方々と共に行くことは見いだせるのかどうか。徐々に制限も解除になるにしたがってそういった動きも出てくるのかなというように思っていますけれども、これまで行っていた部分を土台にその辺につきましてもコミュニティ・スクールはそれぞれ学校ごと部会が分かれています。6人の委員さんがいますので、その委員さん今新たにPTAの役員も決まりまして、今後具体的に動いていきますのでそういった制限のある中、何かできるのかという意見もあれば伺って進めていかなければならないかなというように思っています。まずは子どもたちを地域をあげて見守る体制作り、これも1つ大切かなというように思っております。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） そうですね、コミュニティ・スクール本当先程ICT教育の方で地域の方という話もありました。実際に美深町には移住して来てくれた方々も沢山おられます、その中には色々隠れた技術を持っていらっしゃる方多くいらっしゃると思うのです。是非、教育委員会の方で色々なその町民の方々の視野を広げて頂いて、お話して頂いてそういう人材の方々を地方から呼ぶのではなく、できればその町民の方々からそういう人達を見出して頂いて、町に関わらせて頂けるような形をとって頂けたらいいかなと思っております。さらに地方から呼ぶのではなくて言うておきながら、またそのような話をするのもおかしいのですが、地方の方で活躍されていらっしゃるプロの方々専門の方々を呼ぶことで子どもたちが新たな可能性を見出して、新たに興味を持つことも沢山出てくると思うのです。そういう部分についても色々考えて頂いて子どもたちを伸ばして頂けたらと思

ますので是非是非よろしく願いいたします。3番目の将来を担う子どもたちという部分でちょっとお話をさせて頂きたいと思います。本当に今美深にいる子どもたちが、このまま美深に残ってもらって美深を担っていくとは限らないかもしれません。ただ大きなところに出て行って、地方に出て行って沢山経験して、やはり故郷を愛して戻ってきてくれて美深町を支えてくれるというのがやっぱり私の、また町民の願いなのではないかと思っています。またその美深は素晴らしいというように伝えてくれるインフルエンサーになってくれることを望んでいきたいと考えています。その中では、やっぱり子どもたち自身そして保護者達が美深で教育して凄く良かったよと思ってもらうこと、本当興味を持ってもらうのが大事なのではないかと思うのです。こういうことをしてくれた、ああいうことがあった大人になってから思う事って沢山あると思うのです。そのような中、まず私たちが改めて学び、子どもたちに伝えていければいいかなと思うのです。先程、社会情勢が大きく変化する中で文部科学省のお話でグローバル化が進んできたという話もありました。その中で藤原議員もおっしゃっていた別に都会に出なくても今色々な仕事ができる。そういうものをもっと子どもたちにわかって頂いて、美深を支えて頂く、美深を愛してもらう子どもたちをつくっていったら良いなとおもいます。特色ある美深を活かした子どもたちの成長を見ていくこと、あと施設整備を考えているとのことですので、その辺りをちょっと改めてお話を聞かせて頂きたいと思います。ちょっとざっくりぼらんになってしまって申し訳ありません。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 移住者そういった試験ですとか、また美深出身者、ふるさと出身者の活躍されている方これはこれまでも色々ご来町頂いてご指導いただいた経過もございますのでその辺についてはご意見として頂戴いたしたいなというように思います。また美深に残って頂くといった部分、私もですね、やはり小学校・中学校・高校と、この美深で学び育ち美深が大好きで美深に残ったとそういった部分、そういった気持ちに保護者もそうですけれども子どもたち、一旦はやはり仕事がなく出て行ったとしても、またその先で、その地で美深自慢そういったことを伝えて頂くということもありますし、またUターンそういった形も出てくるのかなというように思っております。リモートワークの話もございましたけれども、前にもお話したかと思いますが今回新学習指導要領、本年度から小学校、新年度は中学校見直しになるというような形で進んでいますけれども、今後10年から20年で今社会の半数近くの仕事が自動化される可能性が高い。また子どもたちの多くは将来今は存在していない職業に就くと。そういったことを受けて文科省でICT教育、またはギガスクールですとかそういった施策をどんどん進めてきているところで

ございます。本町におきましてもやはりふるさと教育、そういった部分も非常に大切かというように思っています。その辺についても意を配して努力して参りたいなと考えてございます。特色ある教育活動の充実などということにありますけれども本当に何が起こっても乗り越えていく、そういう生きる力これが何よりも大切かなと思っておりますので1つご理解の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 失礼いたしました。子どもは町の宝だと思っておりますので今後もよろしくお願ひいたします。それでは次の質問をさせていただきます。項目は行政。件名は新型コロナウイルス感染症に対する医療体制についてです。4月の国の緊急事態宣言から約2カ月が経ち、ようやく緊急事態宣言は解除にはなりましたが、まだ予断を許さない状態が続いています。美深町も新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、今後に備えた対策を行っているところではありますが、わが町には美深厚生病院があり体調不良時の緊急搬送先には、まず美深厚生病院に行くことになると思ひます。高齢者の多い美深町において新型コロナウイルスの感染が疑われるような症状で搬送される場合、救急隊員の感染症対策や美深厚生病院の受入体制など新型コロナウイルス感染症への医療体制は現在どのようになっているのか。また今後の余波や感染者が万が一出た場合に備えた医療体制をどのように整えていくのか町長の所見を伺ひます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 田中議員から、今、行政、新型コロナウイルス感染症に対する医療体制についてご質問を頂いたところでございます。特に美深厚生病院の受入体制等でどうなっているのかということでございます。救急隊員の感染症対策について申し上げますけれども、救急隊の感染防止対策マニュアル、感染症患者の移送の手引きこういうものに基つきながら手指消毒、手指というのは手や指でありますけれども手袋着用などにより感染防止の徹底を図りながら業務にあたっているという状況でございます。次に現在の医療体制の状況ですが発熱や強い倦怠感、咳などの呼吸器障害症状が出た場合、まず帰国者さらには接触者相談センターである名寄保健所あるいは北海道保健福祉部に連絡をしてから一般の医療機関または感染症指定医療機関を受診することになるわけでございます。これが通常の流れでありますけれども受診については様々なケースがあるわけでございます。厚生病院の受け入れ体制の1つの例でありますけれども連絡なく町民が受診した場合は美深厚生病院では、まず玄関先での検温や問診について状況を確認しております。熱が高い場合などは保健所に相談してから帰国者・接触者外来への受診を進めているような状況であります。帰国者・接触者外来では新型コロナウイルス感染症以外の病気がないかどうか、

まず選別といいますか鑑別をしてから医師の診断にもよりますけれどもPCR検査を実施するかどうか図ることになるわけでございます。その際、帰国者・接触者外来へ自分で行く事が出来ない場合、家族が搬送出来ない場合については名寄保健所において搬送することがありますけれども、救急隊が搬送することも予想としては考えられるわけでありまして。2つ目としては救急搬送で町民を病院へ運ばなければならない場合でありますけれども救急隊は通報時、現場到着時に感染症の疑いが判明した場合、保健所に相談をして帰国者・接触者外来へ搬送することになりますけれども、これら全ては保健所の支持のもとに行動することになっているわけでございます。さらに医療体制、今後の発生した場合等が万が一出た場合等、医療体制がどのように変わっていくのかということもお尋ねでございますからお答え致しますけれども、医療体制についてでありますけれども町内に感染者を確認した場合でも現状では今まで通り保健所の指示のもとに協力体制をとって行動することになるわけで、この原則を曲げられることはありません。受診者の陽性が判明した場合、陽性者が受診した病院では一般治療に支障がでたり医療従事者の他、病院関係者においても14日間、外来がストップしたり消毒作業に追われたりとかいうことで他の医療業務が停滞してしまうことになるわけでありまして。町内で感染者が確認されないことが1番でありますけれども、例え確認したとしても不安を煽ることなく差別や偏見のないように町民の皆様方に落ち着いて対応していただくよう周知をして参りたいと今後考えているわけでございます。以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） まず救急の方に関しては、通報があってもそういうコロナウイルス感染症の可能性や何かがあった場合に関しては、そのまま保健所の方に指示をするということで厚生病院の方に一旦受入ということがないということではよろしいのでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 患者さんというか救急隊員のやり取りの関係もありますけれども、そこには家族が介在するのかもしれませんが、その場合病院とのやりとりもあるし、保健所とのやり取りもあるでしょうし、その辺の判断に救急隊がどう判断するかと、その場合当然それぞれ病院側の判断、保健所の判断等々も出てくる。ケースバイケースによる形になると思います。一概には言えません。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） とりあえず、例えば先程ですね。例えば何の、例えば救急車ではなく、ただ体調不良で病院に行った場合に関しては、その玄関口で検温だったり問診だっ

たりをされると。もしその感染者である可能性がある場合については厚生病院の方では見ないという形になって、他の病院にというようになっていくわけですね。でも、救急車を呼んだ場合に関しては、必ず一旦厚生病院の方に連れて行かなければならないというものがあったような気がするのですが、今回の感染に関して言えば別になるのでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） お尋ねの件でありますけれども、必ずしもそうではないのだと、ケースバイケースなのだということを申し上げておきたいなと思います。実は1件程、コロナではないのかなという疑いで、厚生病院というか救急車が出動したケースが実はこの間あるわけでありまして、救急隊と保健所等々、また病院等々のやり取りの中ですぐに運んだという、ただ運ばれたけれども感染ではなくて、言ってみれば言葉が適切かどうか分かりませんがセーフだったということで帰られて、私も心配したのですが、そういう例があったのは事実でございますけれども、そういうことで必ずしも救急隊の判断、当然でありますけれども病院の判断、さらには保健所の判断等々があるわけでございます。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） わかりました。大きな美深の個人病院があるにしても入院ができる病院、唯一の大きな病院でありますので、救急マニュアル等もあるとの話ですので今一度他の入院患者の方々の安全だったり、また感染を防いでいくにも色々な対応をして頂けたらと思います。それでですね、病院の方ではその防護服、フェイスガード、着衣の予備などは十分にあるのかということをお伺いしたいです。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 十分というのは、私も言い切れるかどうか分からないのですが、ある程度は揃っているという認識に立っております。消防の方は直接関わっておりますので、揃っているという状況は言えると思います。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 大きな病院を持っている美深町です。コロナだけでなく、色々な病気がこれから出てくるのではないかと考えている中で、今回コロナのことで色々な話をお伺いさせていただきました。自粛も解除になって緩和された途端に札幌では小さなクラスターなども起きておまして第2波、第3波とくるとも限りません。幸いにしてJA北はるかの中瀬 省代表理事組合長が今回北海道厚生連の会長に6月の総会で正式決定される記事を見させて頂きました。美深町としても地元の人材が厚生連のトップになるということは素晴らしいことだなと思っております。コロナウイルスだけではなく高齢者

も多い美深町なので町民が頼れる医療機関として美深厚生病院の充実を望んでいきたいところであります。美深町経営に大きな予算を見ている長側としての意見を最後にお聞きして終わりにしたいと思えます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 地元のJAの組合長さんが厚生連の会長ということになるようでありますから、非常に我々も喜んでおるわけであります。しかしながら今後どう展開していくか、厚生病院の赤字含めて、どう展開していくか非常に心配をしているわけであります。美深の厚生病院は厚生連の中では非常に小さな厚生病院であります。したがって将来どういう形になっていくのか常に危惧をしている状況でございます。ただ、美深の町民が美深の厚生病院さらには名寄の市立病院、旭川の厚生病院、旭川の市立病院、さらには民間に所在するそれぞれの個人病院等々にかかる割合を見ますと美深の厚生病院が必ずしも断トツで多いという状況にはないわけで、特に農家におかれてもその傾向がないわけではございません。ドックにおいても然りであります。そういうことを考える時に色々私としての心配もないわけではございませんので、予め期待だけはしますけれどもそういうこともご理解を頂いておきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） すみません。最後と言ったのですけれども、是非是非本当に大きな予算を組んでいる厚生病院であります長側としても素晴らしいお医者様を連れて来ていただけるようにご指導頂けたらと思えます。よろしく願いいたします。終わりにします、ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 答弁はいいかい。

○2番（田中真奈美君） 答弁お願いしてよろしいですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） あの素晴らしいお医者さんと言われたら何を言って答弁をしていいのかわかりません。素晴らしいお医者さんを今お招きしていると思っておりますけれども、さらに、さらに素晴らしいお医者さんを要望されているのかと思っておりますので、ご理解のほどをしたいというように思えます。

○2番（田中真奈美君） 以上で終わります。

○議長（南 和博君） 以上で2番 田中議員の質問を終わります。

次、7番 小口議員。

○7番（小口英治君） それでは一般質問を始めさせていただきます。項目1 教育。件名 新型コロナウイルスによる小、中、高校の影響と課題。質問の要旨を申し上げます。

2月に国内で発生が確認された新型コロナウイルスにより小、中、高校が休校になったため様々な課題が出て来ている。これらの課題解決に向けた取り組み等をお伺いします。1つ目には、学力低下の懸念。2つ目、休校中の居場所。3番目、集団生活・スポーツ活動等の中止による影響。4つ目、遠隔操作による通信機器の授業等の取り組みについて。以上、教育長にお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 小口議員から新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の休校による影響と課題について4点にわたりご質問頂きました。小、中、高校の影響と課題とございますが、まずは小中学校所管してございますのでこちらについてご答弁させて頂きたいと思えます。この度の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校の臨時休業は北海道知事、そして北海道教育委員会の要請により2月27日から始まり、さらに全国にも拡大され春休みを挟んで一時再開されて入学式・始業式は行われたものの4月20日再度臨時休業となり分散登校も経ながらこの6月1日からようやく学校再開されたところでございます。このように長期の休業による子どもたちへの影響は全国的にもかつて経験したことのないものでございます。まず、質問の1つ目、学力低下の懸念についてですがご質問では学力の低下とありますが、どこと比較しての低下なのかということもあり私の答弁としては学習の遅れと表現させて頂きたいと思えます。臨時休業に伴い学校への登校による学習が困難となり、各学校においては家庭で実施する予習や学習課題、プリントなどを作成、配布したほか、国、文部科学省や道教育委員会の学習支援コンテンツを周知するとともに、分散登校の場や電話連絡を通じて子どもたちの健康状況ですとか学習状況の把握に努めて参りました。この間の学習の遅れを取り戻すため学校現場では多くの努力が必要になると考えております。また、岩崎議員への答弁でも申し上げました通り、既に夏休み、冬休みの学習登校も必要になってきております。これらは文部科学省、北海道教育委員会の方針が基本になるものですが、これまでの歴史にない事態の中、感染予防対策と学習環境の整備を両立させ、現場を支援し子どもたちの学習の確保に努めて参ります。次に学校の臨時休業中の子どもたちの居場所についてですが、感染症発生当初はウイルスの動きなどが解明されていないことから、子どもたちの安全、命を第一に考え臨時休業の実行性を担保するため北海道教育委員会からは自宅で過ごすようにとの指導がなされました。これに合わせ2月末の臨時休業の始まり時点では、児童館における放課後児童クラブとCOM100で実施する子ども教室を休業としておりました。その後3月5日からの全国での臨時休業中は厚生労働省の要請もあり、保護者の就労などやむを得ない事情のある児童を対象に児童館において開設している放課後児童クラブを時間を延長しながら臨時閉館の対応し保護

者の承諾の下、受け入れをおこなったところでございます。保護者の新型コロナウイルス感染症に対する不安、ご心配もあってか利用は通常よりは極めて少ない状況でありましたが、保護者の就労支援と合わせ子どもたちの居場所の確保に努めたところでございます。学校は教員との対面による座学学習の場であるだけでなく、文化やスポーツ活動そして何よりも友達との日常的な交流の場であり、長期の臨時休業は学習の遅れと同様に体力の維持と身体や心の発達そして子どもたちの交流にも大きな影響を与えてしまったと考えます。通常の授業は元より部活動や各行事、スポーツ大会なども中止や縮小を余儀なくされ現場の先生方も我々以上に子どもたちへの影響を目にされていると思いますが、今後の取り組みに期待するとともにこれらの課題についても北海道教育委員会等の通知も受けながら必要な環境づくりに努めて参りたいと考えております。最後4番目、遠隔操作による通信機器の授業等の取り組みについてのご質問ですが、通信機器を活用した遠隔による授業のことと判断し遠隔授業の取り組みとして答弁を申し上げたいと思います。今朝ほどのニュースでは、オンラインの議会審議の取り組みが話題になっていたかなと思いますけれども、先程岩崎議員への答弁でも申し上げたところですが、この度の臨時休業に際し、先進的な取り組みではオンラインにより家庭で学習する遠隔授業を行った事例もニュース等で紹介されていますが、大学や高校の一部で行われている状況で文部科学省の調査によると新型コロナウイルスの感染拡大を受けて休校を決めた自治体のうち、4月16日時点の調査ですが、双方向でのオンライン指導に取り組まれているのはわずか5%というような結果になってございます。これはまだ1人1台タブレット等の端末が整備されていないことも大きな要因なのかなと思ってございます。また、まだ先程も答弁申し上げましたが正式な授業時間数として算入されていないなど全国的には未だ環境整備はこれからであるということをもっとご理解頂きたいと思います。今議会にあたりまして1人1台のタブレット端末を整備することを予算提案させて頂いており、学習指導要領にもございます。プログラミング学習や子どもたちの情報処理能力の育成などに向けた学習環境を前倒しで整備しようとするものでございます。また北海道教育委員会においても本年度新たにICT教育推進局を設け本格的に体制整備をスタートさせたところでございます。タブレットの導入につきましては、まず学校内での学習に有効利用することが初期の目的であり、ご質問の趣旨であります臨時休業中の遠隔授業につきましては、タブレットの貸し出し等は考えられるものの現場の先生の取り組み状況やそれぞれの家庭のインターネット環境にも左右されるものであり学校関係者と研究を進めていく必要があると考えてございます。以上で答弁と致します。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 同じような質問で大変申し訳ないのですけれども、この2番目の

休校中の居場所作りというようなことは質問の項目で上げさせてもらったのですが、最近の報道によりますと公園等が全くこの新型コロナウイルスに対しては安全だというようなことで実際公園や何か開放している動きになっていますよね。国ではね。そこら辺の判断基準をまずはお聞きして、それとこれはもうやむを得ないと思うのですよね。その道の教育委員会の指示のもとに動くというのは。美深だけでは動けないのは重々承知ですけれども、2番議員もありましたように何とかできる範囲で美深で安全確保はもちろんのことですが授業の方法ですとかそこら辺の模索、もちろんしていたのであろうと思いますけれども、これからもいつまでで終息するかわかりませんので、そこら辺の内部の今までのこの4つに対して総括的に質問になろうかと思えますけれども、どのような検討で第2波、第3波に備えているかそれだけお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 現在その公園等について解放されているということだと思えますけれども、先程ご答弁申し上げたと思えますけれども、発症初期といいますか最初はそのコロナウイルス、ここの部分の動きなどが解明されていないということで文部科学省、道教委から子どもたちの命、安全第一に考えて臨時休業の時間中は自宅で過ごすようにとの徹底指導が入ってございます。それを受けてその後徐々に完全に家にいるのではなくて、家の周りなるべく人混みのないところで外に出て軽い運動だとかそういったことはしてもいいですよ。段階的にそのコロナの動きがわかる中で解放されてきたのかなというように思っています。ですから、当初は児童館における放課後児童クラブ等もそういう感染のリスクがあるということで臨時閉館していましたが、その後その市町村の判断でそういった子どもたちの居場所ということで開館するような流れになっているということをもっとご理解頂ければなと思えます。それとこの間学校長と10回以上の臨時校長会議を開きながらどうやって対応していくかということを協議模索してきた状況でございます。そういった中で子どもたちやはり子どもたちの安全、そして学校としてはそれが第一ということに尽きるかなというように思っております。今後の対応につきましてもそれぞれ特に連絡体制やはり緊急連絡網ですとかまちコミメールとかってやはり文量が限らえるので、細かな情報まで伝達できないという部分があります。そういった部分については今後将来的にホームページ以外でも周知出来るようになってくるのかなと思えますし、既に美深高校ではzoomというシステムを使って、朝のホームページ、分散登校して分散登校していない家での待機組の生徒もそういうzoomの中で一緒に朝のミーティングの中で健康確認を行うとか、そういった徐々にそういった端末を活用した動きも出て来ていますので、そういったものを参考にしながら今後の将来的対応をマニュアルが必要なものについ

ては、マニュアル。既に再度発生した場合のマニュアルについては北海道教育委員会の方で示されておりまして、それを小学校、中学校、高校、高等養護学校とも共有しながら非常事態の連絡網を整備しながら対応していきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私も四六時中マスクを着用しているわけではございませんが、小中学生、高校生も含めて家の前やら裏通りやら通る時には、元気でお話しながら通行するのは本当に微笑ましい限りではありますけれども、ほとんどのそういう児童・生徒がマスクの着用はされていない状況は見受けられます。学校でも分散登校やら机の位置や何かもある程度の距離を離れた配置になっているのではなかろうかと推測はしておりますけれども、そこら辺の指導体制はどうなっているかもお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 学校についても先程ご答弁申し上げましたけれども教室、机と机の間を距離を置くということで、そして中学三年生の37人いる部分については2クラスに分けて間隔を取る中で授業を進めています。通学、登校下校中等についても基本的には、マスクを着用しておりますけれども通学途中で息苦しくなったりとか、また他の大人たちだとか多数の人とすれ違ったとかそういった場合についてはマスクをするようにという指導がなされているのかなと思いますけれども、その辺再度また校長会とも予定しておりますので確認して対応を進めて参りたいと思いますのでご理解の方をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） もう一点だけお聞きしますけれども、4つ目の遠隔操作、私はギガスクール的事も含めてなのですけれども他もあるのですけれども、これから本会議で補正の予算の中にも出てくるのでその時に聞いてもいいのですけれども、ただ私も資料はちょっと調べて見たのですけれども、これ一番大事なのは双方向が上手くできる機器なのかなというのが一番心配というか、もしくは双方向で出来るものだとは思いますがそこらのタイムスケジュール的にマンツーマンになりますからある程度相談する方は、そこら辺の時間割だとか生徒に対する指導体制だとかそれ可能なのかどうなのかどういう方法でやるのかなとちょっと危惧あるものですから、まだその補正の時は改めて聞くかもしれませんけれども今わかっている範囲でどのような方向性で導入するかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 先程、田中議員の時にも答弁申し上げましたけれども、まずは学校内で1人1台のタブレット型のキーボード付きの端末を整備していくという事です。そ

して今回コロナ対策の予算の中で前倒しでついたということで、これは後からの部分というように区切って考えていきたいなと思っております。ですからマンツーマンでのオンライン授業とかということは現段階ではまだ整理ついていません。基本的に端末を持っていれば教室でもし先生が画像で家にいる子どもたち、それぞれの顔を見ながら健康確認だとかそういったものが徐々に出来てくるかなと思いますけれども、場合によってはその画像が乱れたりですとか、断片的になったりとかそういったこともまだ想定されますので、その辺も含めて環境整備をしていかなければならないかなと思います。それについてはまだ3年度以降の話になるかなと思います。またそしてその指導する先生、その指導の機械の使い方ですとかその指導の先程申し上げましたが先生のその環境操作する能力を高めるといふかそういった部分も今後必要になってきますので、それらも含めて来年度すぐ始まったからマンツーマンでそのオンラインできるそういった状況にはないということをもまずご理解頂いて、後細かい点は予算の時に担当の方に質問して頂ければ幸いです。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） それでは次の質問に移らせて頂きます。2番 行政。件名 商工業・農業・医療の影響と課題。2月に国内で発生が確認された新型コロナウイルスにより、宿泊関連事業、飲食業が厳しい環境下におかれている。国の支援と合わせ町独自の経営支援給付、飲食店テイクアウトPR支援策を講じているが、未だ収束の目途が立っていない中での今後の取り組みを伺う。畜産業においても売り上げの低下、作業従事者の確保等の課題もある中での取り組みを伺う。当町において感染者が発生した場合、自立圏構想下での対処方法はどのようになっているかを伺うものです。以上、これは町長への質問です。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 小口議員から行政・商工業・農業・医療の影響と課題という項目で3点に分けてご質問頂いたところでございます。質問の趣旨としては簡潔にして頂いているわけでありましてけれども、私の方からは少し掘り下げて課題等も含めて質問に答えていきたいと思っております。はじめに商工業における影響と課題でありますけれども、これまでの答弁で申し上げておりますように当町においてはこれまで新型コロナウイルス感染症の感染者は確認されていないものの北海道では他都府県より早い段階で感染者が増加し、緊急事態宣言の発出と同時に感染拡大防止のための外出自粛が要請されておまして、飲食・宿泊関係事業者を始め町内の各事業者に大きな影響を与えたところでございます。ご質問の通りこれら対策として国・道の対策と合わせて町独自の経営支援給付金の支給について議会の理解を得ながら取り進めるとともに商工会において独自に取り組みされた飲食店テイクアウトPR支援により各事業所が独自に取り組む対策を支援してきたところであ

ります。なお、参考まででありますけれども経営支援給付金の取り扱いでありますけれども6月10日現在、57件で70件程の予算を組んでおりますけれども、70件でありますから3,500万ほど組んでおりますけれども、57件の6月10日の状況でございます。したがって2,770万6千円、1件あたり50万に満たないものもあるわけでありますからご理解頂きたいと思えます。現段階で新型コロナウイルス感染症の収束の目途は経っておりません。国内の状況を見ると感染者の増加は全体的に落ち着いて来ているように見えるわけであります。今後も第2・第3の波が来ると言われており、これに備えた対策をとらなければならない一方で、このウイルスとの共存を前提に新しい生活スタイルを模索しながら社会・経済活動が徐々に再開されてきているわけであります。当町においても、このウイルスを正しく、言ってみれば恐れながら経済活動・社会活動を徐々に再開していかなければならないと考えておるわけであります。そのために今後の対応として国・道における様々な対策の活用を図るとともに商工会から要望があり、今回の定例会で補正予算を提案させて頂きましたけれども、町内消費活動の活性化を図るためのプレミアム商品券の発行事業の他、今回影響の大きかった飲食・宿泊関係に特定したプレミアム率の高い商品券の発行事業について取り組んでいるわけでございます。これは提案の内容を見て頂ければわかるかなど。言ってみれば30%と40%の二つの取り扱いがあるのだということでございます。事業者・消費者という立場、役割はそれぞれ異なるわけでありますけれども地域が一丸となってこの難局を乗り切って頂きたいと考えておまして、議員各位におかれましても国・道の状況、町内の状況など見極めて頂く中で様々なご意見をお寄せいただきたいと思いますと思っているわけでございます。参考資料はお手元にはないと思えますけれども、国の支援としては経済関係では持続化給付金であるとか中小企業への資金繰り支援事業であるとか生産性革命支援事業であるとか様々な、その他雇用調整助成金だとか小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援だとか様々なものがあります。さらには北海道の支援としては経済関係だけで申し上げますけれども休業協力だとか感染リスク低減支援金だとか経営持続化臨時特別支援金、さらには中小・小規模事業者感染予防対策緊急支援事業だとか宿泊事業者感染予防対策推進事業だとか様々なものがあるわけでございます。さらに農業関係のことも心配でご質問を頂きました。ただ畜産における売上げの低下と作業従事者の確保等の課題もある中での取り組みはいかかなものかと。こういうご質問でありますけれども、畜産における売上げの低下と作業従業員の確保でありますけれども肉用牛については新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全体的に取引価格が下がったと聞いております。肉牛市場や牛の種類によって取引価格、下げ幅は異なるわけでありますけれども、和牛で申し上げますと前年と比較して2割ほど低くなっているとお聞きし

ている状況でございます。和牛、昨年5月の段階でございますけれども、大体雄雌、去勢・雌平均合わせてありますけれども75万9千円ほどでありますけれども今年の5月では60万2千円ほどであります。したがって20.7%くらいですか。低くなっているという状況があるのかな。そこで生産者の経営に及ばず影響を緩和するため販売価格が生産費を下回る場合には肉用牛肥育経営安定交付金事業、牛マルキン制度と申しますか、事業と申しますかそういうものがあるわけでありまして、平常の価格より下回って販売価格9割を補填する、国の交付金事業として出されている訳でございます。ただ、この場合生産者が4分の1積み立てると申すか交付する申すかそういう事業でありまして、あとの4分の3は国が支援する申すかという事業でありまけれども、そういう事業になっているわけでございます。場合によってはこういう事業が該当してくるのかなと思っております。あと町の補助事業としては肉用牛経営安定対策事業、いってみれば肉牛農家の関係で一戸あたり補助制限30%ほど当初予算で設けておりますけれども1つは価格経営安定事業、2つ目としては受精卵の移植事業、ゲノミック検査の事業等々で2,400万ほど町単で補助をつくっております。これはコロナウイルスだけの問題ではありませんけれどもそういう肉牛の制度を持っているところでございます。さらに酪農関係で申し上げますと生乳の取引価格に今のところ影響はないのだと、このように聞かされております。ただ生乳があまるような状況が出てくる場合もあるわけでありまして、その場合には乳業メーカーが脱脂粉乳に加工するなどの工夫をするのだと、そういう対策をすることになっているとこのように聞かされてもいるわけでありまして。次に作業従事者の確保等の課題等の取り組みについてで答弁致しますけれども作業従事者の確保については新型コロナウイルス感染症の発生以前からの課題でもありまして、当町では酪農ヘルパー確保対策と畜産農家の雇用支援策の中で支援をしているところでございます。町としては、現在酪農ヘルパー4人に加え、新規酪農ヘルパー1人を研修中という形でありますけれどもそれぞれ迎えておりまして、これは町補助で当初予算にもっておる段階でございます。昨年からの政策予算の中に入れながら今年も当初予算に入れているという状況でございます。それぞれ4,207万円さらには1,647万円こういう経過になっているわけです。さらに畜産農家の雇用支援の関係でありますけれども畜産農家の休日確保及び緊急時の対策として畜産農家へ派遣することができる従業員の雇用を条件に作業員の募集と雇用にあたる初期経費を各畜産農家の中で雇用に向けて検討が進められているという状況もあるのだということを聞かされているわけでございます。新型コロナウイルス感染症の発生に伴う作業従業者確保への影響についてでありますけれども酪農関係の外国人技能実習生は現在6人が町内で実習を行っておりますけれども、6人とも新型コロナウイルス感染症の発生以前から町内に入って実習を

行っているために直接的な影響は被っていないということでございます。いずれも中国の方でありますけれども受け入れ農家等については4件ほどに入っているようでございます。その他、畜産関係の現在のところ新型コロナウイルスの感染症に伴う従業員の不足の課題は伺っておりませんが引き続き関係機関と連絡して連携をして情報収集、国の制度を活用しながら支援して参りたいと考えているわけでございます。ただ、酪農関係の質問を頂いたところでありますけれども一部北はるかといいますか、上川総合振興局といいますか北海道の動きとして振興局の若手職員が北はるか、なよろ農協もそうだと思いますけれども研修ということで若手職員を研修といいますか派遣に入れたということで、我が町についても2人が入ってきている状況があります。主にアスパラ取りだとかかぼちゃの定植作業の準備にあたったということであるようで、1人は地元の間人ではなくて上川でも南部の方から来られたようでもありますから農協の要請を受けて研修者の研修施設として農業研修宿舎を貸し与えたというようなこともあるわけでありまして、ご理解を頂いておきたいと思っております。さっきの町の対策会議では道の職員がそうやって入ってくるのはいかがなものかというようなことがありまして、町の職員さんどうするというような検討もいたしましたけれども、町は今の段階では派遣しないということを確認したところでもございます。それについては色々なご意見があるのかと思っておりますけれどもそれは別物として、今のところそういう段階に至っているのだと、こういうことで報告をしておきたいというように思います。さらに当町において感染者が発生した場合、自立圏構想下での対処方法はどのようになっているかという問いがあるわけでありまして新型コロナウイルス対策の対処については国はもちろんでありますけれども道の指示の下、協力しながらともに連携をしながら対処することになっておりますので、大事なのはやっぱり北海道が示した新北海道スタイルだとか美深町の新しい生活様式をみんなで実践していこう、そして感染させない、しないというようなことこういうことが大事になってくるのではなかろうかなと思っておりますのでご理解を賜っておきたいということでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 大変わかりやすく適切なご答弁ありがとうございました。前段に言おうかなと思ったのですがけれども今回の美深町のコロナウイルスの取り組みですね。私はドライブスルーを行ったり補助金といいますか対策ですね。補助金と言ってもいいのでしょうけれども、近郊の上川管内のところもずっと私も調べてみましたがけれども全く遜色なく本当に担当の皆様はご苦労で上手くいったと、私はそう思っています。滅多に褒めることはありませんけれども。今回のこの対処は誠に立派であったと私は思っています。それで、今の最後の項目になるのですけれども自立圏構想ですね。名寄・士別を核とした構

想がある。その医療圏の取り組みの中も色々協力体制や何かもあるのですが、2番議員もちょっと厚生病院の質問がありましたけれども、ただ町民の単純なこととしてはまず疑われるのは先程答弁なったように名寄の保健所から移動になるのでしょうかけれども、キャパといいますか美深に厚生連でそういう受け入れの施設というか隔離施設があるのかないのか。名寄はあるのかないのか。あれば何床、士別何床それがわかれば教えて頂きたいです。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 名寄・士別のことはきちっと把握しておりませんが、美深厚生病院には隔離施設は持っていません。その場合、保健所と協議はするわけでありましてけれどもほとんどが札幌の段階、先程言っている札幌の段階と協議をしながら、そして場合によっては名寄、士別は無理だと思っております。名寄にも何床かは持っているそのような段階かなと思っております。ただ残念ながら名寄保健所管内に感染者がたまたまいないわけでありましてけれども、名寄管内でいないわけでありましてけれども保健所管内もそのような状況でありますから保健所としても札幌段階とか旭川段階とか少しランクは下げられるのですね。だから非常に不満、個人的に言えばそこの1小さな自治体の首長としては不満は持っていますけれども中々言い切れないとそういうものはあるところがございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） やっぱこれは自立圏構想下である程度運命共同体的な部分もありますから、そしてその会議もこのコロナが発生してからは会議もないような今の町長答弁のようなお話でしたから、やっぱりその医療の核になる2カ所の取り組みですとか、それはやっぱりシステムを構築するのはあって然るべきだと思いますけれども、そこら辺の協議がなされていないというのは何のため自立圏構想とまでは思いますよ。そこで今の考えをお願いします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 全く質問のされる趣旨もわかりますしね。憤りも私も小口議員と同じような気持ちは持っております。したがってまして北部の上川、北海道知事が全道の総合振興局なり振興局単位で会見するのだというようなことも言いましたけれども、実質は上川は南部、中央部、そして北部ということであります。特に北部辺りは名寄保健所が核になるわけでありましてけれども特に感染されていない。したがって名寄保健所には権限があるようなないような話で全部相談していかねばならない。非常に国のPCRの検査だとか、さらに道の企画、机上の企画とは言いませんけれども計画事、非常に不満は持っ

ております私も。そういうことで先程岩崎議員にも答えましたけれども、不満的なことは少しご意見として申し上げたそのような経過はあるわけですが、なかなかその突破口を国なり道に向かって発言してもなかなか聞き流されていると。そして他の市町村においてもそこまで中々言う理事者というのは道に遠慮するわけでもないのですけれども、国に遠慮するわけでもないのですけれども、何か変なことがあるといじめにあってはいけないので非常に慎重にしているところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 慎重の上にも、慎重とか色々言葉はありますけれども、たまにはガンとやってほしいですね。町長先程言っていたのは、きっとこれのメニューだと思うのですけれども、これは私も色々見て美深も取り組んでいる事業があるなど見ていたのですけれども、これ項目でいうと100項目もあるのですね。すごい多い項目がありまして、この中で簡単にできそうなものやら色々大変なことやらもありますけれども、丁度この番号で言いますと86番の隣に空き店舗の活用とかいうような項目があるのですけれども、この空き店舗云々の話は、新型コロナに限らず過去何回もそういう有効利用ですとかそのような質問等があったと思っていますので、そこら辺も含めてこの取り組みといいますか、このような事業に対する取り組みはどのように考えておられるかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 議員さん各位にこれが配られているのかなと思っております。実は議員さんに配られた時だと思いますけれども私の手元にも届いた、同じ様に届いている。それも国がどういう意図をもって地方の我々のところに届けてくれたのか。勉強しろということもあるのだらうと思いますけれども、実は職員分はまだその時にはなかったのですよ。幹部には。そのようなことでは駄目ですよと、僕は申し上げて議員さんには質問も当然出るだろうし中身についても色々そういう国なりそういう不満たらたら申し上げればあるような状況で、対策本部でも議員さんが心配してくれるようにまず自分達でも勉強することも必要でないでしょうかということ、ただ中身を見ると似たような項目が一杯あって何でもやれるようなことが書いてあるのです。何でもやる。ただ申請したら何でもかんでもやれないのですよ。非常に厳しいのですよ。内閣の話をしてマスクの話、そして町村にオンラインだか何だかでパッとやれるから一番先にお金振り込まれるようなこと。結果的に廃止になってみたり廃止せざるを得なくなったりそのようなことばかりで。

○7番（小口英治君） 質問の答弁してください。

○町長（山口信夫君） そういうことで上の方で決めてくれるのは、有難いのですけれど

もこうやって議会で嫌味っぽく言えばマスコミも聞いてくれるかもしれませんが、また余計なこと書かれたり何かすると困りますからこれ以上言いませんけれども、本当に議員おっしゃるようなことを我々も不満たらたら持っておりますけれどもそうはなかなかない。そこで最後のこの間言いましたけれども先に言いましたけれどもスピードと言いますかそういうものも大事になるよと。そして最後の末端は町村に全部やらなければならないわけだから、ちゃんと相談してほしいのだよなということまでは言ってきたつもりであります。自立圏と言えば自立圏のなかで。

○7番（小口英治君） いや、今空き店舗の考えはないのかどうなのか。空き店舗の。これ85番のその隣にあるテイクアウト事業の隣。ページ52ページです。

○議長（南 和博君） そのまま継続で。

○町長（山口信夫君） テイクアウト容器の廃棄量削減事業。

○7番（小口英治君） いや。違います。

○町長（山口信夫君） 86でしょ。

○議長（南 和博君） もう一回やりますか。7番 小口君。

○7番（小口英治君） これの52ページの番号でいうと85番のインキュベーションによる促進観光対応。

○町長（山口信夫君） 85ね。

○7番（小口英治君） はいそうです。85です。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 86テイクアウトと聞いたのでテイクアウトの話をしようかなと答弁段取りしたものですからあれなのですけれども、テイクアウトも商工会にお願いしたり商工会に頼まれたり何かしてあまり実績がないものですからいかがなものかと。85もそういう経過があって取り組んでくれるところがあれば我々も積極的にやりたいと思っております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） それでは2つ目の質問に入らせてもらいます。件名はふるさと納税の課題です。件数では1万件、金額では1億4,000万円（1月末）を超える貴重な財源が寄せられておりますが、1次産品が主で、ソフトの部分では実施がありません。よく言われる体験型観光等を含め移住に結び付ける施策が必要で産品においてはより付加価値を付けた「びふかブランド」の必要性も重要なことと感じておりますが、その取り組みを伺います。これは町長に対する質問です。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ふるさと納税の件について、返礼品の課題についてご質問があったわけであります。基本的な考え方で整理をしながら答弁をさせて頂きたいと思っておりますけれども、ふるさと納税制度というのは生まれ育ったふるさとに貢献できる制度でございまして自分の意思で応援したい自治体、さらにはこれらを選ぶことができる制度として創設されたものでございます。納税という言葉がついておりますから実際には都道府県・市町村への寄附でありますので、納税という言葉が付いておりますけれども違和感を感じないわけではないわけでございます。自分の生まれ育った故郷ふるさとに限らずどの自治体にも寄附を行う事ができますので、それぞれの自治体が公開しているふるさと納税に関する考え方や集まった寄附金の使い道など確認した上で応援したい自治体を選んで寄附を頂くものであります。そしてその寄附金の金額の2千円を超える部分について一定の上限まで所得税・個人住民税から税額が控除される制度になっているわけでございます。多くの自治体ではその寄附のお礼として地域の特産品などを送っております。現在その自治体を選んでもらう1つの基準としてお礼の品、いわゆる返礼品の内容が寄附先を決める判断において大きなウエイトを占めているものというのも事実であろうと思っております。そのために一部の自治体で不適切な取り扱いや過度な返礼品、地域の特色が考慮されない返礼品など多額の寄附を集めるなど本来の趣旨、制度を逸脱した事案が発生していることもあり、総務省においては一定の制約が設けられたことは皆さんもご承知の通りかなと思っております。自治体としては返礼品ありきではなく、この基本的な制度の考え方をしっかりと認識した上で活用していかなければならないと考えておまして自ら改めて確認するために制度の説明をさせて頂いたところでもあります。とは言え、インターネットの複数のポータルサイトを活用し多くの寄附を頂くことと共にお礼の品を登録頂いている事業者においてもこの特色ある産品を多くの方に広く知ってもらう良い機会となっていることは事実であります。ご質問の通り本町のお礼の品の設定において、いわゆるソフトの部分の実施は美深郵便局における見守り訪問サービスのみでありますので、現在美深振興公社と株式会社アウルにおいて体験型のプログラムを検討頂いているところであり、今後その設定に向けて取り組みを進めて参りたいというように考えているところでございます。また町内の事業者における体験型のプログラムについても検討をいただけるよう働きかけをお願いしたいというように考えております。ふるさと納税の制度においては寄附を頂く方々によりその目的が美深町を応援するためである他、節税のためであったり返礼品の魅力であったりと色々な考え方があるかと思っておりますけれども寄附を受ける側としての考え方をしっかり持ちながら今後とも取り組んで参りますのでご理解を賜りたいとこのように思っているわけでございます。ご質問にありました通りソフトの部分については非常に少ないと思

ております。拡大できるものならしていきたいと思っているところでございますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） びふかブランド化の必要性の項目もあげているのですけれども、その回答はありますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） びふかブランドとは何ぞやと思っているのですけれども例えばチョウザメであったりかぼちゃであったり牛肉であったり、はちみつであったりそういうものがびふかブランドかなと思っております。言われましたソフトの部分等々については非常に少ないなと思っています。農産物といいますか、畜産物といいますか林業製品等もそうありますけれどもそういうものにも着目していかなければなと思っております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） ソフトの部分も検討するというような答弁も頂きましたので、大いにソフトの部分も実施に向けて行って頂きたいと思います。それとびふかブランドは何ぞやというような趣旨のように私はとれたのですけれども、一番私がわかりやすいのは元の東国原だかの知事さんが宮崎県の知事になった時は、全面的に人気もタレントの方でしたから人気もあったのかもしれないけれども自分を売り出すと同時にその商品も一生懸命宮崎県の産物売ってましたよ。私はこれから巨額の富を得るチョウザメのためにもやっぱりこの美深のブランドという農作物もちろんですけれども美深というイメージキャラクターといいますか美深の町長が認証した商品で責任あるしっかりした商品だというようなブランドかと、平成26年の一般質問でも調べてみたらやっていたのですけれども、これからはますますそのようなことも必要でなかろうかと。ふるさと納税に対してはこの牛肉でも町長のお墨付きの文言でもはいった文書でも添えるとA4からA5になるかもしれないですよ。感覚的には。私はそれぐらいやっぱり身近に接するというか美深町とそういう寄附して頂いた地域間の身近さを感じられる方法と言いますか、そういうのをやっぱりふるさと納税にも是非取り入れて活かすべきだと思っています。これは別の話ですけれども折角美深に防災電話が完備されているわけですから、新製品も出たら町長が自らですね。こういう製品美味しいのですよ。ぐらい言えば、ああそうかな。町長がいうなら本当に美味しいのかもしれない。反対のこともあるかもしれないですけれどもね。私は折角ある機器を有効利用してやっぱりやって頂きたい。これは前の一般質問でそういう指摘をした議員もおりましたけれども、その前にもそういう指摘をした議員がおりましたけれども、やっぱり町のリーダーはやっぱりそういうやるべきですし、やって頂きたいしそういう思いで

おりますけれども、それに対する回答をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） いや、誰に言われたかなと思って、今考えていたのですけれどもご質問された方に大分言われたような気はしないでもないのですけれども、チョウザメは1つの町のブランドとして表に出していかなければならないというのはわかるわけですが、まず町民に愛されることが大事だと思っております。今、新製品の開発等も一生懸命努力している最中でありますので、まずその辺のところからスタートさせながら、そして大きく町外にも出していく。こういうこともやっぱりスタートになるのかなと思っていきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 今、丁度そのチョウザメの恐らく燻製の話だと思うのですけれども、一言言っておきたいのですけれども、やっぱりですね、その名前ですね。名称ですね。商品の。やっぱり私は町民も巻き込んで公募するなり関心を持たせる方法も1つではなかったのかなというように思っていますので、そういう方法も少しは考慮に入れてやって頂きたいなと思います。それに対してのご答弁で終わらせたいと思いますけれども答弁いかんではまた続行するかもしれませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） あまり反論するとおかしくなるので反論しませんけれども町で何でも作って、ネームまで作っているのではなく、あれはチョウザメ館が委託されるなかでやっている取り組みでありますから、町が何でも決めているかと思ったらそうではないのです。それだけご理解頂きたい。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私の意見は町民に公募でもすれば、興味もわくし。

○町長（山口信夫君） だから町が直接やっている事業ではないのです。

○7番（小口英治君） いやいや、チョウザメは事業やっていますからただ加工品だけの話ですから、これはやはり踏み込まざるを得ないと思いますよ。ですから、いかに関心を持ってもらって販売に結び付ける。町でやっていないって第三セクターですから、だけでも第三セクターは町の責任もあるわけですからね。そんな逃げ腰では私は上手くないと思いますよ。積極的にこれから赤字幅を減らしていかないとダメな両施設でもあるわけですからね。

○町長（山口信夫君） これ以上反論しません。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 答弁という話もありましたから言うておくけど、直接的にはやっぱり会社がやることでありますから会社の社長は誰かと言われれば私でありますから、それは責任。そして株主も大きな株を持っていますので責任あるかもしれませんけれども、直接的に何でもかんでもそうやっているかというところではないとご理解頂きたい。そして色々なところで決められていくのだということもご理解を頂きたい。そういう機会があれば直接部門で発言の機会もあろうかと思っておりますので議員さんの立場からもよろしくお願ひします。

○7番（小口英治君） 7番終了します。

○議長（南 和博君） はい。以上で7番 小口議員の一般質問を終了します。

ここで暫時休憩をします。再開は概ね午後3時15分といたします。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時15分

◎日程第7 議案第28号の提案説明

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。

日程第7 議案第28号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案28号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について提案説明を申し上げます。民法の保証人規定が改正されたことに伴う連帯保証人の廃止や連帯保証人の保証する額の設定などについて4本の条例の規定を整備する他、条例1本について廃止するものであります。このうち、公営住宅条例については敷金について債務の弁済にあてることができることの規定や認知症である者等の入居者に配慮した改正など合わせて整備するものでありますのでよろしくご審議頂き原案決定下さいますようよろしくお願ひ申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきますので議案書の1ページからでございます。お開き下さい。議案第28号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について。民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。資料でご説明いたしますので6ページからご覧頂きたいと思

います。新旧対照表を付けておりますが、まずは改正の趣旨のところには1・2・3と記入しておりますが、この条例につきましては公営住宅条例他、4条例の整備と1つの条例を廃止する内容となっておりまして、第1条関係と書いてありますが第1条が公営住宅条例の一部改正となっております。入居手続きにおける保証人に関する規定の他、収入申告の規定の緩和、敷金を債務の弁済にあてることを明記するなど他の改正となっております。第2条と第3条が特公賃住宅、独身寮における連帯保証人の極度額これを設ける改正となっております。第4条が水洗便所改造等資金貸付条例の廃止さらに第5条が、この条例の廃止に伴い整備が必要となる条例の改正となっております。それでは改正の内容についてご説明申し上げます。まず第1条関係で、公営住宅条例の一部改正です。まず今回の改正における条文の全般にわたる文言の整理を行っております。改正案の、冒頭に記載している通り詰まる音ですね。または送り仮名の整理を条文全般で行っておりますので相当長い条文の改正になっておりますけれども、そういった改正があるということによるものでございます。それでは条文の方に入っていきたいと思いますが、まず第3条これは文言の修正です。その下第5条は入居者の公募を行わずに入居させることができる公募の例外の規定となっております。この第7号の改正でございますけれども、これは既存入居者が住み替えをする場合の規定となっております。現行では既存入居者等が身体の機能上の制限を受ける者となったことこれが規定されておりますが、これに世帯構成及び心身の状況について加える改正となっております。次、その下7ページですね。中ほどに第6条でございます。これは入居者資格の規定でございます。これは規定の内容そのものを改正するものではなくて条文の整理となっております。次のページの第7条の改正と連動しておりますけれども現行の第6条第4号ですね。このページから次のページにかけてイ・ロ・ハの規定となっておりますが現行のイとロの規定、これを改正後のイの規定に統合するというそういった内容に改めるものでございまして、さらに現行ハの規定をロに繰り上げるという改正となっております。こうした整理をいたしまして次のページですね。第7条の第2項の改正でございますけれども、第6条第4号ロの規定が同号2に統合されたことによりまして、この第7条の条文の整理をするということになってございます。したがって、それぞれ規定内容に改正はないということで条文の整理ということでご理解頂きたいと思っております。次が第9条の改正。9ページの上の方ですが、これは入居者の選考の中の改正で第5項の改正。これは寡婦をひとり親へ改めるという改正になってございまして、婚姻の有無に関わらず子を扶養している者を従前は寡婦という規定がありましたけれどもひとり親というように改めるものでございます。次、このページの下、第11条です。これが連帯保証人に関する規定となっておりますけれど

も、この連帯保証人に関して削除する内容となっております。今般の民法改正による債務関係の規定の見直し、あるいは単身高齢者の増加等を踏まえまして、今後公営住宅の入居に対して保証人を要することが一層困難となるということが懸念されているわけでございます。したがって保証人を確保できないが為に公営住宅に入居できないといったそういう事態が生じることがないように今回保証人に関する規定を削除するというものでございます。以上が11条。次のページめくって頂きまして12条・13条は引用条項の整理となっております。次が第14条の第4項です。これは新設条項となっております。これは認知症である者等の入居者、これが収入申告ができないものにかかる収入申告の義務。現在は収入申告するという義務がありますけれども、これを免除するという規定の追加となっております。更にその下、これは収入申告の他に収入調査をできる規定を加えるということでございます。申告ができない場合については、申告を免除して代わって収入調査を行うというそういう規定の整理となっております。次、めくって頂きまして。

○議長（南 和博君） 副町長、長ければ着席で説明してもよろしいですよ。

○副町長（今泉和司君） 立った方がしゃべりやすいので。次、第17条この改正は11条を改正したことによる文言の改正となっております。その下18条の改正ですね。これも第3項を新設する部分ですけれども、敷金に関する規定で入居者が家賃を支払わない時、その敷金を債務の弁済に充てることを明記するという改正となっております。次、第20条の改正。これは修繕費用の負担に関する規定でございます。入居者が負担すべき修繕に要する経費、これは現行ではカッコ書きで具体的な修繕項目を挙げておりますけれども、これを別に規則等で定めるという、別に定めるという規定に改めるものでございます。その下、21条・27条は文言の整理ですね。28条の改正につきましては、次のページで説明申し上げます。これ28条は収入超過者等に関する認定の規定でございます。法において、これは公営住宅の中で条例で基準を定めるというようにされておまして、したがって政令の規定を引用して政令第10条の基準により定めた金額とするよう政令の規定を引用して定めるものでございます。次、第30条・31条は文言の整理。32条、そして次のページの35条については、これは第14条に第4項ですね。これを加えたことによる改正となっておりますので、次のページめくって頂きまして、この第35条ですね。第35条の第3項これも新設でございます。これは収入状況の報告の請求等に関して第2項に町長がその権限を担当職員を指定して行わすことができるということで権限の委任を規定してございます。この権限を委任したことにより第3項の方に、この知り得た秘密の保護この規定を加える改正となっております。次が、このページはなくて17

ページの第41条の第3項ですね。下の方、一番下になりますけれどもこれは不正行為によって入居した者に対する請求金額の算定に関する規定でありますけれども利率ですね。利率を現行5%、年5分の割合というような規定になっておりますけれども、これを法定利率に改める内容でございまして民法改正されまして法定利率が変動制になったということで、それに伴いまして改正をし法定利率というように改めるものでございます。もう2枚めくって頂きます、20ページですね。20ページの第56条の改正でございますが、これは駐車場の使用者の資格に関しまして規定をしてございますが、第4号と第5号を改正しますが、これは第41条で規定してございます。住宅の明け渡し請求に該当する場合を引用して整理をするということで、ここに第41条第1号から第7号のいずれにも該当しないことを資格者とするというものということでございます。以上が、公営住宅条例の主な内容の説明とさせていただきます。

次、22ページめくって頂きます第2条関係が特公賃住宅条例の一部改正となっておりますが、さらに23ページの第3条関係ですね。これは独身寮に関する条例の一部改正となっておりますが、いずれも連帯保証人が保証する極度額について規定を加えるものでございます。特公賃住宅につきましては、第10条の第2項に独身寮の条例につきましては、第7条第2項にその旨を規定致しまして、その極度額につきましては家賃の6カ月分相当額とする旨を規定しようとするものでございます。次、23ページの中ほどに第4条関係になります。これが水洗便所改造等資金貸付条例のこれは廃止になります。この条例には連帯保証人に関する規定がありまして、改正としては極度額を定める改正案が必要となってくるわけでありまして、ただこの条例につきましては下水道を設置した当時におけます水洗化の普及を目的として制度化されたものと。資金を貸付して1個でも多くの水洗化を達成していきたいというそういったことで制度化した条例でありますけれども、制定から27年経過し、初期の目的については達成されただろうと。また現在水洗化工事を行う場合については住宅改修の補助制度が、これが活用できるということで今般この条例については廃止をするということでございます。またその下、第5条関係でございまして、この改正につきましては第4条により条例が廃止されまして、そうしますとその廃止する条例を引用して規定している部分でございまして、その文の条文を整理する改正となっております。以上、各条例の改正等の説明とさせていただきますが、最後に附則でこの条例の施行期日でございますけれども、施行の日からとするものでございます。以上、議案第28号の説明を終わらせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第28号の説明を終了します。

◎日程第8 議案第29号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第29号 固定資産税評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第29号 固定資産税評価審査委員会条例の一部改正について提案説明を申し上げます。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、法律名称及び所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議頂き原案決定下さいますよう、よろしくお願いを申し上げて提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。議案書24ページからになります。議案第29号 固定資産税評価審査委員会条例の一部改正について。固定資産税評価審査委員会条例の一部改正について。固定資産税評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくって頂きまして新旧対照表でございますので説明を申し上げます。改正の趣旨、非常に長い名前の法律名によって法律が改正されたということで、いわゆるデジタル手続法というように言われております。このデジタル手続法によりまして行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律。この法律の名称が改められたということで、その引用している部分を改正する内容となっております。また、現行規定では第10条第1項と第2項の法で引用する略称規定、これを設けておりますがこれは現行条例では第10条当てはまらないというか、いわゆる規定誤りになってございます。これは改正の過程の中で、この部分が残っていたということで今回の改正に合わせてこの部分の条例を以下の部分についての略称規定については削除するという改正となっております。この条例の施行日は交付の日からとするものでございます。以上、議案第29号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第29号の説明を終了します。

◎日程第9 議案第30号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第30号 美深町税条例等の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第30号 美深町税条例等の一部改正について提案説明を申し上げます。個人町民税ではひとり親に対する所得控除と非課税措置の見直し、長期譲渡所得にかかる課税の特例の延長と追加。固定資産税では所有者不明の土地にかかる課税への対応の追加。たばこ税では軽量の葉巻タバコの課税方式の改正などの規定を整理するも

のであります。よろしくご審議いただき、原案決定下さいますようお願い申し上げますとさせていただきます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の26ページからになります。議案第30号 美深町税条例等の一部改正について。美深町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。ページをめくって頂きまして34ページをお開き頂きたいと思います。資料として一部改正の概要をお付けしてございますが地方税法等の一部を改正する法律の改正、公布に伴いまして改正を行うということで改正条例につきましては3条からなっております。第1条と第2条が税条例の一部改正。第3条が令和元年条例第7号で税条例等の一部を改正する条例。この改正となっております。改正の要旨につきましては、ここに掲げてございます4点となっております。それでは内容についてご説明申し上げますが、まず税目町民税についてでございます。表の一段目、第15条の2と2段目の第10条の改正。これは改正の要旨1番にあります未婚のひとり親に対する措置でございます。婚姻歴の有無や性別に関わらず同一の生計にある子を有する単身者について、同一の控除を適用し、また人的非課税措置にひとり親を対象とするよう改めるものでございまして、これは第1条による改正となっております。課税適用は令和3年1月1日からとなっております。次のその下、3段になりますけれども、これは国税における連結納税制度の見直しに伴う対応でございます。企業グループ全体を1つの納税主体として課税する連結納税制度。これからグループ内の各法人を納税単位として各法人が個別に法人税額の計算、および申告を行いつつ損益通算等の調整を行うグループ通算制度。こちらに移行することとなることから条例について所要の改正を行うということでございます。これは第2条による改正となっております。課税適用は令和4年4月1日となるものでございます。次のページをめくっていただきまして固定資産税の改正でございますが、これは所有者不明土地等にかかる課題の対応でございます。第1条による改正となっております。第32条は所有者が明らかとならない場合、その使用者、使っている者ですが、これを所有者と見なして課税する制度の拡大となっております。これは令和3年度分以降の固定資産税に適用するものでございます。その下、第51条の3は、現に所有しているものの申告の制度化となっております。登記簿上、所有者が死亡し、相続登記が完了するまでの管理における現所有者ですね。相続人等になろうかと思いますが、この者に対して必要な事項を申告させることができる規定を設けるものとなっております。これは条例施行の日以降、現所有者であると知った者、これについて適用するというものでございます。次、たばこ税に関してでございます。第72条は、これは軽量の葉巻タバコの課税方式の見直しでござい

まして、葉巻タバコ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法へ令和2年10月と令和3年10月との2回に分けて段階的に実施をするというものでございます。第1条と第2条による改正でございます。次、その下でありますけれども、課税免除ですね。たばこ税の課税免除に関する改正で、第74条第2項は、本邦からの輸出等による課税免除には必要書類の保存が、そしてその下第3項ですけれども、これは廃棄等による課税免除については、必要書類の提出ですね。これを適用条件とするものです。これらは第1条による改正となつてございまして、令和2年10月1日の課税適用となります。その下、次からの改正につきましては、これは課税の特例に関する改正でございます。いずれも第1条による改正となつてございまして、まず附則第8条の改正、これは肉用牛の事業所得に掛かる課税特例。これを令和6年度まで、3年間延長するという改正となつてございます。次に附則第17条の改正。これは低未利用地ですね。低未利用地への税制面からの対策ということで創設されました。長期譲渡所得に掛かる課税の特例を定める改正でございまして、課税適用は令和3年1月1日となつてございます。その下、第17条の2の改正ですね。これは課税特例の延長による改正でございまして優良住宅の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に掛かる課税の特例、これを令和5年まで3年延長するという改正となつてございます。次、最後になりますけれども36ページの上ですね。これは令和元年条例第7号の改正となつてございまして、これは第3条による改正でございます。令和元年の第2回の定例会で決定頂いた美深町税条例等の一部を改正する条例の改正となります。この改正は本則の第10条で昨年の改正で寡婦、夫を寡婦または単身児童扶養者と改める改正を行っておりますが、今回の改正で寡婦、これをひとり親に改めるということから昨年の改正規定とその経過措置に関する規定を削除するという内容となつてございます。課税適用は令和3年1月1日でございます。以上、改正内容の説明とさせていただきますが改正条文はこのほか、条例が引用している法律等の条項が移動したものなどがありまして、以下に記載の条項に改正がございますので申しておいておきたいと思ひます。以上、議案第30号の説明を終わらせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第30号の説明を終了します。

◎日程第10 議案第31号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第31号 美深町税条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第31号 美深町税条例の一部改正について提案説明を申し

上げます。地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、新型コロナウイルス感染症が納税者等に及ぼす影響の緩和を図る為、徴収猶予の特例制度の規定の整備をはじめ、町民税では、個人町民税では寄附金税額控除の適用、住宅ローン控除の特例の弾力化。固定資産税では課税標準の減額措置と特例制度の拡充、軽自動車税では臨時的軽減の延長規定を整備するものであります。よろしくご審議いただき原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案第38ページからでございます。説明させていただきます。議案第31号 美深町税条例の一部改正について。美深町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくっていただきまして、改正の概要をお付けしてございます。改正の趣旨に記載の通りでございますけれども、コロナウイルスに関連して6つの改正内容となっておりますが、それぞれ概要の中で触れていきたいと思っております。まず町民税の改正でございます。附則第24条、そして附則第25条を加える改正でございますが、これはまず附則第24条はイベントを中止した事業者に対する入場料等の払い戻し請求権、これを放棄した場合の金額ですね。払い戻しを良いですよと言った場合の金額。これを寄附金と見なしまして控除対象とする特例を設けるものでございます。次に第25条は、住宅ローン控除の適用要件の弾力化となっております。住宅建設等の遅延ですね。この対応によりまして特例を設けるというものでございます。これらの改正の課税適用は令和3年1月1日とするものでございます。次に固定資産税の改正でございます。附則第10条は中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置となっております。令和3年度に限り課税標準を2分の1、または0とするものでございます。またその下、附則第10条の2第3項でありますけれども、これは新規に設備投資を行う中小企業者等への支援として生産性革命の実現に向けた特例措置。これへの対象となる資産の追加。そして適用期間を令和4年度まで延長する改正となっております。次のページでございます。めくっていただきまして、軽自動車税の改正となります。令和元年10月から2年9月末までこの間に取得した自動車税の税率を1%臨時的に軽減するという措置がありますけれども、これを6カ月延長しまして、令和3年3月31日までに取得した者を対象とする改正となるものでございます。最後は。徴収猶予の特例に関する規定を追加するものでございまして、令和2年2月から納期限までの一定期間において収入が大幅に減少した場合に無担保かつ延滞金を免除して1年以内の期間で徴収を猶予するという改正となっております。以上、議案第31号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第31号の説明を終了します。

◎日程第11 議案第32号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第32号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第32号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、基礎課税の課税限度額を引き上げる改正、軽減措置について5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得を引き上げる改正であります。所得の算定における項目の追加について整備するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書42ページになります。議案第32号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について。美深町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくって頂きまして、裏のページでございますけれども、これも概要をお付けしてございます。まず課税限度額の改正でございますけれども、基礎課税額これを2万円引き上げまして63万円。介護納付金分を1万円引き上げまして17万円に改める改正となっております。次に、軽減判定所得の改正でございますが5割軽減で5千円の引き上げで28万5千円。2割軽減で1万円引き上げ52万円に改めようとするものでございます。以上の改正の課税適用につきましては令和2年4月1日とするものでございます。次に附則の改正でございますが、これは低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる課税の特例が創設されました。それによる改正でございます。内容につきましては、ここに記載の通り100万円控除の内容となっておりますが、これは低未利用地の増加これの対策として譲渡促進を税制面からもバックアップをするのだというそういった目的で創設された制度となっております。課税適用につきましては、令和3年1月1日となるものでございます。以上、議案第32号の説明を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で議案第32号の説明を終了します。

◎日程第12 議案第33号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第33号 美深町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第33号 美深町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。今回の改正は給与等の支払いを受けている後期高齢者医

療保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または感染が疑われる場合に傷病手当金を支給できるよう改正されたことに伴い、美深町が行う事務にその申請を受け付けする規定を追加するものであります。よろしくご審議頂き、原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今和泉和司君） 議案44ページでございます。議案第33号 美深町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。美深町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。これも1枚めくっていただきまして新旧対照表を付けてございますが、これは新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金に関して北海道後期高齢者医療広域連合の条例が改正をされてございます。それに伴いましてその事務を追加する改正となってございまして、第2条に規定する町において行う事務。ここに第8号として傷病手当金の支給に関する申請書の提出の受付と。この一号を加える改正となっております。この条例の施行日は公布の日からとするものでございます。以上、議案第33号の説明を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で議案第33号の説明を終了します。

◎日程第13 議案第34号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第34号 美深町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第34号 美深町国民健康保険条例の一部改正について提案説明を申し上げます。今回の改正は給与等の支払いを受けている美深町国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または感染が疑われる場合に傷病手当金を支給できることとする規定を追加するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今和泉和司君） それでは議案書46ページからでございます。議案第34号 美深町国民健康保険条例の一部改正について。美深町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくっていただきまして48ページご覧頂きたいと思っております。新旧対照表お付けしてございます。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する目的での制度改正ということでそれに伴う条例改正でございます。改正につきましては附則に規定を追加するものでございまして、なお不足につきましては現行項建てとなっておりますけれども、これを条建てに改めまして傷病手当金に関する規定を第3条で謳うという

内容となっております。改正案の第1条、第2条については現行の第1項、第2項の規定でございまして第3条第1項が傷病手当金の支給対象者そして期間の規定となっております。

まず支給対象者でございしますが、給与等を受けている被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われるものとなっております。支給日数につきましては、これは労務に服することができなかった日から3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労につくことを予定していた日数ということで規定されてございます。

次、第2項ですけれども、これは支給額の規定となっております直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額に3分の2ですね。3分の2に日数を掛けた金額と。日数を乗じた額となるものでございます。次のページ、第3項ですけれども、これは支給期間でございしますがこれは支給開始日から1年6か月を超えないものとする規定でございまして、第4条と次の第5条、これは給与等との調整に関する規定となっております。まずは給与等を受け取ることができる期間、これは傷病手当金は支給されないということですね。次に受けた給与等の額が傷病手当金の額より少ない時はその差額を支給するというものでございます。さらに支給した傷病手当金の金額、これは当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することを規定してございます。この条例は公布の日から施行し、適用期間は令和2年1月1日から規則で定める日というように附則の方で謳うものでございますが、この規則で定める日というのを令和2年9月30日とする予定であります。ただ入院が継続する場合においては、最長1年6か月までとなるものでございます。

以上、議案第34号の説明を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第34号の説明を終了します。

◎日程第14 議案第35号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第14 議案第35号 美深町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第35号 美深町介護保険条例の一部改正について提案説明を申し上げます。今回の改正は令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護保険法施行令の一部改正により昨年に引き続き低所得者に対し、さらなる保険料の軽減を図るため対象となる被保険者の保険料率を改正するものでございます。よろしくご審議頂き原案決定下さいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 先程は失礼いたしました。それでは、50ページでございます。議案第35号 美深町介護保険条例の一部改正について。美深町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。めくって頂きまして改正の概要を資料としてお付けしてございます。これは消費税の引き上げに伴う保険料の軽減でございまして、軽減賦課を令和元年度から実施して来ておりまして、令和元年度において完全実施の2分の1の減額を実施し、今回令和2年度の改正をもって完全実施となるものでございます。改正は第1段階から第3段階までで第1段階では基準額の0.075を引き下げまして4,050円の減額で1万6,200円に改正。第2段階では基準額の0.125を引き下げまして6,750円の減額で2万7,000円に改正。第3段階では基準額の0.025を引き下げ1,350円の減額で3万7,000円に改正するものでございます。この条例の交付の日から施行いたしまして令和2年4月1日から適用するものでございます。以上、議案第35号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上、議案第35号の説明を終了します。

◎日程第15 議案第36号乃至議案第38号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第15 議案第36号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第2号）乃至議案第38号 令和2年度 美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括して議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第36号から議案第38号で提出しております一般会計及び2特別会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。はじめに議案第36号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては補助金等を財源として実施する事業の追加や縮小、事業量の増加、施設の修繕や備品の更新など緊急性のあるものについて補正するほか、新型コロナウイルス感染症の緊急対策事業では緊急事態宣言が5月25日に解除されたものの、これまでの営業自粛や活動縮小に伴う地域経済等への影響は少なくありません。未だに感染症拡大の収束が見通せる状態ではなく、厳しい状況が続くと予想されますが今できる対策を緊急対策事業の第2弾として進めて参ります。具体的には観光、飲食、イベントなど大きく落ち込んだ消費の喚起のためプレミアム付き商品券を発行する商店街活性化事業を始め住民活動の再開に伴って感染が発生・拡大するリスクを減少させるための対策としてサーモグラフィや飛沫防止用パネルの購入、町民体育館トレーニングルームの換気改良、美深町

新しい生活様式周知に係る経費について追加いたします。さらに学校において児童・生徒1人1台のタブレット端末を整備するギガスクールに係る費用を追加いたします。この他、総務費では町有施設の解体や地域おこし協力隊に係る経費の追加、民生費では障害児の通所支援のための措置費の追加、農林産業費では農業後継者就農奨励金の追加の他、これまでの民有林造林補助に加えて下刈りや枝打ちなど新たな支援を加えた民有林活性化推進事業補助金などについて追加いたします。次に歳入であります。追加補正にかかる財源につきましては繰越金や国・道補助金、並びに財政調整基金、森林環境整備基金、まちづくり応援基金を充てるほか、車両の公売にかかる収入及びコミュニティ助成事業補助金についても整理して追加しています。また新規就農者等補助金については、過疎債を借り入れて充てることとし、地方債1件を補正致しますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ9,704万7千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ60億5,379万7千円となるものであります。次に議案第37号 令和2年度 美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、令和元年10月に実施された消費税率の引き上げに伴い低所得者に対する更なる保険料の軽減により対象となる第一号被保険者の保険料を減額するものであります。財源については、全額を一般会計からの繰入金で措置するものであります。これによりまして介護保険特別会計の補正による総額の増減はありませんか、一般財源と特定財源の財源内訳の変更を行うものであります。最後に議案第38号 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳出で5月29日発生した恩根内大橋の橋梁添加管の漏水にかかる修繕費用を追加するものであります。歳入では追加補正にかかる財源につきましては、令和元年度繰越金と一般会計繰入金で措置するものであります。これによりまして北部簡易水道事業特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ200万円を追加して、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ2,460万円となるものであります。以上、一般会計及び2特別会計の補正予算の提案説明といたします。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） 別冊で配布しております議案第36号の説明をいたします。議案第36号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第2号）令和2年度美深町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 後藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（後藤裕幸君） それでは議案第37号のご説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第37号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 別冊配布の議案第38号をご覧くださいと思います。議案第38号 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で議案第36号乃至議案第38号の説明を終了します。

◎日程第16 報告第4号 委員会報告 産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第16 報告第4号を議題とします。産業教育常任委員会から所管事務調査報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 所管事務調査の報告を申し上げます。本委員会は閉会中に所管事務調査を行いましたので会議規則第77条の規定により別紙の通り報告をするものであります。調査日は令和2年4月15日、調査内容・調査の方法は1つ目農業振興の現状と課題について。現地視察・聞き取り調査を行いました。調査内容は1つ目には農業振興センターの利用状況と課題について。2つ目は、農業者研修宿泊施設の運営状況について調査を行いました。2点目については、林業の振興、現状と課題について聞き取り調査を行っております。調査の内容は1つ目、森林環境譲与税の今後の用途について。2つ目には町有林の現状と今後の活用策について。3つ目は、Jクレジットの取り組みの現状と今後の活動について調査を行ったものであります。調査のまとめを朗読して所管調査の報告とさせていただきます。まず、農業振興の現状と課題についてでございますが、農業振興センターの利用状況と課題について報告を申し上げます。まず利用状況につきましては、令和元年度で利用延べ件数478件、利用延べ人数2,391人となっております。平成27年度の利用延べ件数541件、利用延べ人数2,921人と比較致しますと5年間で件数で12%、人数で18%の減少が見られております。加工室はグループ登録制による使用を進めている現状でございますが、グループの微減やグループ構成員が年々減少しているという

現状であります。また地元産の小麦粉によるパン作りや味噌づくりに使用頻度が多いという現状でございます。土壌分析室は件数・人数ともに減少しておりますが、分析点数は600点から700点で推移しており分析の結果を知らせることで過剰な施肥の抑制や作付け予定作物に対する施肥必要量や過不足量の適度な指導が行われております。認定農業者127戸のうち103戸が土壌分析を実施している現状であります。6次産業化に向けた加工室の取り組みは現在ない状況でございます。屋外試験農場を利用した無加温ハウスの野菜栽培は3年経過し、研究会から商業ベースに移行する段階を迎えている現状でございます。次に課題について申し上げます。1つ目は加工室の利用が未だ趣味の域を脱せず、農業振興センターの業務の1つに挙げられました農畜産物等加工研究・技術開発に取り組み、美深町の農業振興を図るという目的に至っていないというのが現状であります。商業ベースで加工室の利活用を図る6次化産業育成が急務であり、現在小ロットでの製造販売が可能になったということのPRが必要であるというように課題をあげました。2つ目には、加工室の機械類の老朽化には使用目的を明確にした更新と加工に使用する農産物の作付促進が必要ということで、とりわけ大豆等豆類の作付奨励が必要かと思われまます。3つ目には、無加温ハウスによる野菜作りと販売体制の確立には次の段階へ支援策が重要であり、北への販売ルート、販売のターゲットの絞り込みや需要調査、栽培農家戸数の確保、無加温ハウスの建設補助などしっかりバックアップしていくことを課題として挙げております。次に、農業者研修宿泊施設の運営状況について報告を申し上げます。利用実績については、令和元年度で利用実人数12人、利用実日数243日であり、運営を開始いたしました平成25年度利用実人数31人、利用実日数1,405日と比較をいたしまして、利用実人数で61%減。利用実日数で83%減という著しい落ち込みを見せています。受け入れには美深町農業後継者育成推進協議会が主体となり、平成25年度からのPR活動は求人サイト1カ所にて実施をしてきました。当初は希少な取り組みであり申し込みが殺到した結果、全国他市町村も同じような取り組みを始めたことから競合による実績の落ち込みがあったと分析をしています。現状の実績は農業実習生以外の受け入れも含めての実績であり就農に結び付いた営農者は7年間で1人、在住者となった人は7人となっています。課題については、新規就農予定者及び農業実習生等を確保し本町の農業振興を図るとともに地域振興を推進する事業を支援し地域の活性化に資するという宿舎設置の目的を再確認し、利用向上のための仕組み再構築とPRに力点をおいた取り組みが必要であるという結論にいたりました。

次に農業実習生の範囲を農業をやってみたいという学生にも間口を広げ、審査会等を簡略し簡便な手続きで対応出来る体制作りや他の事業、林業等への利用も課題であると。そ

れと農業支援塾のプログラムとタイアップして研修宿泊施設を利活用する体制作りが必要で将来的には農業アカデミーを視野に入れた農業振興も課題であるというよう課題を挙げしております。

○議長（南 和博君） 委員長、ちょっと待って。本日の会議時間が議事進行大変遅れておりますので本日の日程が終了するまで延長します。よろしいですか。それでは委員長続けて。

○5番（岩崎泰好君） 次に林業の振興、現状と課題について報告を申し上げます。森林環境譲与税の今後の用途につきましては、この税は一定の用途の裁量権がある地方譲与税ではありますが、用途については（1）から（6）まで用途の利用状況がございます。次のページに移って森林環境譲与税歳入見込みは令和元年度857万6千円、令和2・3年度が1,800万円、令和4・5年度が2,300万円、令和6年度以降が2,800万円となる見込みでございます。美深町独自の事業運営のために令和2年度から民有林等活性化推進事業補助金の交付要綱を定め、一体的な財源運営を図ることとしております。担い手の人材確保では、町内林業事業体が北の森づくり専門学院に社員を就学させ、育成を図る場合の家賃補助、林業体験学習への受入支援、障害者雇用などへの補助金が主なメニューとなっています。町有林の現状と今後の活用策については、町有林の管理については森林法に基づき10年間の森林整備計画の基本方針と、5年間の森林経営計画を策定して事業推進を図っています。施業森林の現状は1,006.95haを有し年度別計画により主伐、造林、間伐を繰り返しているという形になってございます。3番目のJクレジットの取り組みの現況と今後の活動については、Jクレジット制度は対象となる森林の二酸化炭素の吸収量をクレジット化し売買を可能とする制度でありまして、美深町の取り組み経緯と現況は平成29年の株式会社SUBARUと交わした美深町内の森林保全活動に関する基本協定書に始まり、平成31年美深町森林吸収プロジェクト承認・登録。今後、モニタリング報告書の申請・現地調査、認証委員会での認証の後、令和2年12月以降にJクレジット販売可能となる制度でございます。クレジットの量につきましては、申請時点で約11,000トンでございますが、現地調査や認証の段階で確定、8年間のクレジット創出期間が設定されるものとなっております。美深町の販売メリットはクレジットの売り上げを継続的な森林振興に活用できること。自主的な吸収プログラムの実施で温暖化対策に積極的な自治体としてPRを出来、地元で緑の深い企業とのネットワーク構築が図れることがあり、購入側の企業も地球温暖化対策推進法や省エネ法への報告活用や各種企業評価調査等において、有効な企業評価へ繋げることができるなど両側にメリットが大きいということでございます。林業の振興についての課題については、森林環境譲与税を活用した美深町独自

の取り組みより林産業活性化をどう図るかが大きなテーマで計画的な森林計画の推進と合わせてJクレジット制度による森林保全と林業振興の推進に努力されたいという課題を申し述べました。以上で所管事務調査の報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

◎日程第17 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第17 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。明日、16日は議案審査のため休会にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、明日16日は休会とします。以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

散会 午後5時01分

令和2年第2回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和2年6月17日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第28号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 第 3 議案第29号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 4 議案第30号 美深町税条例等の一部改正について
- 第 5 議案第31号 美深町税条例の一部改正について
- 第 6 議案第32号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 7 議案第33号 美深町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第34号 美深町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 9 議案第35号 美深町介護保険条例の一部改正について
- 第10 議案第36号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第2号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第2号）に対する
付帯議決について
- 第12 議案第37号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第38号 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第39号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第3号）
- 第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第16 同意第1号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第17 同意第2号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第18 同意第3号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第19 同意第4号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第20 同意第5号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第21 同意第6号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第22 同意第7号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第23 同意第8号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第24 同意第9号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第25 同意第10号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第26 同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 第27 同意第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第28 報告第5号 委員会報告 第6次美深町総合計画調査特別委員会中間報告
- 第29 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第30 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を
求める意見書の提出について
- 第31 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（11名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 名取明美君 | 2番 田中真奈美君 |
| 3番 和田健君 | 4番 五十嵐庄作君 |
| 5番 岩崎泰好君 | 6番 藤原芳幸君 |
| 7番 小口英治君 | 8番 中野勇治君 |
| 9番 荒川賢一君 | 10番 齊藤和信君 |
| 11番 南和博君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

- | | |
|------------------|------------------|
| 町長 山口信夫君 | 副町長 今泉和司君 |
| 総務課長 川端秀司君 | 住民生活課長 渡辺美由紀君 |
| 保健福祉課長 後藤裕幸君 | 農務課長 山崎義典君 |
| 建設水道課長 杉本力君 | 会計管理者 政岡英司君 |
| 総務グループ主幹 小林一仙君 | 企画グループ主幹 中江勝規君 |
| 生活環境グループ主幹 内山徹君 | 税務グループ主幹 中林秀文君 |
| 保健福祉グループ主幹 小野勇二君 | 農業グループ主幹 桜木健一君 |
| 建設林務グループ主幹 竹田哲君 | 水道住宅グループ主幹 南坂陽子君 |

◎教育委員会

- | | |
|----------------|----------------|
| 教育長 草野孝治君 | 教育次長 望月清貴君 |
| 教育グループ主幹 大堀裕康君 | 教育グループ主幹 和田政則君 |

◎農業委員会

事務局 長 山 崎 義 典 君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水 本 守 君 事務局 長 玉 置 一 広 君

◎議会事務局

事務局 長 玉 置 一 広 君 事務局 副 主 幹 服 部 満 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。なお、本会議中皆さんにマスクの着用をお願いしていますが、息苦しさ等がある場合には熱中症予防のため適時マスクを外すことを認めます。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告をいたします。休会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から6月実施の例月出納検査報告書は、お手元に写しを配布しています。次に、追加議案について申し上げます。長側提出のものは、補正予算1件、諮問1件、同意12件です。議会側提出のものは委員会報告1件、意見書案2件、承認1件で本日の会議に付議しております。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第28号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

○議長（南 和博君） 次、日程第2 議案第28号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題とします。これから議案第28号に関し、質疑を行います。

3番 和田君。

○3番（和田 健君） 3月の予算特別委員会の折に、私の方から一度この公営住宅の入居に関して連帯保証人の有無というのをお聞きしたところ、民法の改正、東日本大震災に関してこの民法の改正が行われるということで、それに合わせたこの公営住宅の条例の一部の改正を見込んでいるという回答があって、まもなくのこの6月の議会でこういったものが出されてきたということで、とても素早い対応をして頂いたと思っております。ただ、あまりにも早すぎてちょっと僕自身戸惑っているところがあるのですが、公営住宅の部分、あと特公賃等独身寮の部分のところ、同じ様に新設その特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正ということで今回も新設の部分があったり独身寮の設置の方でも新設の部分同じようになるのですけれども、この連帯保証人のところに関して少しお聞きしたいのです

が、この特公賃と独身寮の条例中でいうと第10条の1項ですね。あと独身寮の方は第7条の1項にあたるかと思うのですが、この微妙な違いがあるかと思うのですよね。上の方は特別の事情があると認めるに対しては連帯保証人の連署と必要としない。で、独身寮の方は一切そのような記述はないのですけれども、その違いについて少しご説明をお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） やはり入居者の状況が若干違って来るかなと思います。特公賃については、一定程度所得が当然ある方で特に官公庁等の部分が多い訳でして、そうした場合に一定程度の信用度があるということで、それでなかなか普通は上司なり、何なりが保証人に美深に来た時になってくれるのですけれども、それらを含めてもし叶わなかった時には、でも一定の収入と言うのは当然認められると。そして独身寮と言うのは当然若い方が住むので親だとか雇用者だとかそういう部分が責任を持っているというのが大体のケースでありますので、若干その辺が違うということになっております。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） ありがとうございます。そのような事情もあるかなということは若干予想はしていたのですが、独身寮の方は、やはりこの条文中の町内に居住し入居決定者と同程度以上の収入を有する者という、またちょっとハードルの高そうな条件付きに僕は感じるのですね。僕の周りにも、当然特公賃独身寮に入居されている方というのがいらっしゃいまして、その方達に少しお話をお聞きしたところ特公賃に入られている方は美深町内に親御さんがいらっしゃって、その方に保証人になってもらえた。そして独身寮に入られた方というのは、町外から来られている方だったのですけれども、その方は職場の雇用主だったり上司に保証人になってもらえたという話をお聞きしまして、予算委員会の時に私がここに、美深町に来た時には、凄く苦労したという話をさせてもらったかと思うのですが結果私だけが落下傘で降りたばかりに苦労したのかなというオチが付いて終わったのですけれども、やはりこれからこのコロナ感染症の関係もあって、町外、道外からこの美深町に移住して来られる方、職を求めて来られる方もいらっしゃるだろうし、職場をリモートで出来る方だったら自然の中で暮らしながら仕事もしたいなという方もいらっしゃる。またその可能性も高まったと私は考えているのですけれども、そういった方を受け入れる場合にやはり縁もゆかりもない方というのを歓迎するのであれば、ここの条件がとてもハードルが高いと感じるのですが、それに関して見解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 一定程度、和田議員のおっしゃる部分もあろうかなと思

うのですけれども、我々もやっぱり独身寮といいながらも公共のお金を管理費等についでた中で、中々独身寮費だけではやっていけない部分が改修等があったり何かしてもあります。そうした場合にやはり独身寮ならではの課題というのがあります、入退去の頻度が多い、それと例えばなのですけれども3階まであるのですけれども、上級階の人がよくお風呂を出しっぱなしにしている髪が詰まっていたり、よくあるのが洗濯ホースを外したまま何か掃除か何かで外れてそのまま低層階まで染みるというそういう事案が多いのも現実的にはやはり独身寮なのですよね。そうした場合に中々保証人、独身の方で中々すんなりその補修料をすんなり出して頂ける方が中々世帯区分の関係等があるのでしょうかけれどもない中で、やはり管理上やはり我々も検討した結果保証人は存続しなければならない。ただ一方的にはなくて、やはりそこはちょっと違う公営住宅にしては、かなり住宅確保の観点から相当な踏み込んだ条例改正をしているとは感じております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第28号について採決をします。議案第28号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第28号は可決されました。

◎日程第3 議案第29号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第29号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第29号に関し、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） ありませんか。質疑なしと認め、質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第29号について採決します。議案第29号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第29号は可決されました。

◎日程第4 議案第30号 美深町税条例等の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第30号 美深町税条例等の一部改正についてを議題とします。これから議案第30号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第30号について採決します。議案第30号 美深町税条例等の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第30号は可決されました。

◎日程第5 議案第31号 美深町税条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第31号 美深町税条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第31号に関し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者なり）

○議長（南 和博君） 質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第31号について採決します。議案第31号 美深町税条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第31号は可決されました。

◎日程第6 議案第32号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第32号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第32号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論あり

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第32号について採決します。議案第32号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。したがって議案第32号は可決されました。

◎日程第7 議案第33号 美深町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第7 議案第33号 美深町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第33号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第33号について採決します。議案第33号 美深町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。したがって議案第33号は可決されました。

◎日程第8 議案第34号 美深町国民健康保険条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第8 議案第34号 美深町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。ここで長側から請求のありました議案の訂正についてお諮りします。皆さんに配布しました正誤表の通り議案を訂正してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認め議案の訂正を許可いたします。それでは議案第34号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 齊藤君。

○10番(齊藤和信君) いわゆる条例の附則の部分ですけれども、いわゆる規則でいわ

ゆるこれの手当の支給をはじめの日は令和2年1月1日から規則で定める日までであった中で、後期高齢者の方の道の方も規則で定めるといような形で附則ではなっているのですけれども、これが説明では令和2年9月30日という期日が決まったということは、あくまでも1月1日から9月30日以内にコロナウイルスに、それ以降にコロナウイルスにかかって働けなくなった、企業から恐らくあと企業の方に国だとか市町村は請求はいくのですけれども、それ以降にかかった人には、そのいわゆる休業補償的なものはされないのか、その点だけちょっとお聞かせください。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） 只今ご質問の頂きました9月30日、附則の部分の期限の部分なのですけれども今現在国の方から示されているものとしましては9月30日の予定となっております、それが規則で定めるといことになっております。ご質問のありました通り、それ以降につきましてはコロナウイルスに発症した場合、今現在につきましては、この傷病手当金の対象とはなっておりません。以上です。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） そうすると国の方の後期高齢者の方、道の方もそうなのですけれども、国の方が仮にそれ以降第2波、第3波となってきた場合には条例の改正もあり得るといことと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） ちょっと、第2波・第3波の話なので、これから先の話なので明確な答えはちょっと答えづらいのですが、国の方がそのような方針を出して頂ければ当然町としても対応していきたいといように考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 最後に、介護保険に関しては道ですけれども、国民健康保険については町が行うといった中で、町独自で国の方がそのような疾病に対する休業手当がない場合は、行う、仮に払って地元の事業者に請求はいくのですけれども、働いているところ雇用主に請求はいくのですけれども、そのような町独自で延長するよな考えはないのか最後にお聞かせください。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） 今現在の何ですけれども、町独自でそれを延長するよな考えは今のところ持ち合わせておりません。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討

論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第34号について採決します。議案第34号 美深町国民健康保険条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。したがって議案第34号は可決されました。

◎日程第9 議案第35号 美深町介護保険条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第9 議案第35号 美深町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第35号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 齊藤君。

○10番(齊藤和信君) 今、35号の資料の関係でちょっとお聞きしたのですけれども、今回低所得者のための減免措置ということで第3段階までいわゆる今回減免されるのですけれども、この第1、第2、第3段階のいわゆる介護保険、40歳以上ですね。74歳までか。その人数をお聞かせいただけるのと、いわゆるそれに伴う、減額に伴う、いわゆる影響額というのは歳入の方で国の方から108万4千円ほど歳入入っていますよね。介護分で。それが2分の1ということは、その倍が大体この3段階までの介護のいわゆる減免した額にあたるのか、その点ちょっとお聞かせください。

○議長(南 和博君) 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹(小野勇二君) 只今のまずご質問の今回の減額にかかる人数だと思いますけれども、まず第1段階から第3段階まで合計で873人を見込んでおります。段階別にいきますと第1段階405人、第2段階で248人、第3段階で220人、こちらの当初予算の算定の人数をそのまま現在使用して算定をしております。合計で873人という人数でございます。それと歳入で見込んでいる4分の1の額というような形からのご質問ですけれども、今回の第1段階から第3段階までの影響額としましては、補正予算でいきますと歳入で介護保険特別会計の方の歳入で低所得者保険料の軽減繰入金ということで360万8千円を計上しております。その部分が今回の減額にかかる影響額ということでご理解頂きたいと思っております。以上です。

○議長(南 和博君) 10番 齊藤君。

○10番(齊藤和博君) 再度確認いたしますけれども、一般会計の方の国保の方の歳入が1,804万円と言うのが2分の1にきた、そして町の持ち出しがその倍で介護会計の

方で306万8千円という形でよろしいということですよ。

○議長（南 和博君） 金額正しい。

○10番（齊藤和信君） 360万8千円でいいということですよ。今の説明は。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） ちょっと前段の1,800万でしたか。が、ちょっと探せないでいるのですけれども、今回の部分については一般会計の歳入の国庫支出金でいきますと民生費国庫負担金の中の老人福祉費国庫負担金、こちらが180万4千円これが国の2分の1相当額という形になっております。

○10番（齊藤和信君） だからその倍でいいということですよ。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） そうですね。はい。

○議長（南 和博君） よろしいですか。他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第35号について採決します。議案第35号 美深町介護保険条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第35号は可決されました。

◎日程第10 議案第36号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第36号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第36号に関し質疑を行います。

9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 11ページになります。商店街活性化事業補助金についてお伺いをいたします。従来のプレミアム商品券プラス飲食・宿泊業の限定のプレミアム券とご説明がございました。飲食関係を携わる者としては大変有難い支援事業と思っております。販売方法、販売回数等、商工会から提出がございました実施計画要望書通りなのか具体的にご説明をお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） プレミアム商品券の販売方法等については、基本的には商工会の方から要望のあった計画の通り進めたいと考えておりまして、販売時期については1回目が7月の15から10月の11日まで、2回目が11月の12から2月8日

まで販売という形で使用期間については、それぞれ同期間使用期間として設定の予定と聞いてございます。以上です。

○議長（南 和博君） 9 番 荒川君。

○9 番（荒川賢一君） 同様の支援事業等を行っている市町村もございますが、限定の関係のプレミアム券自体が中々完売にならないというような話も聞いております。その辺の方策等は商工会に全部一任という形でよろしいのかどうかお聞きをします。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 基本的には、商工会の方で主体的にやって頂くような形にはなります。事前のその打ち合わせ等の中で、周知方法だとかそういったところも含めて打ち合わせをしながら進めたいとは考えてございます。ただ商工会の方も予防の際に言っただけですけれども、正直初めて取り組む部分であるという部分では正直どこか見えない部分はあるのだということは言っておりましたので、その辺どういう形になるのか状況を見ながら進めたいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 9 番 荒川君。

○9 番（荒川賢一君） コロナの関係で、道ですとか、国ですとかの支援事業に商工会職員がかなり大変な業務をしているのを見ております。事務費等の予算等も計算書通りの形なのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 事務費の部分については、事務費というか事業経費ですね。の部分については計算書というのが、ちょっとどの部分かあれだったのですけれども、基本的に打ち合わせをさせて頂きながらスタンプラリー等の経費も含めてかかる消耗品だとか印刷費。それから臨時に使われる人件費等も考慮しながら進めております。それと今回コロナ対策という部分では、従来商品券が使われた商店が換金する際に、交換手数料等徴収されていたようですけれども、今回その交換手数料の分についても商店への負担なしで、この事務費に含めて対応したいということでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 6 番 藤原君。

○6 番（藤原芳幸君） 私も 11 ページから 2 点程お伺いします。1 点目は、物産館展示外部等改修工事請負費ということで、まずこの工事の内容について改めてお伺いしたいと思います。特に入り口横の今休止状態の建物に関してどのような工事がなされるのか、まず 1 点。それともう 1 点がタブレットの整備に関してお伺いをします。タブレットに関しては初日の一般質問の時に教育長の方でも、これまでの定義だとか説明を受けた中でありますけれども、色々とりあえず揃えた中で段階的に色々踏みながらということで、今取り

組みたいこと等のお話がありましたけれども、最終的にタブレット全生徒児童に配布して目指す部分というのは、どこら辺を考えているのか。その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 始めに物産展示館の改修工事の内容ということについてご答弁申し上げたいというように思います。今回改修工事という形にはなってございますけれども、基本的には修繕という部分でございます。この内容については、大きく2つの部分に関わってくるものでございます。1つは、物産展示館本体の修繕という形で建物の西側の面の軒先とそれとその建物から伸びている梁というのですかね。4本ぐらいあるのですけれども、その補修。それとそこに以前、日よけのテントを付けるようにパイプを設置してあったのですけれども設置した当初から何だかんだ使い勝手が良くない。使われない部分もあって、現在使われていないものがありましたので、その撤去にかかる経費こちらが1つ。それともう1つはご質問にあった通り入り口横の外部屋外店舗の補修修繕の部分です。こちらについては、提案説明の中にもありました通り、基本的にはコロナ対策にも繋がるように来場者の休憩スペースを確保するというので、これまで休憩スペースが少ないという部分もありましたので、あの部分を休憩スペースとして活用するために若干の修繕を行うと。その部分については、随時休憩スペースとして活用しながら臨時的な出店だとか、イベント開催時そういった時に活用できるように道の駅の集客や賑わい創出につながるような活用もできるように進めたいと考えております。以上です。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） タブレットの整備なのですけれども、先日の教育長の答弁にもございました様に、タブレットの整備恐らく全国的な取り組みとなりますことから今年度一杯かかるだろうというように考えております。もしかしたら年度またがってしまうかもしれません。今の当初の目的としましては、まず学校の通常の授業でタブレットを使えるように進めていきたいと思っておりますし、それが軌道に乗れば国の方もそうなのですけれども、最終的には家庭学習そしてオンライン学習ですか。まで、できるように段階を追って進めていきたいというように考えているところです。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） まず、道の駅の方なのですが、一応集客等を目指すだけか、あるいはコロナ対策も含めてということで特に入り口横の建物に関しては非常に利用者からしたら、それこそ本体よりも先にある施設で正面も正面、玄関先の一番良いところにあるわけなのですけれども、その中がずっとこの春からずっと閉鎖状態の中というのは非常に景観

上も利用者にとっても、あれ、どうしたのだろうというようなことがある中で、利用を図るという事は非常に期待を持てる場所ではあるのですが、改装の目的は、そういった利用増だとか休憩スペースの確保という部分のありましたけれども、この先とりあえずはそういう形で開けない事には、閉めておくにはいかんだろうという部分ではあるとは思いますが、この先のイベントあるいは貸会場といったらおかしいけれども、何かそういう形での利用ということもありますけれども、どのような形での有効活用というのが今後やっぱり必要になってくる部分で、今はとりあえず開けてそういう形なのだけれども、将来的な有効活用の手段ということで、何か別な他の選択肢といいますか他の考え等もあった中で、どのような位置づけとして、あそこは利用していこうとしているのかを改めて伺いたしたいと思います。それとタブレットに関して、今、この間の続き、話の中の延長でこれ通信環境も整備していく中で、現在は学校の中での授業の活用ということでもありますけれども、将来的には色々家庭学習あるいはオンライン学習というようなものを目指しているというお話もございましたが、このような事態で長期休暇というのが出てくれば、また凄く有効になる部分もあるとは思いますが、そこにばかり特化していくとちょっと心配かなと個人的には思っている部分があるのですけれども、今仁宇布で学校の建設工事が始まりました。そして教育長もこの間の答弁の中で基本は対面授業ということをおられたのですけれども、まずその部分での授業効果の発揮できる部分と言うのが仁宇布小中学校だと思えるのですけれども、そのオンラインをどんどん進めていってしまうと、ちょっと心配。学校そのものが来なくても良くなってしまおうと心配だなという気はあるのですけれども、その辺に関して学校ごとにそういった計画等もあるのかどうなのか。あくまでも私は大自然の中での体験、あるいは対面学習の中での教育の売りというものをしっかり確保した上でのそのタブレット利用というものを両立していく必要があるのかなと思うのですけれども、その辺に関しての今後の事業等の中での活用について、どのように進めていくのかももう一度伺いたしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） ご質問の屋外店舗の今後の活用の部分についてなのですが、基本的には先程ご答弁申し上げた通り、当面休憩スペースとしての活用の中で、臨時的な出店と、例えばイベントの活用という部分で、こういった部分については基本的には指定管理者のアウルの方と調整にはなるのですけれども、広く周知をしながら希望者が、あそこで出店をしたいという希望者がいれば周知をしながら対応していきたいと。希望者があまりにも多く、多数になったり重なったりするような場合については、その内容等も審査をしながら出店して頂いて、あそこの集客、賑わいの創出に結び付けてい

きたいという形で進めたいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） タブレットの関係なのですが、学校教育基本的にはやはりこの間の教育長の答弁のように先生と生徒の対面授業というのが基本になります。あくまでもオンライン授業につきましては、今回のような長期臨時休業が起こった場合のみオンライン授業は活用していきたいなというように思っているところです。臨時休業がなければ通常の対面授業で、授業は行って参りたいと思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 最終的にもう1回アウルの関係で、今整備した部分で利用は入る人が出てくれば、それによって色々変わると思うのですが、オープンスペースとして利用していくことになると、これ利用は夏季限定ということになるのかな。冬の利用というものに関しては、もし特別あそこで何かしたいという人が出てこない場合、ずっと解放して使う場合には冬の利用というものはどのようになっているのか、お考えちょっと聞きたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 冬の部分についても、中々いないと思うのです。希望者がいれば、あの状態の中で冬ならではの出店とか、そういう形で考えている方がいればそういう方には対応していきたいと思えますし、オープンスペースという中で休憩、冬の休憩という部分では中々難しい部分もあるのかなと思うのですが、その辺ちょっと状況を見ながらどういう形がとれるか、その部分についてはちょっと検討させて頂きたいなと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私も11ページのタブレットの方からちょっとお聞きしたいと思いますけれども、これは今の答弁で将来的にはその遠隔による授業というものが視野に入っているということになりましたけれども、それはそれでももちろん大切なことだけれども、その遠隔による授業というと周辺の整備機器等も発生するわけで、そこら辺の計画性はどのようになっているかをまず1点お聞きします。それと10番の教育費の仁宇布地区の山村留学の推進協議会の負担金なのですが、これはただ人数が増えたからの予算だと思いますけれども、これに対しては何もないのですけれども、その前段といいますか前の時にこの山村留学推進協議会の在り方について、どのような方向性だというような質問もしたと思いますけれども、その進展状況だけ教えてください。それと何度も出ている物産展示館ですけれども、これは今まで私も大分これは質問したつもりではおりますけれども、今ま

でたまたまその地域おこし協力隊の方があそこでチョウザメを使ったラーメンですとか、調理品を展示していて、先程も同僚議員が言って退職されて、その後閉鎖になっているというような状況の説明がありましたけれども、あくまでも道の駅自体の存在価値というのが当初から物産品並びに美深町の発信基地だという、これは当初の原点からの目標だったはずです。それが上屋を建てる時に利用者がいるのですかと、そういう要望があったのですかというような質問も私もしたことがありましたけれども、いざ建ってみると利用価値は数回、私の記憶では数回しか向かって右の方はなかったように記憶しております。まだ他にあれば、ちょっと担当の方から答弁頂きたいと思いますけれども、果たしてあその場所が発信基地の本体とはちょっと違いますけれども、有効になされてきたかと。今回のその予算の提案は、あくまでもその募集があれば云々の説明もありましたけれども、とりあえずはオープンスペースにするというような提案だと思いますけれども、もう少し前段で有効利用の観点から方法論があったのではないかと私は思っていますけれども、それに対する回答をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） まずタブレットの関係で遠隔授業を行うにあたっての条件整備の関係なのですが、まず今回の補正予算にタブレットの整備と情報通信ネットワーク環境整備業務委託料というものを組みせていただいております。こちらの業務委託料につきましては、学校内のネットワークの整備と学校からそのインターネットに繋げる整備を進めていきたいというように考えているところです。あと山村留学推進協議会の役員の関係だったのですけれども、以前は地域の住民の方、そして教育委員会の教育長含めた教育委員会事務局職員というメンバーの中で、協議会の運営等を行ってきたところなのですが、数年前から地域の住民のみならず地域にゆかりのある方、以前仁宇布に住んでいた方ですとか仁宇布に来て仕事をされている方もメンバーに迎える中、協議会の運営を行っているところです。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） ご質問の物産展示館の屋外店舗の関係なのですが、あの建物自体については建てた当初から当時、農産品等の販売等で夏の間使っていたと。それでアウルの方でここ何年かなのですが、担当者の方がやめられて中々あその屋外の店舗で農産品を売るのが難しいということで、建物本体の玄関を拡張しながら農産品の販売、特産品販売を行うスペースそして加工して、その屋外店舗については、協力隊の方が当時ちょうどおりましたので、その方に人を集めるために屋外でのカフェ的な飲食店舗を設けて頂いたということで、建物自体については、継続して使われてきたか

なと思ってございます。今回、修繕行う部分にあたって当然協議もかなりしていたのですが、元々あそこの休憩スペースというのが、店舗の入り口の前にしかないという部分が非常にこれがお客さんからもこの議員さんからも指摘された部分あったかと思えます。そういった部分もあって、休憩スペースの確保というところで、そういった活用を図ろうということで今回改修を行う。さらに出店等で町内の方、あるいは出店する場合に臨時的に使えるような形をそのまま残して施設の有効活用、にぎわい創出の施設として活用していこうということで今回修繕を行うものでありますのでご理解頂きたいと思えます。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） シャッターがあそこの物産館の方から言いますと、もう1年くらいになるのかな、シャッター閉まって。数カ月ですか。その間、私はそういう計画があるのでしたら、有効利用の観点から募集をかけるだとかそのようなこと、補正の時まで持ってくる必要もないですから、そのような募集をかけるぐらいのことでしたらね。何故そこまでやらなかったのかということと、その向かって右側の柱の空間のところも昨日も私見てきましたけれども、ビニールで覆って雨よけにはなっているのですけれども、あそこをどのように有効利用して頂けるかという方策が、今までなされていなかったと。これは私は募集や何かも見ておりませんし、そこら辺の努力は大変怠っていたのではないかということとは認識しております。あくまでも何度も言いますけれども、有効利用がされていないという私の認識です。それで今回はとりあえずは、そのオープンスペースにする工事ですけれども、もう少し前もって計画性を持って全体構想の中の上屋というような位置づけで全体構想の中でやって頂かないと、中々アウルの運営状況も大変厳しい中で、もう少し積極的なそういう販売に対しての努力が足りない。足りなかったからこういうことになっているのではないかと私は思っています。そこで私の認識とちょっと違う部分があれば、指摘して他に何か今方法があるのでしたら、先程の中江さんの説明では、あれの募集や何かをやってみるのだというような方法もありましたけれども、何か画期的な起死回生のようなのがあれば一番いいのですけれども、やっぱり町民の意向、調査を行うとか、他の道の駅実態を見れば、果たしてあの場所に、ああいう施設があって売りに貢献できるような商品の品ぞろえがあるか、それはやっぱり大分比較すると遜色があると私は認めざるを得ない。そこに対しての回答をお願いします。それとタブレットの方はちょっと答弁漏れがあったのではないかなと思うのですけれども、遠隔操作に使う時はやっぱり周辺のその家庭内の設備の機器の整備も当然金額に出てきますよね。それとか教職員の教育の時間帯、その授業に伴う。そこら辺の考えは先程説明になかったものですから、あえてもう一度聞

いておきたいと思います。それと山村留学の方はそのようなメンバーで、サイドといいますが会議を持って方向性を出していくというような理解でよろしいですね。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 屋外店舗の有効活用が図られてなかったのではないかとこのご質問かなと思います。先程もご答弁申し上げた通り、この間様々な取り組みをしながら施設活用をしてきたつもりであります。ちょうど西側のくぼみの部分については、当時平成12、3年だったかと思うのですけれども、あそこを有効活用しようということでテントを張った経過はありますけれども、それが実際には中々活用がされなかったという部分で、現在ああいう形にはなっているものですから、その後というのですかね。あの部分を今後どのように活用していくかという部分については、改めて考えていきたいと思っています。屋外店舗の部分については先程ご答弁申し上げた通り、当面休憩スペースとしての活用の中で臨時的な出店等に活用していく。全体的な部分については、施設そのものの本体を含めて配置の関係だとか、相当な経費がかかる部分でもあろうかなと思っていますので、そういった部分については、しっかり協議をしながら、どういう形で進めていくか検討していきたいというように考えてございます。以上です。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） オンライン授業の関係でございますが、まずタブレットを家庭で使う場合なのですけれども家庭学習として使うこともできるかと思っています。その場合はタブレット本体にデータを保存したり、USB等を使いながらデータを保存して持ち帰ることができるかなと考えているところです。オンライン授業をやるとした場合、今すぐにオンライン授業すぐできるか考えてないところなのですが、オンライン授業する場合には学校のネットワークはもちろんですけれども、家庭内でのネットワークの準備をするのも、もちろん当然必要だというように考えております。ただ、その家庭内のネットワークの環境整備を公平に行うというのは中々難しいかなと考えておまして、例えばデータを受信できる場を提供するような考え方もあるのかなというように考えているところなのですが、その辺についてはまだこれから検討・研究していかなければならないかなというように考えているところです。山村協議会の体制につきましては、先程申し上げました通り地域にゆかりのある方も含めた運営体制を今現在もとっているところでございます。教職員の教育の関係なのですが、もちろんそのタブレット、今回美深は初めてとれるということで有効に活用するためには、もちろん研修が必要だというように考えております。北海道の道立教育研究所でも実施しているタブレット活用による授業作りとかという研修もございますので、先生方そちらの方の研修を受けたりですとか、今回整備しますタブレッ

トに付属されています授業支援システムのメーカーの研修会、講習会との実施についても学校と協議をしながら必要であれば進めていかなければいけないかなと考えているところ
です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） もう1点、その物産館のことでお聞きしますが、今工事やる部分はその説明の通り西側のアングルの部分の撤去ということですがけれども、その下のところは窪地というか大分低くなっていますよね。前の面よりも。そこに板でというか、ベンチというかそのまま全部朽ちて何もありませんけれども、その窪地の利用等はその撤去するだけのことを考えておられるのか、それともその下の窪地のところの従来あった木製のベンチも手掛けるのかそこだけちょっと教えてください。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 今回の工事の中には下の部分の改修というのですかね。そういったものは入ってございません。ただ利用については、正直あそこ窪地になっていて中々利用されない部分はあるのですけれども、誰か休憩、休めるようなスペースだとかそういったことに活用できるようなことは考えていきたいなと思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 私の方から2点程お伺いしたいです。まず先程からあった話の中の物産館の部分についてなのですが、その屋外の建物については、レンタル料のようなものは発生しているのでしょうか。臨時的な出店や何かもということで話があったので、ちょっとその辺りをお伺いしたいです。あともう1点、9ページの総務費の中の17番備品購入費の中の感染症予防対策用備品の購入についてだったのですけれども、サーマルカメラの方を購入すると言うように伺っております。そちらなののですけれども、常に人がついて使用しているものなのかというのが1点と、あと申し訳ありません。何機買って、どこに備え付けるかというのをちょっとお伺いしたいです。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 物産展示館の屋外店舗のレンタル料というのですか、使用料等の部分については、あそこ条例上は無料となっていますので、ただ実費分ですね。例えばあそこに水道ガス設備がございますので、そういった実費分だとかそういった部分については頂くような形になるかと思えます。以上です。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林仙一君） 諸費の感染症予防対策用備品の購入の関係でござい

ますけれども、サーマルカメラいわゆるサーモグラフィですね。これを2種類購入します。1つは、スピードガンのような形をしておりまして、測定できる人数は1人です。液晶の画面がついておりまして、歩いてくる人何かの表面温度を測るとというのが1つと、もう1つは少し機能がなくて、1度に20人図れるということで、これは別なディスプレイを用意して、パソコンを用意してということになりますけれども、そこに画像が映って20人までいっぺんに温度がでるというものを購入します。最初に申し上げたハンディタイプのものについては、7カ所。役場・教育委員会それぞれの事務所、それから小学校・中学校・仁宇布小中学校、学校が3校ですね。それと児童館と幼児センターということで7カ所ということで、一定程度玄関から入ってくる人の体温を一人ずつですけれども、測るということでこれは液晶画面を見てなければならないので、誰か付かないと温度は測れないというものです。ドーム型のカメラについては、役場とCOM100それぞれ配置しまして、大きなイベントですとか、そういう時に大勢の温度をいっぺんに測定するというので考えております。これも画面を見ていなければならないので、誰か付かないと見られないですけれども、そういうものも備えていきたいということでもあります。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 物産館の方につきましては、わかりました。実際に周知をしているよということで、お話があったのですけれども、これから夏の活用に向けて恐らく夏の期間の土日だけ使っている道の駅で販売している利用者さんも多分いると思いますので、その辺りの方も日よけの関係もあると思うので、ちょっとお話頂ければと思います。あと、サーマルカメラの方につきましては、わかりました。恐らくこれ感染症予防のものになってくると思うのですけれども、例えばそれ今後購入した後、長年にわたってどのような使い道を考えているのかということもお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 周知をしているという、今ご質問だったのですけれども、周知はこれからになります。あそこに出店される希望される方を募る部分については、これから周知をして、何件か話は来てはいるのですけれども正式ではないので、きちっと周知をして募集をしたいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） サーマルカメラの今後の使い方と申しますか、当面は今新型コロナウイルスですか。それに関してワクチン等の開発が、まだされていないということもありまして、一定程度その体温なり発熱がないかということを見ながらイベントを開催して、更にその人員管理と申しますか、そのイベントにどういう人が集まったかと、

そういうことを管理しながら徐々にイベントが進んでいくのかなと思います。今後、一定程度治療薬等が開発されてくれば、いわゆるインフルエンザ何かと同じように日常的に、そのウイルスと付き合いしていく形になるのかなと思うのですけれども、そうなってくると常にこのサーモグラフィで温度を測る必要が、もしかするとなくなるかもしれませんが現状では当面は続くだろうと考えておりますので、そういった心配がなくなるまでの間は常にそういうものを活用していきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） はい、ありがとうございます。何度もすみません。その今サーマルカメラの方のスピードガン測定の方を7カ所ということで、設置個所が決まっているみたいなのですが、美深にはですね、例えばほっとプラザ・スマイルなど大きな人が集客する場所だったりだとか、あとSUN21などあるのですが、そちらの方に例えば貸し出しが出来るような物というのは考えていたりするのでしょうか。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 一応、役場に備えるそれぞれ1台ずつ備えるのですが、こちらについては常に使うというか、そういう状態で設置したままということではないと思いますので、例えばその人が集まるイベントがそういった公共施設であるということであればそちらに一旦持って行って使用するとか、そういうことは柔軟に対応したいと考えております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 何点かあるのですが、まとめてお聞きします。まずですね8ページの4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、12節委託料の関係ですが、これについてはびふか葬苑の指定管理料として12万3千円。さらには11ページの8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、12節の委託料として、美深町公園指定管理料に27万5千円が計上されています。指定管理ということで指定されているのですが、内容はいずれも修繕ですよ。修繕に掛かるもので指定管理料に追加補正をするということに、私は疑問を感じています。何度かこの点については、議会の中でも指摘をしてきたところですが、指定管理料は公の施設の管理運営を代行させることができるとした指定管理者制度上の行政処分としての協定を結び、支払われるものでありまして業務委託契約や請負契約とも性格をことにするものと私は解釈しています。その解釈がその認識がいいのかどうか確認は1つしたいと思いますが、それとともにこれがそういうことであるならば、この12節の委託料ではなくて、これは需用費の修繕費として計上すべきではないかというように思うところです。そこを指定管理料としたことがどういう形で指定管理料としたのか

ということが1点。それから先程来出ています、物産展示館の外部等改修工事請負費の改修の目的ということも是非お聞きしたところなのですが、今回の最初の質問でありました指定管理料との絡み、ここは物産館はアウルに指定管理をしています。ここは先程の答弁では修繕にあたるということだったのですが、修繕で挙げているのですね。ここの節はですね。それらの整合性。指定管理であげるなら指定管理。修繕であげるなら修繕と、やっぱりそこは明確にしなければいけないと思います。その辺の整合性をまず1つはどう考えているのかということをお聞きしたいことと、あと物産館の展示館の今回の改修工事に関しては先程来同僚議員が発言ありますが、店にとっては一番良い場所なのですね。お店の前の左側というのはですね。チラシや何かでも鉄則がありまして、チラシの左上というのは黄金の場所なのですね。店の正面の店側から見て左側のところは黄金の場所だということで、それはやっぱり利活用するためにあの建物を建てて、そして今日まで進んできているということなのですよ。しかしながら残念ながら、あれが今活用されないで、今この補正でですね。答弁によりますと、当面臨時的にあそこをオープンスペースにしておこうという非常に残念なそんな予算の計上であります。それらのことを是非この場所の指定管理についてとの問題と、その指定管理との整合性の問題と、そのここの活用を1つの展示館の設置の目的からして、ここを何とかしようというのですから、その辺のところにもっと知恵があってもよかったのではないのかなと思っています。それらについて、どう考えているのかということをお聞きしたいと思います。それからですね、先程同僚議員の方から、この使用料について質問がありました。答弁は条例上は、無料ですと。使用料については無料ですという話がありました。実際は、ここはあそこが設置されてから様々な方が出店したいという話を私も漏れ聞いておりますが、そこには1つのハードルがあって使用料は2割頂きますよというのが通例でした。株主にあっては10%いただきますよ。そういう条例にはないことを実際やっていたのですね。それらのことをどうするのかということですよ。今後のこととして。やっぱりですね。その辺のところをしっかりと町内でお店を出したいとか、あるいは郊外からあそこに場所を使用して何かをやりたいということに大きなネックになると思うのですが、その辺の考え方がどうあるのか、それをまずはお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） まず最初にびふか葬苑の指定管理料、それからそれとは別に物産展示館の方は工事請負費、その差は何なのかというところが問われましたけれども、比較的軽微なもので、サッと対応しなければいけない。サッと対応できるものに関しては指定管理の中でやって頂きますけれども大きな部分になりますと今回物産展示館のような

形になりますと非常に大掛かりになりますので、施設そのものの改修ということになりますので、それらは直接町の方で改修するというようなことは、今までと同じなのかなと思っています。ただ、例えばですけれども軽微な修繕で予算の貼り付けを待ってやらなければいけないというそういったものは待たずに迅速に対応できるというのも指定管理者の中での運営だと思いますので、そういったところは先にやって頂いて追っかけて指定管理の中で補填する。そういうやり方もあるのかなと思っています。利用される形態だとか、どういったところに影響が出てくるのかということ、すぐ手を付けなければいけないのか、もしくは予算の貼り付けを待ってやるのか。そういったところも判断の1つにはなるかと思っていますけれど、全てがこう一定の基準でということではないかなと思っています。それから物産展示館の工事請負費の中で先程からも言われておりますけれども、その時その時に応じた対応をとっているのですけれども、全体計画ってどうなのでしょうかとというように問われておりますけれども、その点に関しましては店舗の作りが狭いだとか、使い勝手が悪いだとか、利用者の利便性に欠けているだとか、他の施設から見るとやっぱり見劣りするということなどは数々ご指摘を頂いた通りなのかなというように思っております。これらを全て全体の中で見直していくということになりますと非常に大掛かりな計画を計画性を持って定めていかなければいけないのかなと思いますし、場所的には黄金の場所ですよという話もありましたけれども、果たしてあそこに別な形で店舗を設けているのが将来的な構想としていいのか、どうか。あり続けていいのかどうかということも含めて、例えば凹んだ窪地のところにあります、過去にはテラス的に使っていた部分もずっと使われなくなってしまいましたということ、入口で閉まっているということもありますし、そういったところはその時点で改修してしまえばよかったのかもしれないのですけれども、まずは置いといても使えるという日差しの骨組みだったりだとかそういったところは、そのまま残されてきたのかなと思います。ただ、これをずっと施設全体の見直しをする計画を持つという事に関しては、今のところ具体的にはありませんけれども、将来的にはこの辺は考えていかないといつまでもこのまま使えるという施設ではないのかなと思っています。ですから、凹んだところが窪んだところがテラスとして相応しいのか。フラットにしてしまえば利用できるようなオープンスペースにするのかですとか、多くの点で考えなければいけないところってあると思うので、ご指摘の通りだと思いますので、そういった周辺の敷地を含めて、今の需要に応えられるというか利用者の利便性に応えられるような全体計画というのは、やっぱりきちっと考えていかなければいけないのかなとは思っています。ただ、そうやってきますとかなり施設自体も大きな改修という事が必要になるかなと思いますので、その点では優先すべき順序というところからいくと、果たしてこれが一番

最初にくるのかどうかというところは全体的な総合計画の中でも検討していかなければならない1つなのかなと考えております。以上です。

○5番（岩崎泰好君） 答弁漏れ。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 出店にかかる部分の経費という部分で、先程も具体的に水道だとかガスの実費分という形でご答弁申し上げましたけれども、基本的には掛かる、あそこで出店するにあたってトイレも当然使いますし、色々な部分で共用の部分使う部分ありますので、そういった実費分として頂いている部分。営業の費用としてアウルの方で徴収しているものだと理解しています。以上です。

○5番（岩崎泰好君） 答弁漏れ。最初の認識でいいのかどうか。指定管理の制度上の問題。解釈の問題が私はいこう解釈したがそれでいいのかということについて答えて頂いていない。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） すみません。答弁がちょっと上手くなかったのかなと思いますけれども、基本的に資産の修繕に関しては指定管理の中に含まれているというように考えております。ただ、施設のそのもの、施設そのものの修繕になりますので、その点は当初から経費を見ていないということに関しましては追っかけて追加していかないと指定管理者の方の運営が厳しくなるのではないかなとは思っています。

○5番（岩崎泰好君） 私の認識はいいのか。違っているのかということを確認したかったのだけれども、それについてはどうなのですか。最初に言っていますよ。

○議長（南 和博君） その需用費と修繕費の。はい、川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） 需用費に計上すべきではないかという点ですよ。

○5番（岩崎泰好君） その前提として、指定管理者が行う、指定管理者に払う指定管理料についてどういう性格のものなのかということの認識を私はこのようにしていますが、その解釈でいいのですか。その確認をしたいと言っているのですよ。

○総務課長（川端秀司君） その点につきましては、先程お話したつもりでおりますけれども、今回の修繕に関しましては、指定管理の中に入れていくべきだという判断をしまして、このような予算付けをしました。

○議長（南 和博君） それとその物産館の改修は、修繕費になっているその整合性がどうなのかという。

川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） 指定管理料の中で例えば今回の物産展示館の工事をやるとい

うことに関しては、すぐ取り掛かれるものと、そうでもない予算を待たなければいけないものと思うのですけれども今回の大きな242万円でしたかね。そういった改修に関しましては、本体の施設そのものの改修でありますので町の方で手掛けるというような判断をしたところでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 私の質問の仕方が悪いのかもしれませんが、基本的に指定管理者制度の中での指定管理料の支払い方というのをその基本がどうなっているのですかと。私の質問で認識でいいのですかと最初に確認をしたいと言ったのです。そのことをちゃんと答えてもらわないと、これがどのような振り分けになるのかということも返ってこない。わかります。言っている意味が。要するに言ってみれば今金額の大小でそれを振り分けていると話しましたが、では、金額の大小のラインはどこで決めるのですか。そういう性格のものではないのではないですか。多分これの工事請負費というのは請負契約によって発生しますよね。今私が問題にしている2つの案件、これについては修繕という形で当然出てくる時にはその修繕の請負は主体は誰がやるのですか。指定管理者がやるのですか。それとも町がやるのですか。行政がやるのですか。その辺のことをしっかりしておかないと、こういう問題が出てくるのですよ。本来は指定管理者に指定するという事は、やはり基本的な考え方としては業務の要するに請負業務なのかということなのです。請負契約ではないですよ。指定管理者制度の在り方は。その辺の基本的なところを前からやっぱり問題点としてずっと指摘しているのですよね。そのこのところ、私の認識が違うのであれば違うと言ってください。そうであるなら質問も変えなければいけません。それを聞いているのです。公の施設の設置にあたっては、その目的を効果的に達成するために公共サービスの水準の確保というそういう要請を果たすために最も適切なサービスの提供者を選び、そして期間を定めて申請者提出の事業計画を基に指定管理料を算定して協定を結ぶのですよね。契約ではないですよ。協定を結んで議会の議決を経て、そこを指定すると。それが指定管理者制度だと私は認識しているのです。その業務の主体、中身は公共サービスの推進の確保にあたっての管理運営が主な業務ですよ。そうしてくると、ここで言う修繕なんてことは発生してこないのが普通ではないですか。それをこういう形で指定管理者にお金を丸投げして、どうぞ勝手にあなたのところで工事選んでくださいとか。そういうことをやるのか、その辺ちょっと疑問ですが、本体そのものを行政がやるのか、ここではまだ見えてきませんが、やっぱりそういう基本的なことをしっかりとしておかないと、こういう問題出てくると思いますね。私も何回か指摘して、何か煮え切れない状態でずっと来ました。で、やっぱり今回しっかりその辺のことも認識を改めて頂いて、直すのであれば直す。そ

のような組み換えをするなら組み換えをする。そういった形を行政がやっぱり取るべきだと思うのですがどのようなものですかね。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今和泉和司君） 認識云々ということでございますけれども、指定管理制度がスタートして相当立っておりますけれども、考え方、認識、これは当初から変わっておりません。議員さんおっしゃる通り公の施設の維持管理、管理運営。その管理の中には経年劣化してきたものの修繕、二次補修こういったものも当然入ってきます。日常の管理の中の例えば清掃ですとか、あるいは機器の保守管理、こういったものも入ってきます。この中には指定管理者が直接できないものも当然あります。指定管理の制度としては、再委託をしてもかまわないという。これはそういう制度として持っています。したがって1つの建物を管理運営する場合、清掃ですとか、あるいは警備ですとか、そういったものも指定管理者が警備会社とあるいは清掃会社と契約をして、これは行っております。この一環として通常掛かる経費の中については、指定管理料として町が支払っております。ですから、一貫してずっとこういう形でやってきておりますので、ただ施設の中でも大きく構造を変えたり、あるいは経年劣化の中でこれは設置者として工事をしなければならない。改修をしなければならない。そういったものについては、指定管理者が行うのではなくて、設置者が工事を発注して行うというそういう流れでこれからやってきておりますので、今回の予算措置の中に葬苑のこれはトイレの手洗いですし、美深公園の東屋についてもこれも簡単な補修です。これはやはり日常の管理運営の中に生じる修繕料、補修ですから、これは指定管理者が直接自分で材料等を調達してやっても構わないですし、あるいはどこかに再委託してやっても工事しても修繕としてもこれは構わないと。その中で費用をこれは指定管理者と協議をして定めた金額でございます。たまたま今回これは補正予算で出て来ておりますけれども、当初予算においてもこういった維持補修に係る費用と言うのは指定管理の中に組み込んでおります。ですからたまたま今回補正予算だからこのように目立っただのかもしれませんが当初予算の指定管理の中にもきちっとこれは含まれておりますので、その辺はご理解頂きたいと思います。また大きな高額な、ではなんぼで高額なのだとおっしゃっていますけれども、その辺はこれは指定管理者との協議の中でこれはやはり町がやっぱり設置者として自ら施工しなければならないものについては、町が実施をするのだということで、たまたま課長が額ということも言うておりましたけれども、おおよそ町が直接その施設の保持のために行う工事について、やはり相当高額になっていると。少なくとも100万単位の金額になっていくのではないかというようなことです。それとアウルの先程主幹が答えておりましたけれども、物産展示館自体は、建物自体は町の建物

ですので、それは条例上使用料をとることになっておりませんので、これは頂いておりません。ただ、これは営業上のアウルがあそこを指定管理で維持管理しておりますし、いわゆるその営業もしております、その営業の中の声として、あその場所で他の方が営業をされる時に色々な実費の経費、あるいは管理料を含めて何パーセントか頂いているというのは聞いてございますし、それに関しては町が規定など定めてやっているわけではなくて、あればあその株式会社アウルがそういう管理料的なものを頂いてやっているということですので、使用料を徴収しているのではないかというご指摘ですけれどもそういうことにはなっていないということでご理解頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） まずは1つ目、指定管理の関係で需用費の修繕費とすべきではないかということに関しては説明は受けました。これについては確認しておきますが、当初指定管理者を選定して協定を結びますよね。その協定について指定管理料が今回の補正で発生した場合には協定を結び直すというそういう解釈でいいですか。その協定そのものは今のままなのですか。その辺のところは1つ聞いておきます。とりあえずそっだけ1点だけ聞いておきます。それと物産展示館の使用に関して条例上は無料となっています。先程の答弁も無料でした。しかし管理費はいただきますということなのですね。答弁の中身を聞くと。物産展示館の管理運営にあたっては、アウルを指定管理者制度の中では指定をして今、運営をしていますね。それとは別にあその建物を使用するにあたってはアウルも使用していますよね。アウルは使用するにあたってその掛かる管理費について町の方に払っていますか。それを聞いておきます。というのは、何故かという、あそこは目的として本町地場産品の販路拡大と観光振興を図ると共に地場産品等に対する地域住民の理解を売り場として設置をしたのですね。そうしてくると当然これからどういう組み立てをするかわかりませんが、今までは色々新しく入る方々の色々条件だとかはあったのでしょうか、これからどう進めるか、これから是非協議をしてほしいのですが、そういう大きな目的であるのならば使用料は無料ということは当然あそこ全体の管理費もアウルからはもらっていないのであれば、そこを臨時的に使う人たちの使用料、先程は水道料とか電気代とかトイレの使用とか言われましたけれども、そんな微々たるものこそもらうべきではないと思いますけれども、その辺の見解だけお聞きしてこの質問を終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 指定管理の協定というのは2本あるということご存知かと思えます。3年乃至5年の協定を結んでいますので、ここには管理をするという実際の行為に対する協定を結んでいますけれども、具体的な金額については毎年度当初に年度協定とい

うのを結んでその中で指定管理を年度を通していくらですという協定を結んでおります。ただ、今回のように結構他のところでもあるのですけれども、やはり課長か主幹が答えておりましたけれども、不慮の故障だとか、あるいは物品が損壊して補充をしなければならないとかそういう不測の事態がありますのでそういった場合に指定管理者が即応して頂いて、修繕等の対応をしていただきます。ただ、そこに経費が発生しますので、これはその後補正をしてお願いをして指定管理者との協定の金額を上乗せをしてやっていっているというのがこれが通常のやり方ですので、そういった流れでやっています。これは従前からずっとやっています。色々な体育施設もそうですし、公園もそうですし、各自治会の集会施設も全部そうですね。それぞれ年度途中に変われば、それはやっぱり金額を変えていくというそういったことをやっております。それと使用料の関係ですから、これは使用料ですから条例にありませんので頂いておりません。それとこれは指定管理の前ですね。指定管理になる前については、温泉もそうですし物産館もそうです。使用料、利用料という形で頂いていたはずですが。ただ指定管理になってから相殺というのでしょうか全体の経費の中での指定管理料と当然使用に見合う分のものというのは計算しながら指定管理料を計算していくという。アウルはお客様からの料金を頂いていませんのでわかりずらいかもしれませんが、例えば温泉ですとお風呂に入られるとか宿泊料ですとか、これは全部指定管理者の収入として入っております。それに掛かる経費も指定管理料として町が支払いして、ただ収入であるお客様から頂く料金をそれを差引いた形での指定管理料ですね。計算になっておりますのでこの辺はご理解頂きたいと思います。それとアウルが温泉もそうなのですが、要するにその会社の営業としてやっている部分、これは指定管理料としては含まれておりませんので、アウルについてはトイレの清掃ですとか、そういった部分については100%指定管理料払っております。ただ玄関ですとか、ああいう共有の部分については、それぞれの比率でアウルが当然負担するもの、町が負担するというそういった仕分けをしながらやっていますし、お店の方は完全にアウルの営業ですからアウルの方の経費の中で全て維持管理をやっております。ただ施設に関わる修繕ですとか、アウルとして岩崎議員がおっしゃった通り町の1つのあそこの設置した目的の中に、町の物産だとか美深町の特産品のPRだとか販売だとかというそういうものも担って頂いておりますので、そういったところに掛かる経費というのは当然、指定管理の中で支払いをするというそういう形になっておりますので、ただご質問にある、あそこに出店した方々から料金頂いているのではないかということなのですが、それは町が指定された方から頂いているのではなくて、あくまでもアウルが営業の中でのそういった実際の管理費、経費を頂いている。これは高いとか安いとかというその議論は置いておいて頂きたいのですが、そういう形で

やってきているようでありまして、そこは出店する方と協議の中でやっているようであり
ますので、出店されている方が納得して頂いておられるのかなという考えです。ただ今、
ここ町としての立場での答弁させて頂いておりますので、条例上はそういうことになって
おります。中々ご理解頂けないようではございますけれども、実態としてそうなっているし、これは
間違ったやり方をしているわけではないと思います。一般のお店が自分の店先で営業する
のに料金を貰うというのと同じ考えじゃないかなというように考えております。以上です。

○5番（岩崎泰好君） あと、答弁漏れ。協定についてどうしているのか。その都度補正
の都度協定を書き換えているのかどうか。それはどうなのか。その答えを。

○副町長（今泉和司君） 指定管理の期間の協定と単年度協定があって、単年度協定で金
額を指定管理料を協定していますと。変われば変えますと答弁したはずですが。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。3番 和田君。

○3番（和田 健君） 1点だけ。先程来言われております、小中学校の1人1台タブレッ
トの導入の件なのですけれども、こちらのほう合計すると322台。計算が間違っていな
ければ。なのですが、かなりの数でその時期もちょっと遅れるような報告というか説明も
受けておりますけれども、これ今導入にあたって国の方が補助をする部分もありますけれ
ども、タブレットの耐用年数があると思うのですが、その耐用年数切れた時の更新時の財
源と言うのはどうなりますかね。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） 今の段階でタブレットの更新の財源については国の
方からは何も示されていない状況でございます。

○議長（南 和博君） 補正予算の議案についての質問で頼みますね。3番 和田君。

○3番（和田 健君） それはわかりました。それで今も小中学校でICT機器を利用し
た授業と言うのはプログラミング教育も導入し始められておまして、若干使いながらと
いうところが始まっているところもあるのですけれども、ソフト面に関しては教育長も何
度も答弁されているように教師、教員の方々の技術指導力向上をこれから図っていくとい
う話なのですが、その問題はハードの方も結構なトラブルが発生していると、それに関し
て授業中に教師が授業を中段して職員室に走っていき、解決するまでの間子どもたちを置
いておかなければいけない状況というのが多かれ少なかれ今の段階で発生していると。教
員の方々は、やはりその自分がない時にクラスの子どもたちがどうしているのかという
のがとても心配、恐れていることだということを知ったことがあるのですが、そういった
課題というのはあると思うのですけれども、教育委員会ではどれくらいご報告が確認され
ていらっしゃいますかね。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） 今現在というかこれまでの間ですね。そのPC関係でですね。トラブルが起こってかなり苦労したのだという部分については、まだ聞いたことはなかったのですけれども、特に小学校、中学校もそうなのですけれども、特別支援の支援員も中には入ったり、授業の中に入ったりしていますんで、何かトラブルがあったときには 児童生徒だけが残るということもあるかもしれませんが、そういう先生方サポートに入っていますので、その先生方と一緒に課題解決、見守りを行えるかなと考えております。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 今、そういった連携部分のことをご答弁いただいて私も是非それを進めていってほしいなと思うところと、もう1つ教員の方々のその資質能力向上も含め、今支援員の話もできましたけれども、支援員の方もやはりそういったトラブルにすぐ対処できるような能力をつけていただくということも必要なのではないかなと思うのですが、そういった支援員の方々の研修ということは考えられないのですか。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） 支援員単独での研修というのは特に考えておりません。そして各今現行の教育費の予算の中で各学校において先生方の資質能力向上ですね。研修費予算付けしておりますので、その中で学校全体として研修を行う場合は支援員の方も一緒になって受けることが出来るかなと考えております。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論行います。討論ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今回の一般会計補正予算の審議にあたりまして、私が意図するような内容の補正が数多くありました。とりわけ教育関係のタブレットの導入を私も旧来何年にも渡って念願をしてきた事項でございます。当初賛成をしたいと考えておりましたが、今回の補正の一部であります物産館の改修工事につきまして、質疑の中では明快な答弁はいただけませんでした。とりわけ残念なのは全体構想の計画には未だ着手していない大変な規模になるので、これからはどうなのかというような疑問を呈するような内容でございました。今、アウルも大きな赤字を抱えながら苦慮しながらあそこの運営を行っています。行政としては、やはり今求められる道の駅物産館の在り方をいち早く全体計画をまとめていき、その中の1つとして今回のような改修工事があるのであれば私は大賛成です。しかし、今回改修工事によってその予算の多くは西側全体のパイプの取り外し、そ

してH鋼の改修、しかしその下が利活用今までされなかったということに対しては何らそこをどう、撤去した後どう利活用するのかということについては、一切答弁ございませんでした。これらについて、やはり何年にも渡って大きな課題として議会でも様々な議員が取り上げて参りました。しかしそれらは難しいの一点で計画すらも立てられない状況にあります。ですから、そのようなことを考えるとしっかり今、私はこの1点だけのことですが。しかし、議会にあっては全体の予算に対しての賛成反対ということでございますから涙を吞んで、私は今回の補正に対しては反対を表明するものでございます。皆様のご賛同をお願いをして反対の言葉といたします。

○議長（南 和博君） 他、討論ありませんか。なければ討論を終了します。7番 小口君。

○7番（小口英治君） 賛成、反対が片方だけでしたけれども私はこの物産館展示館の項目に対しては相当数の質問がありましたので休憩を挟んで議員間協議を行いたいと思いますのでお諮りください。

○議長（南 和博君） 只今、小口議員から緊急動議が出されましたが賛同される方はいらっしゃいますか。

（複数挙手）

○議長（南 和博君） 賛成多数ということで動議を承認したいと思います。それでは暫時休憩いたします。概ね再開は12時といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後12時04分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。これより議会運営委員会を開会致しますので暫時休憩をいたします。再開は概ね午後1時15分といたします。

休憩 午後12時05分

再開 午後1時16分

○議長（南 和博君） 休憩を解き、会議を再開します。これから議案第36号について採決をします。議案第36号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（複数挙手）

○議長（南 和博君） 賛成多数です。したがって議案第36号は可決されました。5番岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 動議の提出を求めたいと思っておりますがお諮りください。内容につきましては、発議第2号として議案第36号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第2号）に対する付帯決議であります。

○議長（南 和博君） 只今、岩崎議員から発議第2号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第2号）に関する付帯決議の動議が提出されました。この件について取り扱ってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議がなければ、ここで発議文章を配布いたします。

お諮りします。付帯決議の動議を日程第11に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

◎日程第11 議案第36号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第2号）
に対する付帯決議について

○議長（南 和博君） それでは追加日程 第11、発議第2号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それでは只今から発議第2号の提案説明をしたいと存じます。発議第2号 議案第36号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第2号）に対する付帯決議についてです。これにつきまして、議案第36号 令和2年度 美深町一般会計補正予算（第2号）に対する付帯決議案を別紙の通り提出するものであります。令和2年6月17日。提出者岩崎泰好でございます。ページをお開き頂きまして付帯決議案について朗読をいたします。議案第36号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第2号）に対する付帯決議案。令和2年度美深町一般会計補正予算歳出中、7款商工費、1項商工費、3目物産展示館管理費において物産展示館外部等改修工事請負費にかかる歳出として242万円が計上されました。この事業は道の駅双子座館（物産展示館）の入り口近辺にて軽食とコーヒショップとして利活用されてきた物販スペースが担当者の離町により継続が困難になり閉鎖状態にある施設の改修と物産館西側全体にある鉄骨造りの屋根部分の撤去と天井等の補修にかかるものとのことです。前者はオープンスペースに改修して休憩スペースとし

て活用するもので、後者は老朽化によるものとのことですが、予算執行にあたっては条例にあります「本町地場産品の販路拡大と観光振興を図るとともに地場産品等に対する地域住民の理解を得る場」という設置の目的に沿って、より有効な予算執行が行われるよう、下記の項目について付帯決議をします。記 1つ、物産館西側全体にある鉄骨造りの屋根部分の撤去後のスペース活用の手法や改修するオープンスペースなど道の駅正面について、来客に好感を持たれる施設とすること。2つ、全体構想と全体計画に基づいた改修・改築を行うこと。3つ、地場産品の販路拡大に向け、店舗を出しやすい出店への仕組みを再構築しオープンスペース等の出店使用者の掘り起こしを行うこと。上記決議する。令和2年6月17日 美深町議会。

以上が付帯決議の案でございます。どうぞご審議を頂く中、賛成いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これより発議第2号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第2号）に関する付帯決議を採決します。本件原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（南 和博君） 起立多数です。よって発議第2号は原案の通り可決されました。ここで町長からとくに発言があれば許可いたしたいと思います。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今の決議という形で付帯決議を頂いたところでございます。特に議長から発言を求められましたので若干申し上げたいと思います。只今、物産館と申しますかアウル道の駅の件でありますけれども、今議会にはそれぞれアウル道の駅の関係、物産館の関係ですね。さらには株式会社振興公社2つの赤字の関係もあります。それぞれの株式会社の決算状況等々についても議会にお知らせをしているところでございます。ただ今議会には実は物産館の補正予算として、今先程決議のありました項目等々についてお願をしていたところでございます。それはそれとしてあるわけでありましてけれども、今決議されました部分3点程あるわけでありましてけれども、その中に全体構想、さらには全体

計画に基づいた改修・改築等々を行う場合については云々ということもあるわけでございます。したがって、何と言いますか私も町長という立場でありますけれども、一応両会社の大きな株主でございます。先程すでに株主総会も終わっているわけでありまして議会の決算書等とも明らかにしているわけでありまして、いずれにしても赤字体質でございます。従いまして近く将来に渡ってどうするか。全体構想を示さなければならない。議会と相談していかなければならない。こういうことも近々やらなければならないなと思っております。したがって、物産館さらには振興公社の件についてもご理解を頂いて、この機会にご理解を頂いておかなければならないなと思っておりますので、先ずもってよろしくお願い申し上げます。答弁になるかどうかわかりませんが議長から発言が許されましたので、あえて申し上げておきたいとこのように思っております。よろしくお願いいたします。

◎日程第12 議案第37号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算
(第1号)

○議長(南 和博君) 次、日程第12 議案第37号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。これから議案第37号に関し質疑を行います。

6番 藤原君。

○6番(藤原芳幸君) この37号の補正予算の内容につきましては、午前中にありました条例改正の中で一部触れておりましたので内容等についてはその時点で理解をしているものであります。本年度に関してはそのような形で一般会計より繰出しをして調整をしていくということで理解をしているわけですが、今年度はいいのですけれども次年度以降はどのような形で調整をしていくのか、ちょっと現段階で考えてわかる状況のことをちょっと説明をしていただければと思います。

○議長(南 和博君) 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹(小野勇二君) 只今のご質問、今回の改正というか補正予算については先程の条例の改正に伴った変更ということで補正予算を提案させていただいております。こちらにつきましては、介護保険法並びに介護保険施行法等によって定められた通りの算定をさせていただいております。次年度以降につきましては、まだ国の方の方針等明らかにされておりませんので現状ではお答えできかねるところでございますけれども、全体を通して次期介護保険計画等でその辺も含めて全体を精査していきたいと考えております。

○議長(南 和博君) 6番 藤原君。

○6番(藤原芳幸君) ちょっと補正予算のこととはちょっと離れておりますが最後にこ

のことだけ聞いてやめますけれども、確か来年度で第8期に移行になるので全体計画の中でそういった保険料等のことも含めて計画を立てていくのかなと思いますけれども、それ以上のことは聞けないわけですが、その段階で全体的に保険料も含めて内容も含めて出来上がっていくということになるのはまだまだこれからの議論ということで、そして今年度に関しては、これでしっかりやっていくということで、何とか保険料のことはみんな心配の部分ではあるのですが、そうならないような現状でいけることを願うばかりなのですが、これ以上は聞きません。そのようになるような形での計画の推進をお願いしたいという部分にしかならないわけですが、わかりました。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 今、発言と言うか頂いた通りのご意見と思います。現状7期で基準額算定をしている中で国で定められた率によって段階の保険料をさらに決めてきております。同じような形で8期計画に基づいた保険料基準額を今年度中にある程度定めて次年度以降3年間についての保険料を算定していきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑なしと認めます。質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第37号について採決します。議案第37号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第37号は可決されました。

◎日程第13 議案第38号 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第38号 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第38号に関し質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第38号について採決します。議案第38号 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第38号は可決されました。

◎日程第14 議案第39号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第3号）

○議長（南 和博君） 次、日程第14 議案第39号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。これから議案第39号に関し、提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程、一般会計の補正予算2号を可決いただきましてありがとうございます。これは3号でありますけれども提案理由を申し上げます。今回の補正予算につきましては、恩根内美中線のスクールバス平成25年の3月に購入したものでありますけれども、排気系統の故障により排気ブレーキバルブ、ターボチャージャーの尿素タンクの交換が必要となったものであります。補正額については、歳入歳出それぞれ78万円を追加し、一般会計歳入歳出それぞれ予算の総額は60億5,457万7千円となるものでございます。これらの補正財源につきましては、一般財源いってみれば繰越金で対応して参りたいと考えていますのでよろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは追加議案として別冊で配布いたしました議案第39号を説明いたします。議案第39号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第3号） 令和2年度美深町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第39号に関し質疑を行います。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 故障の原因はどこにあったのかということはおわかりですか。私もたぶんディーゼルの車両のことだと思うので、あまりよく知識にわからないのですが、故障の要因とそれが実際にどういう形になったのかというその経過について聞きたいと存じます。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） 恩根内美中線のスクールバスにつきましては、先程の提案説明、総務課長の説明があった通り、6月8日の日警告ランプが点灯したものですから整備工場の方に持ち込みました。そこで何が壊れているかという部分で排気ブレーキバルブとターボチャージャー、そして尿素タンクが壊れているということで交換が必要です。これ以上走れませんというように整備工場の方から言われております。原因は何でしょうねというところで話はさせてもらったのですが、原因は整備工場の段階では原因はわかりませんということでしたので、ぶつけたとかそういうことではなくて、自然と言ったらいいでしょうか。通常一般的な故障であるというように考えております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第39号について採決します。議案第39号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第3号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第39号は可決されました。

◎日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（南 和博君） 次、日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 諮問第1号でございますけれども、人権擁護委員の推薦について提案説明を申し上げます。平成26年7月から人権擁護委員として活躍頂いておりました宇野育子氏がこの9月30日をもって2期目の任期が満了することになります。今般旭川地方法務局長からその後の候補者の推薦依頼がありました。本町としては宇野氏の再推薦をいたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会のご意見を賜るものであります。ここで宇野氏の経歴を若干申し上げたいと思っております。宇野氏は平成22年3月までの26年間、本町の職員として教育行政に携わった後、株式会社宇野電工社の取締役就任されております。現在は、民生児童委員さらには美深町社会福祉協議会理事などを務められております。本町の福祉・教育の推進にご尽力いただいているところでありますけれども、彼女は人格・識見が高く、よく社会の実情に精通され社会的信望も厚い方であ

ります。人権擁護員の適任者として推薦したく議会の同意といたしますか、ご意見を賜るものであります。よろしく提案説明といたしますけれども、履歴についてはさらに過去うちの職員でありましたので、そして現職でありますからご理解を頂いているのかなと思っておりますので、以下省略いたしますけれども、いずれにしてもよろしく願いをして推薦にしたいと思っております。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから諮問第1号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。お諮りします。町長は宇野育子氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり本議会の意見は適任と決定し、答申することにしたいと思っておりますが、このように決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって諮問第1号は原案の通り答申することに決定しました。

◎日程第16 同意第1号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第16 同意第1号 美深町農業委員会委員の任命について乃至日程第25 同意第10号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 同意第1号から10号まで一括して提案説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。現委員の任期満了にともないまして令和2年7月20日から新たに就任する農業委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。本町の農業委員につきましては定員10名で任期は3年でございます。それでは一括でありますけれども、10名について順次提案を申し上げます。まず第1号の藤本博氏は、昭和32年生まれの63歳。町内、楠において畜産経営の傍ら、現農業委員として活躍をいただいております、この7月19日をもって1期目の任期満了を迎えようとしております。次に、2号の菅野能弘氏は、昭和34年生まれで60歳。町内斑浜地区で畑作経営の傍ら現農業委員としてご活躍をいただいております、この7月19日をもって1期目の任期満了を迎えようとしております。同意第3号、神野充布氏は、昭和40年生まれで55歳。町内、西里地区で酪農業を営む傍ら現農業委員として活躍を頂いており、この7月19日をもって3期目の任期満了を迎えようとしており

ます。同意第4号でありますけれども、山下博史氏は昭和50年生まれて45歳。町内、南地区において水稲・畑作経営の傍ら現農業委員としてご活躍頂いており、この7月19日をもって1期目の任期満了を迎えようとしております。次に第5号でありますけれども、樋口國先氏は、昭和50年生まれて44歳。町内、富岡地区において稲作経営の傍ら、現農業委員としてご活躍頂いており、この7月19日をもって1期目の任期満了を迎えようとしております。同意第6号でありますけれども、長谷川和夫氏は、昭和49年生まれて45歳。町内吉野地区で水稲・畑作経営の傍ら、現農業委員としてご活躍いただいております、この7月19日をもって1期目の任期満了を迎えようとしております。同意第7号でありますけれども杉田文枝氏は昭和30年生まれて65歳。町内東地区で家族とともに酪農・畑作経営の傍ら、現農業委員としてご活躍いただいております、この7月19日をもって1期目の任期満了を迎えようとしています。第8号になりますけれども、佐藤能將氏は、昭和34年生まれの60歳。町内敷島地区において畜産経営の傍ら、現在土地改良区理事、敷島営農集団長としてご活躍をされております。同意第9号 加川可名子氏は昭和48年生まれて46歳。町内富岡地区で家族とともに水稲・畑作経営の傍ら、現在国民健康保険運営協議会委員としてご活躍をされています。以上9人につきましては、いずれも地域農業に明るく農地事情に精通しており、最適任の方であると考えまして委員として推薦したく同意を求めるものでございます。次に同意第10号は、いわゆる中立委員としての任命でございます。中立委員は農業委員会の所掌に関する事項に関し利害関係を有しない者とのこととなります。1人以上は任命しなくてはならないこととなっているわけでありまして、そこで瓜田晃氏は、昭和29年生まれて66歳。町内、南町29番地に在住してございまして昭和47年4月から平成27年3月まで42年間、町職員として勤務されました。その間農業委員会事務局長や産業施設課産業グループ主幹を務め農業行政に精通しており、現農業委員の中立委員としてご活躍を頂いており、この7月19日をもって1期目の任期満了を迎えようとしております。中立委員として最適任の方であると考え委員として任命致しく同意を求めるものであります。満場の皆様方のご同意を頂きますよう、お願い申し上げ一括しての説明、提案説明といたします。なお、一覧表といいますかそういうものはお手元の方に届いているのかなと思っております。佐藤能將さんですね。さらには加川可名子さん等が新人でございますけれども、あと、他の方については現職それぞれの地域等々からの推薦等々もあります。そのような関係でよろしくお願い申し上げて対案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから同意第1号乃至同意第10号について一括質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 質疑なしと認め質疑を終了します。討論は省略し、これより同意第1号乃至同意第10号を採決します。なお、この採決は起立によって行います。まず、日程第16 同意第1号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(南 和博君) 全員起立です。したがって同意第1号は同意することに決定しました。

◎日程第17 同意第2号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長(南 和博君) 次、日程第17 同意第2号 美深町農業委員会委員の任命について同意をもとめる件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(南 和博君) 全員起立です。したがって同意第2号は同意することに決定しました。

◎日程第18 同意第3号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長(南 和博君) 次、日程第18 同意第3号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(南 和博君) 全員起立です。したがって同意第3号は同意することに決定することに決定しました。

◎日程第19 同意第4号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長(南 和博君) 次、日程第19 同意第4号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(南 和博君) 全員起立です。したがって同意第4号は同意することに決定しました。

◎日程第20 同意第5号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長(南 和博君) 次、日程第20 同意第5号 美深町農業委員会委員の任命につ

いて同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(南 和博君) 全員起立です。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

◎日程第21 同意第6号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長(南 和博君) 次、日程第21 同意第6号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(南 和博君) 全員起立です。したがって同意第6号は同意することに決定しました。

◎日程第22 同意第7号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長(南 和博君) 次、日程第22 同意第7号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(南 和博君) 全員起立です。したがって同意第7号は同意することに決定しました。

◎日程第23 同意第8号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長(南 和博君) 次、日程第23 同意第8号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(南 和博君) 全員起立です。したがって同意第8号は同意することに決定しました。

◎日程第24 同意第9号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長(南 和博君) 次、日程第24 同意第9号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(南 和博君) 全員起立です。したがって同意第9号は同意することに決定しました。

◎日程第25 同意第10号 美深町農業委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第25 同意第10号 美深町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（南 和博君） 起立多数です。したがって同意第10号は同意することに決定しました。

◎日程第26 同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（南 和博君） 次、日程第26 同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第27 同意第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 同意第11号及び12号で固定資産評価審査委員会委員の選任について一括して提案説明を申し上げます。ご承知の通り本町の固定資産評価審査委員会委員につきましては、任期が3年間。総数3名でございます。委員の内、遠藤氏と向井氏の両名が6月26日をもって任期満了を迎えることから委員の選任にあたりまして地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を必要とするものであります。今定例会において遠藤氏の再任と向井氏におかれましては退任の意思が固いため後任の委員について選任の同意を提出させていただいたところであります。同意第11号でありますけれども再任の提案を申し上げます。遠藤伸浩氏は、固定資産評価審査委員として平成26年から2期6年間にわたりご活躍をいただいております。現職でありまして59歳であります。千代田学園といひますか専門学校を卒業されて菓子店を生業といひますか生業として経営されているわけでありまして。青申会の会長等もなされておりました社会的活動にも積極的に参加され、現在は食品衛生協会の副会長。また消防団本部の分団長としても活躍を頂いているところでございます。細かい経歴等につきましては、現職でありますので避けさせていただきますけれどもよろしくお願いをしたいと思っております。同意第12号でありますけれども、深澤光宏氏であります。深澤氏は、昭和46年生まれで現在49歳であります。平成2年に美深高等学校を卒業後、民間企業のお勤めを経て平成15年に本町にUターンをし、家業の後継者として米づくりに従事され平成17年からは経営者として稲作を中心とした農業を営まれております。平成26年からは美深土地改良区の監事、さらに平成30年からは土地改良区の総括監事を務められており、北はるかもち米生産組合美深部会では事務局

長として活躍をいただいております。これまでの民間企業のご経験、農業経営や社会のご活躍、何よりも地域事情に精通した方であると考えております。遠藤氏、深澤氏の両名とも公正な審査、判断力が求められる固定資産評価審査委員として適任であると考えておりますので満場のご同意を頂きますようお願い申し上げます。なお、遠藤氏の履歴さらに深澤氏の履歴等もあるわけでありまして、今まで申し上げましたように特に遠藤氏は現職でありますし、深澤氏は、新しく委員に推薦いただくわけでありまして、49歳、そして民間企業等も経てということでもあります。先程申し上げましたように土地改良区の役員、さらには北はるかもち米生産組合の事務局長等々もされているわけでありまして。そのようなことで以上、推薦申し上げますのでよろしくご同意をお願いいたしたく提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから同意第11号及び同意第12号について一括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。討論は省略し、これより同意第11号及び同意第12号を採決します。なお、この採決は起立によって行います。まず日程第26 同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって同意第11号は同意することに決定しました。

◎日程第27 同意第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（南 和博君） 次、日程第27 同意第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって同意第12号は同意することに決定しました。

◎日程第28 報告第5号 委員会報告 第6次美深町総合計画調査特別委員会
中間報告

○議長（南 和博君） 次、日程第28 報告第5号を議題とします。第6次美深町総合

計画調査特別委員会から調査研究事件の中間報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） それでは第6次美深町総合計画調査特別委員会の中間報告をいたします。令和元年第3回定例会において設置されました第6次美深町総合計画調査特別委員会における調査研究事件について会議規則第47条第2項の規定により報告いたします。調査研究事件、第6次美深町総合計画策定に関する調査。調査等の実施日及び調査等の項目。第1回目は令和元年9月20日。第3回定例会において美深町総合計画調査特別委員会が設置され同日正副委員長を互選いたしました。その後12回にわたる調査特別委員会を行い、また評価委員会も各常任委員会ごとに調査を行いました。そして調査研究の概要につきましては、本委員会は第6次美深町総合計画の策定に関する調査であり、議長を除く10人で構成される委員会です。令和2年12月開催の第4回定例会において提案予定の第6次美深町総合計画の基本構想の決議に向け、第5次美深町総合計画の各種事業について行政評価調査を参考とし、これまでの議会の場で行われてきた議論などを基に評価と課題を本委員会で整理し、令和2年6月開催の第2回定例会において本日中間報告をいたします。

その後の本委員会においては、基本構想の素案の説明や基本計画の内容の概要を受けた後、第5次美深町総合計画の評価・結果を踏まえながら第6次美深町総合計画をどうあるべきかについて各議員間の議論を通じて内容を精査していき、令和2年12月開催の第4回定例会において最終報告をする予定であります。調査のまとめとしまして、中間報告のまとめといたしまして、本委員会では各常任委員会が所管する第5次美深町総合計画の各事業についてそれぞれの常任委員会単位で評価委員会を開催し、評価と課題の整理を行い、その評価結果を本委員会の場において議員全員により協議をおこない、中間報告として決定したものであります。第5次美深町総合経過の31の政策、中項目について取り組みの評価と今後の課題を整理し、98の主要施策（小項目）ごとに評価分類に基づき、評価を行い◎十分評価できるが30施策、○概ね評価できるが62施策、△やや不足が6施策、▲不足という評価はありませんでした。詳しい評価内容については、次の検査調書にて報告いたしますのでご覧のほどをよろしく願いをいたしまして、第6次美深町総合計画調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

◎日程第 2 9 意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第 2 9 意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は藤原議員。賛成者は、小口・中野・荒川・名取議員です。この際、提出者の藤原議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

6 番 藤原君。

○6 番（藤原芳幸君） 意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について申し上げます。地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条の規定により以下の通りに意見書を提出するものであります。提出者は、私藤原。賛成者は、小口、中野、荒川、名取各議員であります。提出先は内閣総理大臣、以下関係大臣となっております。それでは意見書の内容であります。今、地方自治体には、医療・介護・社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している新型コロナウイルス感染症対策など緊急な対応を要する課題にも直面しています。とりわけ新型コロナウイルス感染症に対しては、国の緊急事態宣言が出されるなど、全国的に猛威を振るっており、未だに収束の目処は見通せないどころか長期化が予想される状況になっています。このため各自治体では住民の命と生活を守るために感染拡大防止や地域経済対策、雇用対策など様々な対策がとられています。しかしながら 4 月 3 0 日に成立した令和 2 年度一般会計補正予算において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は成立しましたが、全国各自治体が必要とする財政需要に到底対応出来るような規模には至っておりません。政府は本年度第 2 次補正予算を成立させましたが、長期化が予想される新型コロナウイルス対策には、国の責任において更なる追加予算の措置を含めた対応が必要不可欠であります。また人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめ、新型コロナウイルス感染にかかる継続的な対策を必要とする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。このため、令和 2 年度補正予算及び令和 3 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めるものであります。1 項目目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額を大幅に増額すること。交付金の算

定にあたっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策を実行できるよう確実な財政措置を行うこと。2、さらに各自治体の実情に応じた実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には確実に交付金の対象とするとともに柔軟に活用できる自由度の高い制度とすること。3、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金についても総額の増額など、地域に必要な医療提供体制を整備するための措置を講ずること。4、社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。5、とりわけ子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。6、会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて本来の法の趣旨に基づく所要額の調査を行い確実にその財源を確保すること。7、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について。引き続き同規模の財源を確保すること。8、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講ずること。9、令和2年度の地方財政計画では、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。10、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。以上、地方自治法第99条によって意見書を提出するものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第1号について質疑をおこないます。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なければ質疑を終了します。討論もありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから意見書案第1号を採決します。意見書案第1号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって意見書案第1号は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第30 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充

実・強化を求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第30 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は岩崎議員、賛成者は和田、齊藤、五十嵐、田中の各議員です。この際、提出者の岩崎議員から本件の趣旨についてご説明を頂きます。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出する。令和2年6月17日提出。提出者は私、岩崎。賛成者は、和田議員、齊藤議員、五十嵐議員、田中議員でございます。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣でございます。意見書案の朗読をもって説明とさせていただきます。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、植えて育てて、伐って使って、また植えるといった森林資源の循環利用を進める必要がある。森林の整備を進め、木材を積極的に利用していく事は山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。本町をはじめ、道内各地域では森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など様々な取り組みが進められてきたところである。人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や、伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。よって国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。記 1つ、森林の多面的機能を維持的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。2つ、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特別措置を継続すること。3つ、森林資源の循環利用を通して、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強

化するところ。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。以上でございます。皆さんのご賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。討論もありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論も終了します。

○議長（南 和博君） これから意見書案第2号を採決します。意見書案第2号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、意見書案第2号は原案の通り可決し意見書を提出することに決定しました。

◎日程第31 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第31 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項につきまして、閉会中の所管事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思います。そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって閉会中の所管事務調査の申し出は承認と決定しました。これで本定例会に付議された案件の一切を終了しましたので会議を閉じます。これで令和2年第2回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦労様でした。

閉会 午後2時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 名 取 明 美

署名議員 田 中 真奈美